

青森県子ども・若者白書

令和7年度版

青 森 県

はじめに

青森県の未来を担う財^{たから}である子ども・若者が心身ともにたくましく健やかに成長することは、県民全ての願いです。そして、その実現のため、私たち大人は模範となり、その健全な育成に努め、地域全体で温かく見守っていく必要があります。

近年、少子化や、核家族化、地域力の低下、情報化社会の急速な進展など、子ども・若者を取り巻く社会環境の急速な変化は、子ども・若者の意識や行動に大きな影響を及ぼしています。その結果、少年非行、いじめや不登校、ニート、ひきこもり、貧困のほか、インターネットが介在する問題行動など憂慮すべき事態が多く見られ、子ども・若者を巡る問題はますます複雑化、多様化しています。

県では、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」において、めざす姿を「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」として掲げるとともに、昨年度に「青森県子ども計画」を策定し、基本理念である「子ども・若者が、安心して、幸せに生活できるよう社会全体で支援し、子ども・若者が、青森県の未来を担い、次世代を育んでいく『こどもまんなか青森』の実現を目指し、子ども・若者たちが自己肯定感や充実感を持ち、心身ともにたくましく健やかに成長するよう、支援の充実・強化に努めているところです。

本書では、第1部は子ども・若者の現状と課題、第2部は子ども・若者育成支援施策の実施状況について取りまとめています。青少年育成関係者はもとより、県民の皆様に広く御活用いただき、本県の子ども・若者の育成・支援の一助になることを願っています。

最後に、本書の作成に当たり、御協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、本県の未来を担う子ども・若者が自らの可能性を大きく伸ばし、心豊かでたくましく育つよう、更なる御支援、御協力をお願いいたします。

令和8年2月

青森県子ども家庭部県民活躍推進課

目 次

≪第1部≫子ども・若者の現状と課題

第1章 人口

1 現状と推移	1
2 年齢別（男女別）人口	2
3 市町村別人口	2
4 社会動態	4

第2章 健康

1 児童・生徒の体格	5
2 児童・生徒の体力	5
3 性感染症及びエイズ・H I V感染症	12
4 こころの健康	14

第3章 教育

第1節 幼児・児童・生徒・学生数	17
------------------	----

第2節 学校教育

1 学校概要	18
2 幼稚園	19
3 幼保連携型認定こども園	19
4 小学校	19
5 中学校	20
6 高等学校	20
7 特別支援学校	21
8 専修学校・各種学校	21
9 大学	22

第3節 進路状況

1 中学校	23
2 高等学校	24

第4節 選挙における投票率の状況	25
------------------	----

第4章 雇用と労働

第1節 産業別就労人口	26
-------------	----

第2節 就業状況

1 新規学校卒業者の求人・就職状況	27
2 新規学校卒業者の求職動向	28
3 新規学校卒業者の初任給	29
4 新規学校卒業者の離職状況	30
5 完全失業率と完全失業者数の状況	31
6 雇用の状況	32

第5章 様々な困難

1 生活保護世帯の19歳以下の被保護者数の状況	34
-------------------------	----

2	要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移	34
3	ひとり親世帯の状況	35
4	進学率	36
5	貧困	36
6	ヤングケアラーの状況	36
7	ひきこもりの状況	36
8	いじめ、不登校、中途退学、暴力行為	37
9	自殺	39
10	外国人	40
第6章 安全と問題行動		
第1節 安全		
1	死亡者数	42
2	交通事故	43
3	水難	45
第2節 犯罪や虐待		
1	犯罪被害の状況	45
2	児童虐待相談対応件数	46
第3節 少年非行		
1	非行少年等の検挙・補導人員の年別推移	47
2	刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移	47
3	刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移	48
第4節 薬物乱用		
第5節 性逸脱行為		
第7章 情報（インターネット）		
第8章 青少年の意識		
1	青少年の意識に関する調査について	52
2	結果概要(単純集計)	53
第9章 環境づくり		
第1節 県の推進体制		
1	青森県青少年健全育成審議会	59
2	青森県子ども・若者支援地域協議会	59
3	青森県青少年健全育成推進員	60
4	青森県青少年行政連絡会議	61
5	青少年の意識に関する調査と子ども・若者白書	62
第2節 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり		
1	放課後の居場所づくりの推進	62
2	こどもの居場所	63
3	施設の整備	63

コラム ヤングケアラー当事者の人生から考える支援のあり方	67
子どもは地域で育つ。AIでは代わりにならない“心の体験”という学び	70
「若者よ、ご縁をつかめ！時には手放せ!!」	72

≪第2部≫子ども・若者育成支援施策の実施状況

第1章 人口

第1節 若者の地域定着の推進	74
----------------	----

第2章 健康

第1節 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化	75
-------------------------	----

第2節 こころの健康への支援	75
----------------	----

第3章 教育

第1節 確かな学力の向上	76
--------------	----

第2節 社会的・職業的自立に向けた能力の育成	
------------------------	--

1 勤労観・職業観の形成	77
--------------	----

2 社会参加の推進	78
-----------	----

第4章 雇用と労働

第1節 職業能力の育成と就労支援	
------------------	--

1 職業能力開発の充実	82
-------------	----

2 就労支援・就労相談	84
-------------	----

第2節 ニート等に対する支援	
----------------	--

1 ニート等に対する就労支援	85
----------------	----

2 若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進	85
------------------------	----

第5章 様々な困難

第1節 障がい等のある子ども・若者への支援	
-----------------------	--

1 障がい等のある子ども・若者への支援	88
---------------------	----

2 発達障がいのある子ども・若者への支援	96
----------------------	----

第2節 ひきこもりの子ども・若者への支援	
----------------------	--

1 精神保健・福祉・医療分野での支援	97
--------------------	----

2 社会教育からの支援	98
-------------	----

第3節 貧困、ヤングケアラーへの対応	
--------------------	--

1 こどもの貧困対策の推進	98
---------------	----

2 ヤングケアラーへの対応	99
---------------	----

第4節 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応	
-------------------------	--

1 いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援	99
-----------------------	----

2 高校中途退学対策と中途退学者への支援	101
----------------------	-----

第5節 自殺	
--------	--

1 子ども・若者の自殺対策の推進	101
------------------	-----

第6節 外国人	
---------	--

1 外国人の子ども・帰国児童生徒の教育支援	101
-----------------------	-----

第6章 安全と問題行動

第1節 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

- 1 子ども虐待の防止 102
- 2 子供・女性110番の家 102

第2節 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援

- 1 非行・犯罪防止対策 102
- 2 立ち直り支援 103

第7章 情報（インターネット）

第1節 インターネット等をめぐる問題対策の推進

- 1 青森県青少年健全育成条例に基づくインターネット利用環境の整備 113
- 2 合同サポートチーム（STEPS）の活動 113
- 3 インターネットに関する情報の監視 113
- 4 青少年のネットセーフティ加速化の取組 113

第8章 環境づくり

第1節 県の取組

- 1 青森県青少年健全育成条例に基づく対策の推進 115

第2節 困難を有する子ども・若者やその家族に対する支援

- 1 関係機関等による相談支援体制の強化 116
- 2 支援対応能力の向上と支援機関の周知 117

第3節 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

- 1 放課後の居場所づくりの推進 117
- 2 こどもの居場所 117
- 3 子ども・若者のための施設の取組 118

第4節 県民一人ひとりが参画する環境づくり

- 1 地域活動の支援 122

第5節 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

- 1 地域の人財育成 124

《参 考》 青森県青少年健全育成条例 127

利用上の注意

- 本書に掲載されているデータでは、子ども・若者の年齢は30歳未満を基本としていますが、データによっては年齢層が異なるので、注意してください。
- 本書は令和7年11月30日現在の内容としていますが、掲載されているデータによって、令和7年4月1日現在のものや、令和5年度のもの、それ以前のものもあるので、注意してください。

《第1部》

子ども・若者の現状と課題

第1章 人口

1 現状と推移

令和2年国勢調査による県の総人口は1,238千人である。このうち、青少年人口（0～29歳）は271千人で、総人口（年齢不詳を除く。）に占める割合は22.2%となっている。

本県の青少年人口の推移をみると、昭和50年までは総人口の半数以上を占めていたが、昭和55年に初めて50%を割り、以後、国勢調査を重ねる度に、その占める割合が減少している。

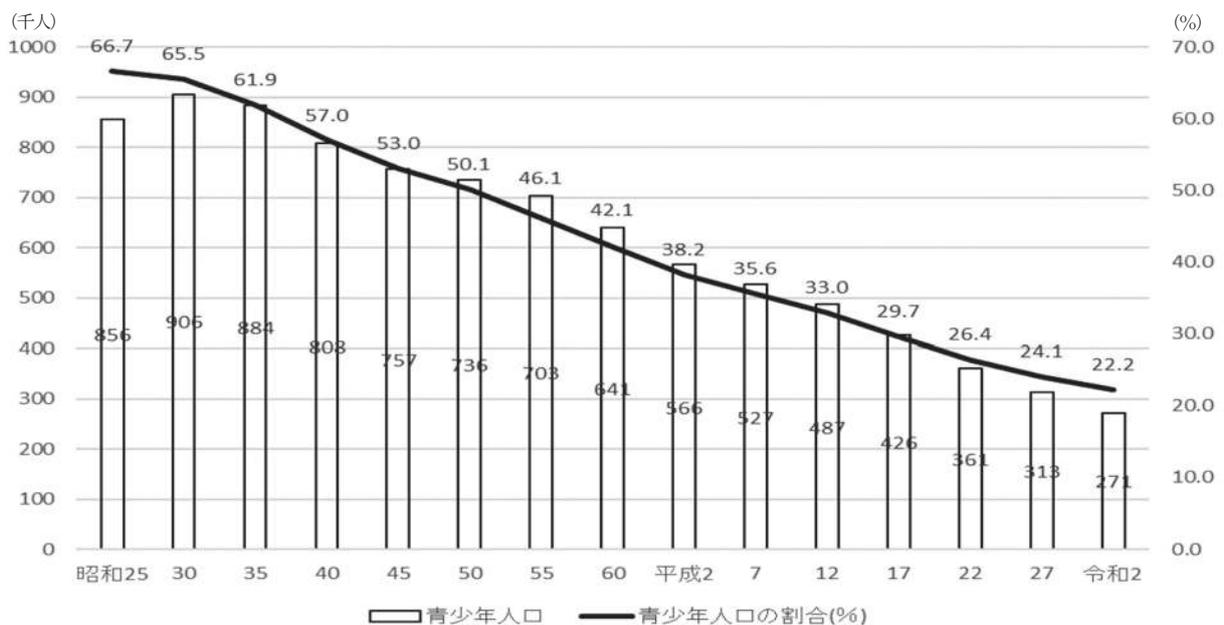
これは、出生数の減少、平均寿命の延伸等に加え、大学への進学や就職等による青少年の県外流出が要因と考えられる。

第1-1-1表 本県の青少年人口の推移

(単位:千人)

区分年次	青森県総人口	青少年人口	青少年人口の割合(%)	青少年人口増減数	青少年人口増減率(%)	青少年人口の指数(昭和25年=100)
昭和25	1,283	856	66.7	-	-	100
30	1,383	906	65.5	50	5.8	106
35	1,427	884	61.9	△22	△2.4	103
40	1,417	808	57.0	△76	△8.6	94
45	1,428	757	53.0	△51	△6.3	88
50	1,469	736	50.1	△21	△2.8	86
55	1,524	703	46.1	△33	△4.5	82
60	1,524	641	42.1	△62	△8.8	75
平成2	1,483	566	38.2	△75	△11.7	66
7	1,482	527	35.6	△39	△6.9	62
12	1,476	487	33.0	△40	△7.6	57
17	1,437	426	29.7	△61	△12.5	50
22	1,373	361	26.4	△65	△15.3	42
27	1,308	313	24.1	△48	△13.3	37
令和2	1,238	271	22.2	△42	△13.4	32

(注) 「青少年人口の割合」は「青森県総人口」から年齢不詳を除いて算出 出典：総務省「国勢調査」



第1-1-1図 本県の青少年人口の推移

出典：総務省「国勢調査」

2 年齢別（男女別）人口

令和2年国勢調査による本県の年齢別（男女別）青少年人口は、15～19歳が52,090人で最も多く、青少年人口全体の19.2%を占めている。

次いで、10～14歳の48,258人（17.8%）、25～29歳の46,128人（17.0%）などの順となっており、各年齢とも平成27年よりも減少している。

第1-1-2表 年齢別（男女別）青少年人口

（単位：人）

区 分	令和2年国勢調査				平成27年国勢調査			
	総数	年齢別割合(%)	男	女	総数	年齢別割合(%)	男	女
0～4歳	37,334	13.8	18,980	18,354	42,943	13.7	21,983	20,960
5～9歳	43,520	16.0	22,328	21,192	48,296	15.4	24,551	23,745
10～14歳	48,258	17.8	24,590	23,668	56,969	18.2	29,127	27,842
15～19歳	52,090	19.2	26,958	25,132	60,960	19.5	31,176	29,784
20～24歳	43,854	16.2	23,002	20,852	50,486	16.1	25,928	24,558
25～29歳	46,128	17.0	23,886	22,242	53,303	17.0	27,101	26,202
計	271,184	100.0	139,744	131,440	312,957	100.0	159,866	153,091

（注）原数値による

出典：総務省「国勢調査」

3 市町村別人口

令和2年国勢調査による本県の市町村別の青少年人口（0～29歳）は、市部では、青森市が59,019人で最も多く、次いで、八戸市の52,399人、弘前市の40,533人となっており、市部における青少年人口の占める割合は23.0%となっている。

また、町村部では、おいらせ町、藤崎町、東北町、階上町、南部町の順に多く、町村部における青少年人口の占める割合は19.8%となっている。

第1-1-3表 市町村別青少年人口

(単位:人)

市町村名	総人口			青少年人口(0~29歳)			青少年人口の割合(%)	
	令和2年	平成27年	増減率(%)	令和2年	平成27年	増減率(%)	令和2年	平成27年
青森市	275,192	287,648	△ 4.3	59,019	68,461	△ 13.8	22.4	24.3
弘前市	168,466	177,411	△ 5.0	40,533	46,128	△ 12.1	24.4	26.2
八戸市	223,415	231,257	△ 3.4	52,399	58,275	△ 10.1	23.7	25.5
黒石市	31,946	34,284	△ 6.8	6,982	8,413	△ 17.0	21.9	24.6
五所川原市	51,415	55,181	△ 6.8	10,159	12,375	△ 17.9	19.9	22.5
十和田市	60,378	63,429	△ 4.8	13,742	15,683	△ 12.4	23.0	24.8
三沢市	39,152	40,196	△ 2.6	10,359	11,559	△ 10.4	26.9	28.9
むつ市	54,103	58,493	△ 7.5	11,616	13,848	△ 16.1	21.8	23.8
つがる市	30,934	33,316	△ 7.1	5,946	7,209	△ 17.5	19.2	21.7
平川市	30,567	32,106	△ 4.8	6,685	7,552	△ 11.5	21.9	23.5
市部計	965,568	1,013,321	△ 4.7	217,440	249,503	△ 12.9	23.0	24.9
平内町	10,126	11,142	△ 9.1	1,799	2,191	△ 17.9	17.8	19.7
今別町	2,334	2,756	△ 15.3	251	321	△ 21.8	10.8	11.6
蓬田村	2,540	2,896	△ 12.3	455	560	△ 18.8	17.9	19.5
外ヶ浜町	5,401	6,198	△ 12.9	624	856	△ 27.1	11.6	13.8
鱒ヶ沢町	9,044	10,126	△ 10.7	1,359	1,771	△ 23.3	15.0	17.5
深浦町	7,346	8,429	△ 12.8	962	1,292	△ 25.5	13.1	15.3
西目屋村	1,265	1,415	△ 10.6	251	276	△ 9.1	19.8	19.5
藤崎町	14,573	15,179	△ 4.0	3,353	3,636	△ 7.8	23.0	24.0
大鰐町	8,665	9,676	△ 10.4	1,387	1,746	△ 20.6	16.0	18.0
田舎館村	7,326	7,783	△ 5.9	1,562	1,790	△ 12.7	21.3	23.0
板柳町	12,700	13,935	△ 8.9	2,448	3,056	△ 19.9	19.3	21.9
鶴田町	12,074	13,392	△ 9.8	2,484	3,116	△ 20.3	20.6	23.3
中泊町	9,657	11,187	△ 13.7	1,540	2,025	△ 24.0	15.9	18.1
野辺地町	12,374	13,524	△ 8.5	2,362	2,835	△ 16.7	19.1	21.0
七戸町	14,556	15,709	△ 7.3	2,747	3,182	△ 13.7	18.9	20.3
六戸町	10,447	10,423	0.2	2,385	2,401	△ 0.7	22.8	23.2
横浜町	4,229	4,535	△ 6.7	869	1,004	△ 13.4	20.5	22.1
東北町	16,428	17,955	△ 8.5	3,324	3,981	△ 16.5	20.2	22.2
六ヶ所村	10,367	10,536	△ 1.6	2,741	2,911	△ 5.8	27.0	27.9
おいらせ町	24,273	24,222	0.2	6,175	6,588	△ 6.3	25.8	27.2
大間町	4,718	5,227	△ 9.7	985	1,219	△ 19.2	20.9	23.6
東通村	5,955	6,607	△ 9.9	1,203	1,493	△ 19.4	20.2	22.6
風間浦村	1,636	1,976	△ 17.2	236	338	△ 30.2	14.5	17.1
佐井村	1,788	2,148	△ 16.8	237	376	△ 37.0	13.3	17.5
三戸町	9,082	10,135	△ 10.4	1,601	1,987	△ 19.4	17.7	19.6
五戸町	16,042	17,433	△ 8.0	2,837	3,523	△ 19.5	17.7	20.2
田子町	4,968	5,554	△ 10.6	812	1,016	△ 20.1	16.3	18.3
南部町	16,809	18,312	△ 8.2	3,150	3,785	△ 16.8	18.7	20.7
階上町	13,496	14,025	△ 3.8	3,290	3,787	△ 13.1	24.8	27.3
新郷村	2,197	2,509	△ 12.4	315	392	△ 19.6	14.3	15.6
町村部計	272,416	294,944	△ 7.6	53,744	63,454	△ 15.3	19.8	21.6
県計	1,237,984	1,308,265	△ 5.4	271,184	312,957	△ 13.3	22.3	24.1

(注) 「青少年人口の割合」は「総人口」から年齢不詳を除いて算出

端数処理の関係で、第1-1-1表の増減率と県計の増減率は一致しない。

出典：総務省「国勢調査」

4 社会動態

令和2年から令和6年までの年齢別の社会動態の推移をみると、20～24歳の転出超過数が2,000人を超えて最も多く、次いで15～19歳が1,000人台となっている。

25～29歳代の転出超過数は、令和4年までは200人台だったが、令和5年以降増加傾向にある。

30～39歳の転出超過数は、100人前後で推移している。

第1-1-4表 年齢別県外転入出者数

(単位：人)

年齢階級	R 2 (令和1年10月1日から令和2年9月30日まで)			R 3 (令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)			R 4 (令和3年10月1日から令和4年9月30日まで)			R 5 (令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)			R 6 (令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)		
	転入	転出	差引増減												
15～19歳	1,754	3,397	△ 1,643	1,655	3,342	△ 1,687	1,706	2,982	△ 1,276	1,666	2,928	△ 1,262	1,537	2,765	△ 1,228
20～24歳	3,650	6,041	△ 2,391	3,684	5,854	△ 2,170	4,168	6,290	△ 2,122	3,939	6,329	△ 2,390	3,818	6,220	△ 2,402
25～29歳	2,846	3,065	△ 219	2,751	3,041	△ 290	3,198	3,440	△ 242	3,100	3,536	△ 436	3,112	3,447	△ 335
30～34歳	2,028	2,114	△ 86	1,918	2,040	△ 122	2,116	2,165	△ 49	2,152	2,240	△ 88	2,071	2,185	△ 114
35～39歳	1,491	1,586	△ 95	1,424	1,539	△ 115	1,537	1,611	△ 74	1,592	1,614	△ 22	1,513	1,531	△ 18
計	11,769	16,203	△ 4,434	11,432	15,816	△ 4,384	12,725	16,488	△ 3,763	12,449	16,647	△ 4,198	12,051	16,148	△ 4,097

出典：統計分析課「青森県の人口」

第2章 健康

1 児童・生徒の体格

県教育委員会で実施した「令和6年度青森県学校保健調査」による本県児童生徒の体格の平均値は、第1-2-1表のとおりである。

(1) 全般的な傾向

身長、体重とも、加齢に伴う発達傾向は、全国とほぼ同様であり、年齢層間の成長値（1年間の伸び）の変化を見ると、女子が男子に比べて早くピークを迎えている。

(2) 項目ごとの特徴

ア 身長

男女とも全年齢層で全国平均を上回っている。全国平均との差では、男子は13歳の1.3cmが最も大きく、女子は10歳の1.4cmが最も大きい値となっている。年間発育量は、男子は11歳から12歳が7.9cmと最も大きく、女子は9歳から10歳が6.9cmと最も大きい値となっている。

イ 体重

男女とも全年齢層で全国平均を上回っている。全国平均との差では、男子は17歳の2.9kgが最も大きく、女子は12歳の1.9kgが最も大きい値となっている。年間発育量は、男子は11歳から12歳が5.6kgと最も大きく、女子は9歳から10歳、10歳から11歳が4.3kgと最も大きい値となっている。

2 児童・生徒の体力

県教育委員会で実施した「令和6年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」による本県児童生徒の新体力テストの調査結果は、第1-2-2表のとおりである。

(1) 全般的な傾向

新体力テストの得点換算表に基づき、各測定項目の平均値を得点化した合計点は、平成15年度まで男女とも全年齢層で全国平均を下回っている状況にあった。しかし、平成16年度調査において、初めて全国平均を上回る年齢層が現れ始めた。平成18年度調査では、男子が8年齢層（6～11、16、17歳）、女子は10年齢層（6～12、15～17歳）で全国平均を上回る結果となり、体力向上の兆しが見られていた。

しかし、全国平均を上回った年齢層は、平成23年度調査で男女合わせて4年齢層となり、以後、5年齢層、6年齢層、5年齢層、1年齢層、2年齢層、0年齢層、3年齢層、2年齢層、5年齢層、0年齢層と低調な結果が続いた。令和5年度の調査では8年齢層で全国平均を上回り、向上の兆しが見られたが、令和6年度の調査では男女合わせて2年齢層となり、昨年度を下回る結果となった。

全般的にみると、男女ともに一部の年齢層において全国平均を上回る結果となったが、年齢層及び男女差によっても各項目の平均値及び合計点にばらつきが見られる。したがって、計画的、意図的に運動する機会を多くするほか、体育の授業や体育的行事で、児童生徒が自ら楽しさを感じながら、バランスのとれた体力向上が図れるよう取り組んでいく必要がある。

(2) 測定項目ごとの状況（全国平均との比較）

ア 握力（筋力）

調査対象である12の年齢層のうち、男子は8年齢層（7～8歳、10～11歳、13～16歳）で全国平均を上回り、女子は5年齢層（7～10歳、17歳）で全国平均を上回っている。

イ 上体起こし（筋持久力）

男子は2年齢層（6～7歳）で全国平均を上回り、女子は4年齢層（6～7歳、9歳、17歳）で全国平均を上回っている。

ウ 長座体前屈（柔軟性）

男子は3年齢層（13～15歳）で全国平均を上回り、女子は5年齢層（13～17歳）で全国平均を上回っている。

エ 反復横とび（敏捷性）

男子は5年齢層（6～10歳）で全国平均を上回り、女子は6年齢層（6～11歳）で全国平均を上回っている。

オ 持久走（全身持久力） ※12歳以上は20mシャトルランとの選択

男女とも、全年齢層で全国平均を下回っている。

カ 20mシャトルラン（全身持久力） ※11歳以下は必ず実施、12歳以上は持久走との選択

男子は3年齢層（6～8歳）で全国平均を上回り、女子は7年齢層（6～11歳、15歳）で全国平均を上回っている。

キ 50m走（走力）

男女とも、全年齢層で全国平均を下回っている。

ク 立ち幅とび（瞬発力）

男女とも全年齢層で全国平均を下回っている。

ケ ハンドボール投げ（投力） ※小学生はソフトボール投げ

男子は全年齢層で全国平均を下回っており、女子は5年齢層（7～11歳）で全国平均を上回っている。

第1-2-1表 性別、年齢別体格の青森県平均と全国平均

性別	区分	年齢	身長 (c m)				体重 (k g)				
			全国□	青 森 県			全国□	青 森 県			
			令和6年度 平均値	①令和6年度平均値	②令和5年度平均値	年間発育量 ①-②	令和6年度 平均値	①令和6年度平均値	②令和5年度平均値	年間発育量 ①-②	
男	小学校	6	116.7	117.6	117.5	-	21.4	22.2	22.4	-	
		7	122.6	123.4	123.6	5.9	24.2	25.2	25.5	2.8	
		8	128.5	129.1	129.3	5.5	27.6	28.9	29.3	3.4	
		9	134.0	134.8	134.8	5.5	31.2	33.0	33.3	3.7	
		10	139.7	140.4	140.7	5.6	35.2	37.2	37.5	3.9	
		11	146.0	147.2	147.2	6.5	39.6	42.0	41.9	4.5	
	中学校	12	154.0	155.1	155.5	7.9	45.3	47.5	48.2	5.6	
		13	161.1	162.4	162.4	6.9	50.5	53.2	52.9	5.0	
		14	166.1	167.0	166.7	4.6	55.0	57.5	57.3	4.6	
	高等学校	15	168.6	169.1	168.0	2.4	59.0	61.5	60.9	4.2	
		16	169.9	170.4	170.5	2.4	60.5	62.9	63.1	2.0	
		17	170.8	171.2	171.1	0.7	62.2	65.1	65.2	2.0	
	女	小学校	6	115.8	116.4	116.8	-	21.0	21.6	22.1	-
			7	121.8	122.8	122.9	6.0	23.7	24.7	24.8	2.6
			8	127.7	128.8	129.1	5.9	26.9	28.1	28.4	3.3
			9	134.1	135.4	135.6	6.3	30.5	32.1	32.5	3.7
			10	141.1	142.5	142.8	6.9	35.0	36.8	37.6	4.3
11			147.8	148.8	148.9	6.0	40.1	41.9	42.3	4.3	
中学校		12	152.3	153.1	153.1	4.2	44.4	46.3	46.2	4.0	
		13	155.0	155.5	155.5	2.4	47.5	49.2	49.1	3.0	
		14	156.4	156.8	156.9	1.3	49.6	51.1	51.3	2.0	
高等学校		15	157.1	157.3	157.3	0.4	51.1	52.6	52.3	1.3	
		16	157.7	157.9	158.0	0.6	52.0	53.3	53.4	1.0	
		17	158.0	158.3	158.2	0.3	52.5	53.8	54.0	0.4	

出典：全国…文部科学省総合教育政策局「令和6年度学校保健統計調査」
 県……スポーツ健康課「令和6年度青森県学校保健調査」

第1-2-2表 年齢別・運動能力テスト平均値及びT得点

男子

校種	学年	年齢	区分	握力 (kg)			上体起こし (回)			長座体前屈 (cm)			反復横とび (回)			持久走 (秒) (男子 1500m)		
				標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D
小学校	1	6	全国	1126	8.92	2.10	1123	11.62	5.25	1099	26.42	7.47	1091	27.23	5.12			
			県	3879	8.86	2.26	3859	11.68	5.61	3877	25.84	6.76	3875	27.78	5.37			
			T	49.71			50.11			49.22			51.07					
	2	7	全国	1124	10.47	2.51	1122	14.20	5.41	1097	28.41	7.00	1099	31.06	6.43			
			県	4164	10.59	2.78	4151	14.70	5.92	4159	27.03	7.03	4163	31.99	6.69			
			T	50.48			50.92			48.03			51.45					
	3	8	全国	1126	12.36	2.78	1126	16.19	5.86	1089	30.41	7.41	1099	34.52	7.66			
			県	4248	12.41	2.93	4233	16.05	6.10	4238	28.79	7.32	4240	35.58	7.72			
			T	50.18			49.76			47.81			51.38					
	4	9	全国	1122	14.30	3.17	1112	18.17	5.54	1085	31.87	7.93	1099	39.07	7.42			
			県	4233	14.29	3.32	4215	17.91	6.19	4219	30.65	7.69	4221	39.59	7.78			
			T	49.97			49.53			48.46			50.70					
	5	10	全国	1119	16.09	3.61	1118	19.81	5.45	1092	33.41	8.36	1094	42.07	7.59			
			県	4350	16.36	4.16	4345	19.43	6.47	4345	32.35	8.14	4325	42.66	7.97			
			T	50.75			49.30			48.73			50.78					
	6	11	全国	1126	19.31	4.62	1116	22.45	5.55	1096	36.48	8.66	1095	45.91	7.25			
			県	4377	19.42	5.12	4348	21.15	6.07	4353	34.33	8.67	4345	45.43	7.90			
			T	50.24			48.28			47.52			49.34					
中学校	1	12	全国	1389	24.89	6.23	1374	23.81	5.51	1352	41.72	10.14	1335	50.18	6.73	392	423.77	59.96
			県	4329	24.10	6.53	4273	23.16	6.22	4318	40.94	10.44	4278	49.10	7.67	1039	457.22	91.29
			T	48.73			48.82			49.23			48.40			44.42		
	2	13	全国	1399	29.46	7.32	1381	26.72	5.66	1369	45.21	10.49	1360	53.43	7.20	402	390.05	52.54
			県	4331	29.94	7.29	4269	26.03	6.22	4303	45.51	10.84	4256	52.06	8.12	1025	429.95	91.90
			T	50.66			48.78			50.29			48.10			42.41		
	3	14	全国	1397	34.41	7.43	1391	29.02	5.69	1368	48.99	11.24	1362	56.57	7.15	415	377.90	53.58
			県	4199	34.72	7.50	4159	28.51	6.40	4177	49.57	11.70	4140	54.95	8.11	1138	407.22	76.29
			T	50.42			49.10			50.52			47.73			44.53		
高等学校	1	15	全国	1265	37.22	6.93	1261	28.63	5.60	1236	48.81	11.51	1235	56.71	6.91	381	388.68	56.41
			県	3320	37.41	7.08	3310	28.45	6.03	3313	49.22	11.19	3307	55.99	7.24	1069	423.72	76.26
			T	50.27			49.68			50.36			48.96			43.79		
	2	16	全国	1254	39.22	7.43	1253	30.19	5.97	1224	51.06	11.31	1227	58.19	7.56	412	369.98	52.68
			県	3282	39.51	7.30	3273	29.77	6.24	3277	50.49	11.73	3268	57.33	7.62	966	406.24	75.00
			T	50.39			49.30			49.50			48.86			43.12		
3	17	全国	1257	41.01	8.06	1258	31.46	6.10	1224	52.88	11.33	1225	58.80	8.62	391	363.71	51.67	
		県	3176	40.94	7.67	3164	31.20	6.37	3171	52.62	11.46	3160	58.15	7.75	852	413.12	134.41	
		T	49.91			49.57			49.77			49.25			40.44			

出典：全国…「令和6年度文部科学省体力・運動能力調査報告書」

(注) S D：標準偏差

県……スポーツ健康課「令和6年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」

T：全国平均を50とした県平均の得点

男子

校種	学年	年齢	区分	20 m シャトルラン(回)			50 m 走(秒)			立ち幅とび(cm)			ハンドボール投げ(m) (小学生はソフトボール投げ)			合計点(点)			
				標本数	平均値	SD	標本数	平均値	SD	標本数	平均値	SD	標本数	平均値	SD	標本数	平均値	SD	
小学校	1	6	全国	1096	17.95	9.35	1085	11.59	1.04	1100	116.02	17.05	1096	8.34	3.30	1001	30.42	6.04	
			県	3873	18.65	9.96	3848	12.04	1.61	3877	113.06	18.44	3852	8.20	3.44	3791	29.84	6.89	
			T	50.75			45.67			48.26			49.58			49.04			
	2	7	全国	1124	27.26	13.76	1096	10.69	0.87	1102	126.53	18.30	1099	11.80	4.85	1047	37.62	7.09	
			県	4157	28.68	13.96	4129	11.04	1.31	4161	124.29	19.07	4131	11.41	4.75	4082	37.12	7.71	
			T	51.03			45.98			48.78			49.20			49.29			
	3	8	全国	1125	34.85	17.12	1115	10.19	0.93	1099	135.44	18.94	1102	15.05	5.97	1058	43.24	7.67	
			県	4230	35.93	17.36	4195	10.54	1.34	4242	133.43	20.15	4197	14.61	6.05	4126	42.53	8.65	
			T	50.63			46.24			48.94			49.26			49.07			
	4	9	全国	1121	43.71	19.49	1117	9.70	0.85	1096	145.59	18.52	1097	18.95	7.21	1035	49.28	8.23	
			県	4209	43.18	20.51	4167	10.05	1.21	4219	142.08	21.80	4178	17.91	7.11	4101	47.95	9.44	
			T	49.73			45.88			48.10			48.56			48.38			
5	10	全国	1121	50.51	21.22	1112	9.38	0.92	1092	154.01	20.71	1093	21.67	8.14	1043	54.06	8.59		
		県	4323	49.86	22.24	4306	9.69	1.22	4335	149.99	22.72	4309	21.23	8.62	4221	52.67	9.91		
		T	49.69			46.63			48.06			49.46			48.38				
6	11	全国	1124	59.96	22.23	1120	8.90	0.85	1100	166.56	22.59	1101	25.67	9.47	1061	60.96	8.82		
		県	4341	58.25	24.28	4302	9.23	1.23	4346	161.57	25.31	4316	24.85	9.80	4215	58.39	10.41		
		T	49.23			46.12			47.79			49.13			47.09				
中学校	1	12	全国	1101	67.81	24.95	1354	8.41	0.79	1349	187.07	25.84	1354	18.38	5.36	1249	35.94	9.02	
			県	3827	65.03	25.34	4266	8.61	1.09	4273	180.87	28.18	4281	16.87	5.28	4075	34.79	9.53	
			T	48.89			47.47			47.60			47.18			48.73			
	2	13	全国	1110	83.12	24.87	1361	7.82	0.69	1358	203.20	25.14	1374	21.36	6.30	1289	44.20	10.20	
			県	3859	76.25	26.23	4233	7.96	0.98	4283	198.33	29.48	4272	20.11	5.96	4064	42.98	10.91	
			T	47.24			47.97			48.06			48.02			48.80			
	3	14	全国	1091	90.60	24.31	1393	7.47	0.62	1359	216.97	24.00	1372	23.96	6.57	1309	50.93	10.43	
			県	3608	84.36	25.99	4118	7.52	0.79	4156	213.94	27.98	4145	22.87	6.28	3931	49.93	11.30	
			T	47.43			49.19			48.74			48.34			49.04			
	高等学校	1	15	全国	953	84.26	23.91	1258	7.42	0.62	1223	222.51	23.61	1240	24.23	6.19	1178	51.23	10.39
				県	2659	80.26	25.59	3268	7.49	1.35	3309	217.56	26.53	3283	23.25	6.05	3220	49.96	10.47
				T	48.33			48.87			47.90			50.02			48.42		
2		16	全国	918	89.56	26.00	1242	7.25	0.58	1219	227.42	24.31	1225	25.77	6.51	1176	55.03	11.07	
			県	2636	84.71	27.50	3226	7.31	0.70	3265	223.60	27.01	3259	24.56	6.49	3189	53.40	11.38	
			T	48.13			48.97			48.43			48.14			48.53			
3		17	全国	929	90.80	26.57	1245	7.15	0.75	1226	231.86	24.70	1225	26.69	6.57	1175	57.52	10.82	
			県	2596	85.92	27.97	3120	7.26	0.73	3162	227.27	27.63	3160	25.79	6.64	3090	55.70	11.53	
			T	48.16			48.53			48.14			48.63			48.32			

出典：全国…「令和6年度文部科学省体力・運動能力調査報告書」

県……スポーツ健康課「令和6年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」

(注) SD：標準偏差

T：全国平均を50とした県平均の得点

女子

校種	学年	年齢	区分	握力 (kg)			上体起こし (回)			長座体前屈 (cm)			反復横とび (回)			持久走 (秒) (女子 1000m)		
				標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D
小学校	1	6	全国	1120	8.42	1.96	1125	11.07	5.11	1097	29.06	7.13	1084	26.35	4.90			
			県	3842	8.35	2.13	3840	11.13	5.28	3849	28.22	6.68	3849	26.80	4.78			
			T	49.64			50.12			48.82			50.92					
	2	7	全国	1125	9.95	2.35	1121	13.18	5.23	1096	30.94	7.21	1086	29.57	5.77			
			県	4047	10.07	2.69	4035	14.06	5.63	4048	30.28	6.94	4040	31.04	6.04			
			T	50.51			51.68			49.08			52.55					
	3	8	全国	1124	11.65	2.63	1111	16.12	5.22	1082	33.18	7.34	1095	32.92	6.96			
			県	4119	11.67	2.74	4112	15.60	5.72	4116	32.10	7.32	4111	34.59	7.03			
			T	50.08			49.00			48.53			52.40					
	4	9	全国	1127	13.58	3.01	1107	17.10	5.20	1095	35.17	7.96	1095	37.08	7.06			
			県	4114	13.86	3.33	4101	17.51	5.80	4103	34.23	7.77	4099	38.41	7.05			
			T	50.93			50.79			48.82			51.88					
	5	10	全国	1123	15.99	3.70	1108	18.86	5.11	1100	38.34	8.57	1103	40.38	6.93			
			県	4152	16.32	4.18	4133	18.64	5.74	4148	36.54	8.58	4116	40.93	6.98			
			T	50.89			49.57			47.90			50.79					
	6	11	全国	1127	19.36	4.31	1121	20.15	5.16	1096	41.21	9.04	1102	42.95	6.49			
			県	4093	19.09	4.43	4075	19.68	5.66	4081	39.57	9.24	4068	43.36	6.76			
			T	49.37			49.09			48.19			50.63					
中学校	1	12	全国	1395	21.45	4.53	1364	20.10	5.41	1354	44.65	10.38	1343	45.77	6.30	406	313.36	42.99
			県	4193	21.22	4.40	4148	19.76	5.93	4181	43.79	10.66	4159	45.14	6.64	977	322.40	57.88
			T	49.49			49.37			49.17			49.00			47.90		
	2	13	全国	1395	23.58	4.66	1383	22.07	5.52	1361	46.46	10.10	1359	47.05	6.62	391	298.12	41.84
			県	4183	23.25	4.57	4129	21.38	5.99	4172	46.92	11.01	4129	46.20	6.81	1021	327.87	66.67
			T	49.29			48.75			50.46			48.72			42.89		
	3	14	全国	1398	25.29	4.58	1385	23.92	5.80	1364	49.79	10.05	1356	48.80	6.35	389	294.53	42.16
			県	4029	24.66	4.72	3972	22.95	6.24	4008	49.84	10.76	3964	47.32	6.81	1040	314.00	53.87
			T	48.62			48.33			50.05			47.67			45.38		
高等学校	1	15	全国	1254	25.44	4.61	1246	22.40	5.66	1227	48.27	10.22	1217	48.52	6.12	372	307.60	40.32
			県	3058	25.30	4.62	3044	22.17	6.17	3055	48.76	10.69	3045	47.82	6.26	1143	342.21	64.15
			T	49.70			49.59			50.48			48.86			41.42		
	2	16	全国	1250	26.23	4.60	1242	23.77	5.99	1222	49.82	10.64	1219	49.45	6.45	399	304.29	46.61
			県	3067	26.07	4.71	3046	23.10	6.12	3063	50.58	10.46	3039	48.35	6.27	1065	341.65	57.75
			T	49.65			48.88			50.71			48.29			41.98		
3	17	全国	1252	26.65	5.35	1243	23.91	6.48	1217	51.13	10.22	1219	49.16	7.24	385	309.01	48.15	
		県	3139	26.65	4.64	3120	24.15	6.36	3134	51.57	10.52	3115	48.42	6.53	1107	349.35	71.04	
		T	50.00			50.37			50.43			48.98			41.62			

出典：全国…「令和6年度文部科学省体力・運動能力調査報告書」

(注) SD：標準偏差

県……スポーツ健康課「令和6年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」

T：全国平均を50とした県平均の得点

女子

校種	学年	年齢	区分	20 m シャトルラン(回)			50 m 走 (秒)			立ち幅とび (cm)			ハンドボール投げ (m) (小学生はソフトボール投げ)			合計点 (点)		
				標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D
小学校	1	6	全国	1092	15.29	6.56	1083	11.95	1.02	1099	108.22	16.39	1094	5.69	1.94	980	30.48	6.30
			県	3844	16.04	7.36	3808	12.29	1.52	3849	104.81	16.84	3807	5.65	1.98	3754	29.99	6.72
			T	51.14			46.67			47.92			49.79			49.22		
	2	7	全国	1111	21.30	9.04	1090	11.07	0.89	1099	117.90	16.56	1081	7.37	2.40	1003	37.26	6.68
			県	4039	23.01	10.20	4001	11.30	1.21	4042	115.73	17.63	4003	7.57	2.69	3972	37.81	7.62
			T	51.89			47.42			48.69			50.83			50.82		
	3	8	全国	1111	27.59	12.47	1099	10.43	0.90	1100	128.02	17.49	1072	9.47	3.07	1005	44.18	7.44
			県	4109	29.08	13.06	4077	10.76	1.17	4119	125.16	18.44	4082	9.71	3.47	4013	43.79	8.19
			T	51.19			46.33			48.36			50.78			49.48		
	4	9	全国	1119	33.63	14.89	1117	10.04	0.85	1087	136.04	18.39	1085	11.57	3.82	1022	49.66	7.83
			県	4078	35.92	16.44	4058	10.21	1.04	4093	134.34	20.01	4067	11.74	4.22	3998	49.91	8.80
			T	51.54			48.00			49.08			50.45			50.32		
	5	10	全国	1124	40.01	16.40	1122	9.64	0.87	1100	145.38	19.89	1088	13.56	4.61	1048	55.54	8.27
			県	4104	42.15	17.91	4095	9.83	1.04	4131	142.83	21.32	4106	13.79	5.28	4024	55.04	9.23
			T	51.30			47.82			48.72			50.50			49.40		
	6	11	全国	1117	45.55	17.90	1117	9.24	0.81	1099	155.61	21.77	1081	15.68	5.39	1047	60.97	8.53
			県	4054	46.61	19.77	4031	9.50	1.08	4076	150.72	22.24	4040	15.78	6.06	3971	59.74	9.13
			T	50.59			46.79			47.75			50.19			48.56		
中学校	1	12	全国	1095	47.39	19.27	1357	9.07	0.77	1349	166.43	22.66	1357	11.43	3.92	1243	44.26	10.60
			県	3783	46.74	19.92	4130	9.23	1.01	4149	160.69	24.20	4159	10.96	3.75	3966	43.55	10.82
			T	49.66			47.92			47.47			48.80			49.33		
	2	13	全国	1109	54.17	20.52	1381	8.80	0.79	1354	172.38	24.02	1356	13.14	4.42	1272	49.62	11.21
			県	3728	49.27	20.05	4092	8.96	0.98	4139	165.66	25.10	4135	12.20	4.12	3914	47.93	11.60
			T	47.61			47.97			47.20			47.87			48.49		
	3	14	全国	1110	56.06	19.53	1388	8.66	0.74	1368	176.79	23.33	1368	14.38	4.61	1296	53.66	10.96
			県	3435	51.34	20.06	3898	8.82	0.95	3972	169.88	25.16	3958	13.22	4.34	3734	51.44	11.74
			T	47.58			47.84			47.04			47.48			47.97		
高等学校	1	15	全国	952	45.95	18.05	1245	8.87	0.77	1219	172.52	22.57	1226	13.80	4.33	1312	49.86	11.34
			県	2407	46.42	18.60	3020	8.96	0.88	3041	167.89	23.50	3039	12.95	4.03	2978	49.29	11.41
			T	50.26			48.83			47.95			48.04			49.50		
	2	16	全国	923	51.81	19.83	1223	8.79	0.78	1221	175.76	22.02	1219	14.47	4.48	1283	52.29	11.84
			県	2385	47.59	19.04	3008	8.94	1.76	3040	170.68	23.03	3050	13.47	4.30	2982	51.20	11.49
			T	47.87			48.08			47.69			47.77			49.08		
3	17	全国	927	51.13	20.25	1225	8.83	0.85	1223	174.77	22.72	1217	14.64	4.41	1294	52.51	11.85	
		県	2439	47.47	19.50	3083	8.94	1.89	3126	170.80	24.18	3116	13.91	4.29	3056	52.36	11.91	
		T	48.19			48.71			48.25			48.34			49.87			

出典：全国…「令和6年度文部科学省体力・運動能力調査報告書」

(注) SD：標準偏差

県……スポーツ健康課「令和6年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」

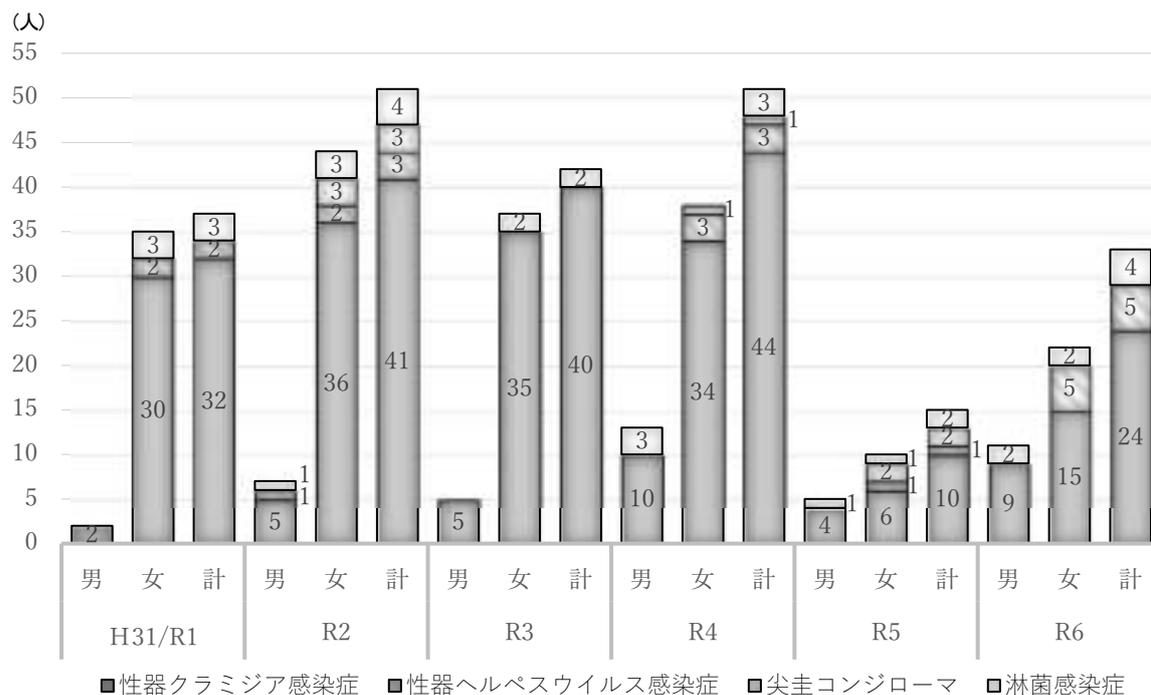
T：全国平均を50とした県平均の得点

3 性感染症及びエイズ・HIV感染症

(1) 性感染症の状況

性感染症は、性的接触によって感染する病気であり、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、梅毒などがある（注）。

県内における性感染症の状況を見ると、平成31年/令和元年から増加傾向にあったが、令和5年に減少し、令和6年で再び増加した。令和6年の10代の感染者数は33人で、男女の内訳は、男性11人、女性22人となっている。（第1-2-1図、第1-2-3表）



資料：保健衛生課

第1-2-1図 県内10代（男女別）の性感染症発生動向（梅毒を除く）

第1-2-3表 県内における10代の性感染症発生動向

年次	区分	定点把握対象疾患								全数把握対象疾患		合計 (定点把握対象疾患)		
		性器クラミジア 感染症		性器ヘルペス ウイルス感染症		尖圭 コンジローマ		淋菌感染症		梅毒		男	女	計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
H31	全年齢	96	237	29	55	24	17	37	14	17	13	186	323	509
/	10代	2	30	0	2	0	0	0	3	2	2	2	35	37
R1	(割合)	2.1%	12.7%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	21.4%	11.8%	15.4%	1.1%	10.8%	7.3%
R2	全年齢	115	259	48	62	35	15	26	12	5	7	224	348	572
	10代	5	36	1	2	0	3	1	3	0	0	7	44	51
	(割合)	4.3%	13.9%	2.1%	3.2%	0.0%	20.2%	3.8%	25.0%	0.0%	0.0%	3.1%	12.6%	8.9%
R3	全年齢	129	305	37	41	33	5	42	9	11	7	241	360	601
	10代	5	35	0	0	0	0	0	2	0	0	5	37	42
	(割合)	3.9%	11.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	2.1%	10.3%	7.0%
R4	全年齢	137	284	57	67	52	11	52	8	23	7	298	370	668
	10代	10	34	0	3	0	1	3	0	0	2	13	38	51
	(割合)	7.3%	12.0%	0.0%	4.5%	0.0%	9.1%	5.8%	0.0%	0.0%	28.6%	4.4%	10.3%	7.6%
R5	全年齢	147	199	56	47	67	10	44	13	13	11	327	280	607
	10代	4	6	0	1	0	2	1	1	0	4	5	14	19
	(割合)	2.7%	3.0%	0.0%	2.1%	0.0%	20.0%	2.3%	7.7%	0.0%	36.4%	1.5%	5.0%	3.1%
R6	全年齢	121	167	39	57	41	9	44	11	22	7	245	244	489
	10代	9	15	0	5	0	0	2	2	0	0	11	22	33
	(割合)	7.4%	9.0%	0.0%	8.8%	0.0%	0.0%	4.5%	18.2%	0.0%	0.0%	4.5%	9.0%	6.7%

(注) 性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症は、県の指定を受けた医療機関（定点医療機関）から報告される定点把握対象疾患。梅毒は、患者を診断した全ての医師から報告される全数把握対象疾患。

資料：保健衛生課

(2) エイズ患者・HIV感染者の動向

本県のエイズ患者及びHIV感染者は、全て20代以上で、平成元年から令和6年までの累計で計120人（エイズ患者47人、HIV感染者73人）となっている。（第1-2-4表）

第1-2-4表 本県のエイズ患者・HIV感染者の発生動向

(単位：人)

年人	H元～20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 / R1	2	3	4	5	6	計
	エイズ患者	18	3	1	1	1	1	3	2	2	2	0	1	1	4	1	4	2
HIV感染者	33	4	2	3	3	1	2	1	2	4	5	2	4	4	1	2	0	73
計	19	7	3	4	4	2	5	3	4	6	5	3	5	8	2	6	2	120

(備考) 日本におけるサーベイランス定義では、新規エイズ患者とは初回報告時にエイズと診断された者であり、すでにHIV感染症として報告されている症例がエイズを発症するなどの場合は含まない。

資料：保健衛生課

4 こころの健康

県では、県の施策を推進し、県民の自主的活動の有効な展開を図るため青森県青少年健全育成条例に基づく青少年行政基礎調査事業の一つとして「青少年の意識に関する調査」を隔年で実施している。

その中で、青少年のこころの状態に関する調査として、悩みごとや悩みごとの相談相手に関する調査項目を設定していることから、その結果を紹介する。

調査の対象は、県内の小学校6年生、中学校2年生、高等学校2年生であり、調査対象校の選定（サンプリング）は、小中学校については無作為抽出法により選定し、高等学校については全数を対象とした調査とした。

また、インターネットによる調査とし、回答者数及び回答率は下表のとおりである。

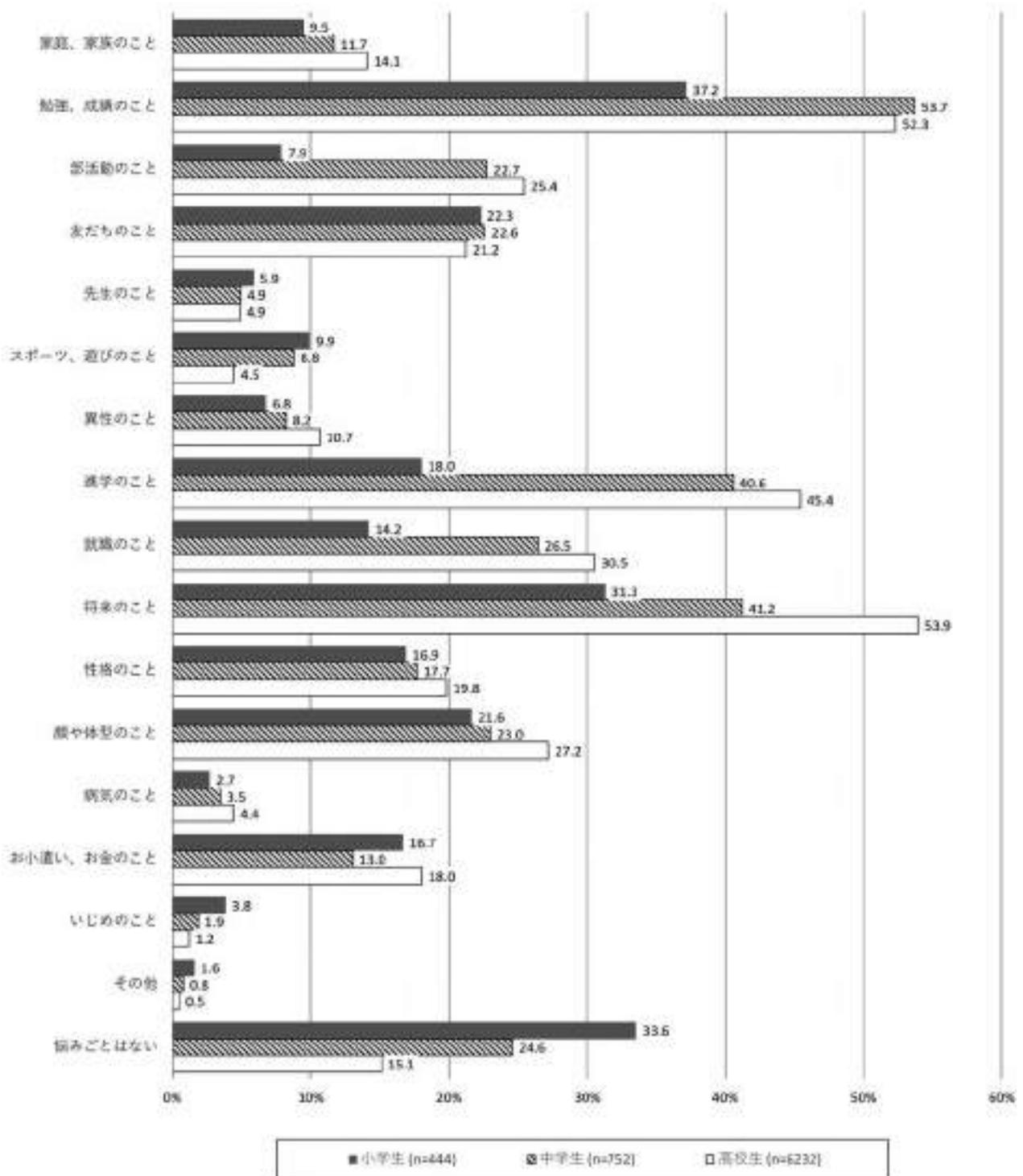
第1-2-5表 令和6年度「青少年の意識に関する調査」回答率

校種	対象学年	調査対象者数※	回答者数	回答率 (%)
小学校	6年生	853	444	52.1
中学校	2年生	884	752	85.1
高等学校	2年生	9,114	6,232	68.4

※ 調査対象者数は、令和5年学校基本調査による

(1) 悩みごと

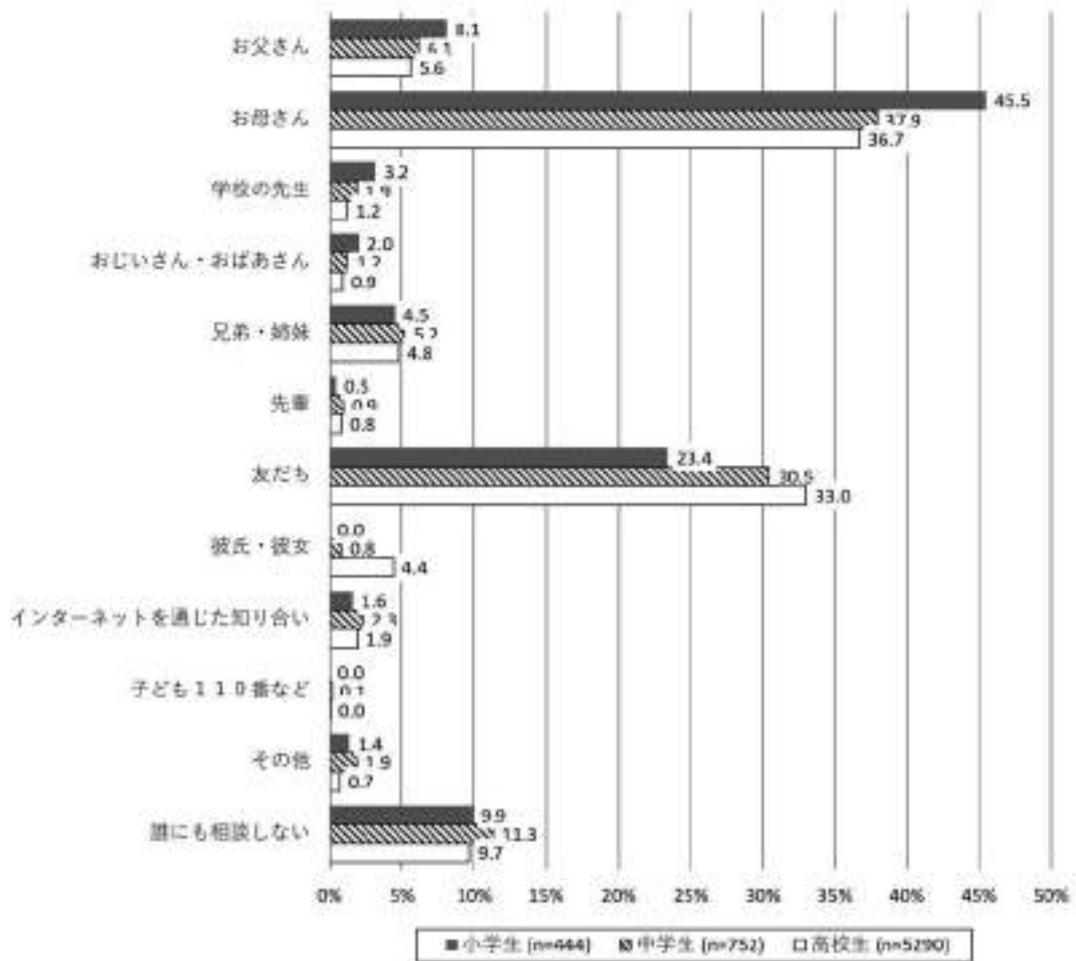
悩みごとについて尋ねたところ、小学生と中学生では、「勉強・成績のこと」が 37.2%、53.7%で最も高く、高校生では、「将来のこと」が 53.9%で最も高くなっている。



第1-2-2図 悩みごと

(2) 悩みごとの相談相手

いろいろなことを相談する相手は誰かについて尋ねたところ、小学生、中学生、高校生のいずれも、「お母さん」（小学生：45.5%、中学生：37.9%、高校生：36.7%）が最も高くなっている。



第1-2-3図 悩みごとの相談相手

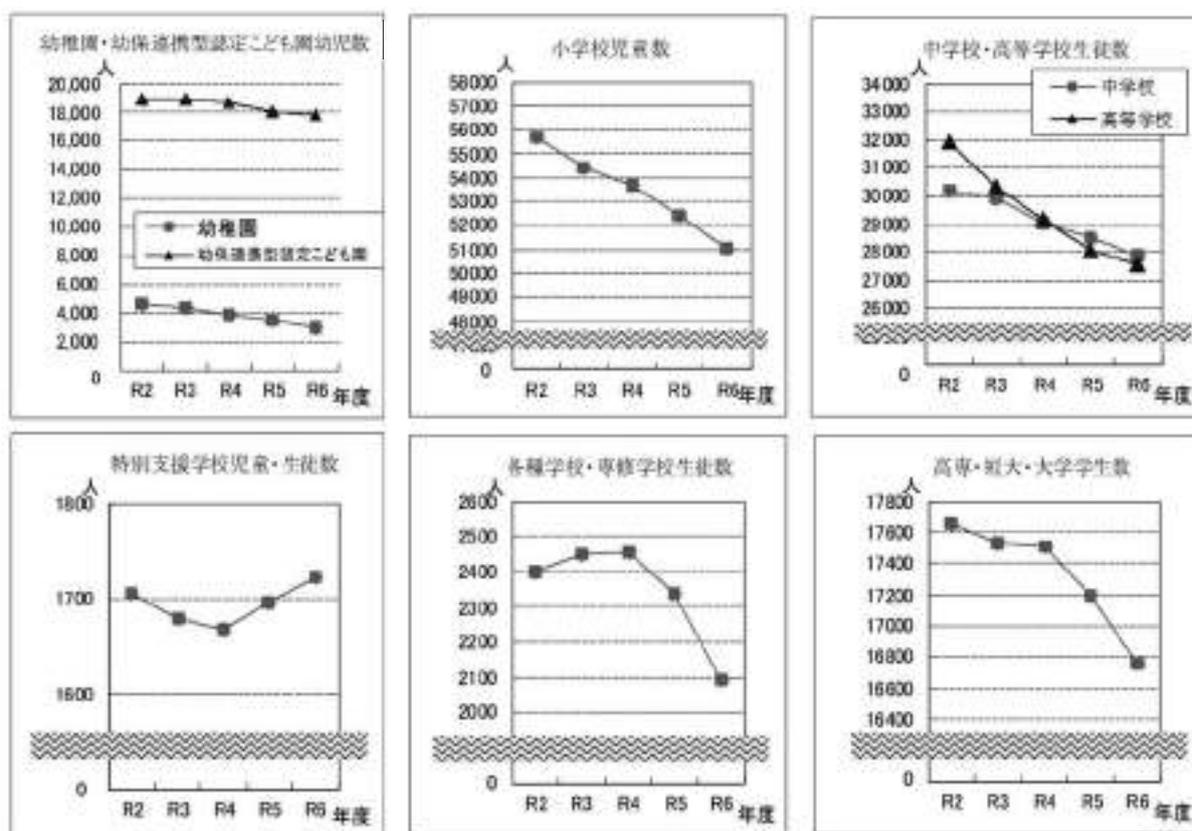
第3章 教育

第1節 幼児・児童・生徒・学生数

県内の幼児・児童・生徒・学生数の推移を学校種別にみると、第1-3-1図・表のとおりである。

このうち、令和2年度から毎年減少しているのは、幼稚園幼児数、小学校児童数、中学校・高等学校生徒数となっている。

第1-3-1図・表 学校教育人口の5年間の推移



(単位：人)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
幼稚園幼児数	4,632	4,287	3,820	3,404	3,000
幼保連携型認定こども園幼児数	18,875	18,884	18,650	18,008	17,742
小学校児童数	55,717	54,460	53,644	52,437	51,035
中学校生徒数	30,206	29,940	29,042	28,541	27,895
高等学校生徒数	31,940	30,324	29,129	28,045	27,580
特別支援学校児童・生徒数	1,704	1,679	1,667	1,696	1,721
各種学校・専修学校生徒数	2,399	2,449	2,455	2,340	2,091
高専・短大・大学学生数	17,660	17,525	17,504	17,192	16,758
計	163,133	159,548	155,911	151,663	147,822

出典：教育政策課「学校一覧」

(注) 高等学校生徒数とは、全日制・定時制課程の生徒数であり、通信制課程及び専攻科は含まない。
また、高専・短大・大学学生数とは、学部学生数である。

第2節 学校教育

1 学校概要

令和6年5月1日現在における県内の学校数、学級数、幼児・児童・生徒又は学生の数等は、**第1-3-2表**のとおりである。

第1-3-2表 国・公・私立学校の概要(令和6年5月1日現在)

学校種別、設置者別		学 校 数			学級数 (学級)	幼児・児童・ 生徒・学生数 (人)	本務 教員数 (人)	本務 職員数 (人)
		計	本校 (人)	分校 (人)				
幼稚園	計	81	81	-	270	3,000	612	169
	国立	1	1	-	4	36	6	-
	公立	2	2	-	4	11	7	1
	私立	78	78	-	262	2,953	599	168
幼保連携型 認定こども園	計	255	249	6	794	17,742	3,828	956
	公立	1	1	-	4	134	23	8
	私立	254	248	6	790	17,608	3,805	948
小学校	計	249	249	-	2,816	51,035	4,280	710
	国立	1	1	-	17	461	28	3
	市町村立	248	248	-	2,799	50,574	4,252	707
中学校	計	153	153	-	1,325	27,895	2,905	382
	国立	1	1	-	12	382	29	1
	県立	1	1	-	6	222	14	1
	市町村立	145	145	-	1,280	26,729	2,808	376
	私立	6	6	-	27	562	54	4
高等学校(全日制)	計	60	60	-	846	26,734	2,415	638
	県立	43	43	-	566	19,216	1,812	455
	私立	17	17	-	280	7,518	603	183
高等学校(定時制)	計	6	6	-	46	846	143	23
	県立	6	6	-	46	846	143	23
	独立校(再掲)	3	3	-	36	706	116	19
高等学校(通信制)	計	7	7	-	-	1,051	56	6
	県立	3	3	-	-	456	30	3
	私立	4	4	-	-	595	26	3
高等学校専攻科	計	5	5	-	-	238	-	-
	県立	2	2	-	-	96	-	-
	私立	3	3	-	-	142	-	-
特別支援学校	計	21	21	-	465	1,721	1,098	166
	国立	1	1	-	9	56	30	1
	県立	20	20	-	456	1,665	1,068	165
大学	計	11	11	-	-	15,126	1,441	1,602
	国立	1	1	-	-	5,939	795	1,226
	県立	1	1	-	-	914	96	28
	市町村立	1	1	-	-	1,258	51	29
	私立	8	8	-	-	7,015	499	319
短期大学	私立	5	5	-	-	814	109	67
高等専門学校	国立	1	1	-	-	818	62	39
専修学校	計	25	25	-	-	1,954	211	80
	公立	4	4	-	-	225	44	22
	私立	21	21	-	-	1,729	167	58
各種学校	私立	11	11	-	-	137	28	13

出典:教育政策課「学校一覧」

2 幼稚園

県内の幼稚園数は81園で、設置者別にみると、国立1園、公立2園、私立78園（学校法人立77園、宗教法人立1園）で、幼児数は3,000人となっている。

第1-3-3表 幼稚園数及び園児数の推移

(単位:園、人)

区 分	幼稚園数						幼児数					
	計	国立	公立	私立			計	国立	公立	私立		
				計	学校法人	宗教法人				計	学校法人	宗教法人
R 2年度	87	1	2	84	83	1	4,632	54	31	4,547	4,531	16
R 3年度	86	1	2	83	82	1	4,287	51	27	4,209	4,191	18
R 4年度	85	1	2	82	81	1	3,753	45	22	3,820	3,739	14
R 5年度	85	1	2	82	81	1	3,404	41	14	3,349	3,337	12
R 6年度	81	1	2	78	77	1	3,000	36	11	2,953	2,941	12

出典:教育政策課「学校一覧」

3 幼保連携型認定こども園

県内の幼保連携型認定こども園数は255園で、設置者別にみると、公立1園、私立254園（学校法人立22園、社会福祉法人立232園）で、幼児数は17,742人となっている。

第1-3-4表 幼保連携型認定こども園数及び園児数の推移

(単位:園、人)

区 分	幼保連携型認定こども園数					幼児数				
	計	公立	私立			計	公立	私立		
			計	学校法人	社会福祉法人			計	学校法人	社会福祉法人
R 4年度	247	1	246	21	225	18,650	143	18,507	2,151	16,356
R 5年度	247	1	246	21	225	18,008	147	17,861	2,084	15,777
R 6年度	255	1	254	22	232	17,742	134	17,608	2,055	15,553

出典:教育政策課「学校一覧」

(注) 新たな学校種として、平成27年4月1日から「幼保連携型認定こども園」が創設された。

4 小学校

県内の小学校数は249校で、設置者別にみると、国立1校、市町村立248校で、児童数は51,035人となっている。

第1-3-5表 小学校数及び児童数の推移

(単位:校、人)

区 分	学校数								児童数			
	計			国立	市町村立			私立	計	国立	市町村立	私立
	計	本校	分校	本校	計	本校	分校	本校				
R 2年度	269	269	-	1	268	268	-	-	55,717	549	55,168	-
R 3年度	263	263	-	1	262	262	-	-	54,460	530	53,930	-
R 4年度	259	259	-	1	258	258	-	-	53,644	492	53,152	-
R 5年度	249	249	-	1	248	248	-	-	52,437	473	51,964	-
R 6年度	249	249	-	1	248	248	-	-	51,035	461	50,574	-

出典:教育政策課「学校一覧」

5 中学校

県内の中学校数は153校で、設置者別にみると、国立1校、公立146校、私立6校で、生徒数は27,895人となっている。

第1-3-6表 中学校数及び生徒数の推移

(単位:校、人)

区 分	学校数								生徒数			
	計			国立	公立			私立	計	国立	公立	私立
	計	本校	分校	本校	計	本校	分校	本校				
R 2年度	159	159	-	1	153	153	-	5	30,206	491	29,192	523
R 3年度	157	157	-	1	151	151	-	5	29,940	453	28,921	566
R 4年度	156	156	-	1	149	149	-	6	29,042	417	28,033	592
R 5年度	153	153	-	1	146	146	-	6	28,541	379	27,595	567
R 6年度	153	153	-	1	146	146	-	6	27,895	382	26,951	562

出典:教育政策課「学校一覧」

6 高等学校

県内の高等学校数は、課程別にみると、全日制課程を置く学校が60校(県立本校43校、私立本校17校)、定時制課程を置く学校が6校(県立本校3校)で、通信制課程を置く学校が7校(県立本校3校、私立本校4校)となっている。

なお、全日制課程がなく定時制課程を置く学校は3校(県立本校3校)である。

また、全日制課程と定時制課程を併置している学校は3校(県立本校3校)、定時制課程と通信制課程を併置している学校は3校(県立本校3校)、全日制課程と通信制課程を併置している学校は4校(私立4校)となっている。

生徒数は、全日制課程26,734人、定時制課程846人、通信制課程1,051人で、全日制課程を学科別に見ると、普通科が16,518人で最も多く、次いで工業科、商業科、総合学科の順となっている。

第1-3-7(1)表 高等学校数の推移

(単位:校)

区 分	合 計	全 日 制					定 時 制			通 信 制			専 攻 科		
		計	県 立		私立	計	県立	市立	計	県立	私立	計	県立	私立	
			計	本校											校舎
R 2年度	89 (9)	74	57	53	4	17	9 (6)	9 (6)	-	6 (3)	3	3 (3)	6	3	3
R 3年度	89 (9)	74	57	55	2	17	9 (6)	9 (6)	-	6 (3)	3	3 (3)	4	2	2
R 4年度	83 (9)	68	51	50	1	17	9 (6)	9 (6)	-	6 (3)	3	3 (3)	4	2	2
R 5年度	75 (9)	60	43	43	0	17	9 (6)	9 (6)	-	6 (3)	3	3 (3)	5	2	3
R 6年度	73 (6)	60	43	43	0	17	6 (3)	6 (3)	-	7 (3)	3	4 (3)	5	2	3

(注) ()は、全日制課程との併置校で、内数である。

出典:教育政策課「学校一覧」

定時制・通信制の両課程を併置している学校が3校(県立)ある。

第1-3-7(2)表 高等学校生徒数の推移

(単位:人)

区 分	合 計	全 日 制 (県立+市町村立+私立)												定時制 (県立+市町村立+私立)	通信制 (県立+私立)	専攻科 (県立+私立)
		計	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	看護科	情報科	その他	総合学科				
R 2年度	32,658	31,062	17,781	1,659	4,221	2,491	293	1,079	263	59	1,072	2,144	878	718	215	
R 3年度	31,087	29,479	17,221	1,464	3,892	2,255	263	1,062	281	51	951	2,039	845	763	219	
R 4年度	30,157	28,308	16,867	1,231	3,617	2,070	224	1,019	296	60	919	2,005	821	808	220	
R 5年度	29,188	27,215	16,511	1,031	3,412	1,959	164	958	280	73	915	1,912	830	902	241	
R 6年度	28,869	26,734	16,518	960	3,285	1,892	156	911	258	61	900	1,793	846	1,051	238	

出典:教育政策課「学校一覧」

7 特別支援学校

県内の特別支援学校数は21校で、設置者別にみると、国立1校、県立20校で、幼児・児童・生徒数は1,721人(国立56人、県立1,665人)となっている。

第1-3-8表 特別支援学校の幼児・児童・生徒数の推移

(単位:校、人)

区分	学校数			幼児・児童・生徒数														
	計	国立	県立	計				国 立				県 立						
				計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部
R2年度	21	1	20	1,704	14	556	356	778	55	-	16	16	23	1,649	14	540	340	755
R3年度	21	1	20	1,679	14	584	340	741	53	-	16	18	19	1,626	14	568	322	722
R4年度	21	1	20	1,667	13	604	348	702	52	-	17	16	19	1,615	13	587	332	683
R5年度	21	1	20	1,696	11	627	372	686	52	-	16	16	20	1,644	11	611	356	666
R6年度	21	1	20	1,721	14	637	402	668	56	-	17	16	23	1,665	14	620	386	645

出典:教育政策課「学校一覧」

8 専修学校・各種学校

(1) 専修学校

県内の専修学校数は25校で、設置者別にみると、公立4校、私立21校となっている。生徒数は1,954人となっている。

第1-3-9表 専修学校の学校数・生徒数の推移

(単位:校、人)

区分	学校数			生 徒 数												
	計	公立	私立	計	課程別内訳			学科別内訳								
					高等課程	専門課程	一般課程	工業関係	農業関係	医療関係	衛生関係	教育・社会福祉関係	商業・実務関係	服飾・家政関係	文化・教養関係	
R2年度	27	4	23	2,215	203	2,012	-	79	76	1,285	313	148	213	29	72	
R3年度	26	4	22	2,286	192	2,094	-	132	75	1,291	321	158	161	26	122	
R4年度	26	4	22	2,298	190	2,108	-	150	78	1,271	322	154	225	25	73	
R5年度	25	4	21	2,203	190	1,988	25	117	86	1,234	313	125	228	25	75	
R6年度	25	4	21	1,954	171	1,783	0	94	74	1,128	289	78	198	34	59	

出典:教育政策課「学校一覧」

(2) 各種学校

県内の各種学校数は11校（全て私立）で、生徒数は137人となっている。

第1-3-10表 各種学校の学校数・生徒数の推移

(単位:校、人)

区分	学校数	計	生徒数									
			課程別内訳									
			工業関係	農業関係	医療関係	衛生関係	教育・福祉関係	商業・実務関係	家政関係	文化・教養関係	その他	
										予備校	その他	
R 2年度	11	184	-	-	163	-	-	8	-	-	13	-
R 3年度	10	163	-	-	152	-	-	11	-	-	-	-
R 4年度	10	157	-	-	148	-	-	9	-	-	-	-
R 5年度	10	137	-	-	127	-	-	5	-	-	5	-
R 6年度	11	137	-	-	100	-	-	4	-	-	32	1

出典:教育政策課「学校一覧」

9 大学

(1) 大学

県内の大学数は11校（国立1校、県立1校、市町村立1校、私立8校）である。学生数は15,126人（国立5,939人、県立914人、市町村立1,258人、私立7,015人）となっている。

大学学生数を学科系統別にみると、保健が4,146人で最も多くなっている。

(2) 短期大学

県内の短期大学数は5校で、全て私立校である。学生数は814人となっている。

短期大学学生数を学科系統別にみると、教育が288人で最も多くなっている。

第1-3-11表 県内所在大学・短期大学の学科系統別学生数

(単位:人)

区分		人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	家政	教育	芸術	その他	計
大学	国立	488	682	804	697	915	1,667	-	686	-	-	5,939
	県立	-	216	-	-	-	698	-	-	-	-	914
	市町村立	-	1,258	-	-	-	-	-	-	-	-	1,258
	私立	290	1,911	-	1,147	1,523	1,781	363	-	-	-	7,015
	計	778	4,067	804	1,844	2,438	4,146	363	686	-	-	15,126
短期大学	私立	-	46	-	-	-	165	205	288	-	110	814

(注) 学生数とは、学部学生数である。

出典:教育政策課「学校一覧」

第3節 進路状況

1 中学校

令和6年3月の国・公立中学校卒業者は、男子5,047人、女子4,732人で、合計9,779人である。

卒業者の進路状況は、**第1-3-12表**のとおりである。

これによると、高等学校等進学者は9,685人で、高校等進学率は99.0%（男子98.8%、女子99.3%）となっている。

また、就職率は0.2%（男子0.3%、女子0.0%）となっている。

第1-3-12表 令和6年3月中学校卒業者の進路状況

(単位：人)

区分	卒業者数 (A+B+C+D +E+F+G)	A 高等学校等進学者																				高等学校等進学者計		
		高等学校(本科)												高等学校(別科)			高等専門学校			特別支援学校(高等部)				
		全日制				定時制		通信制		本科計	全日制県外	定時制県外	別科計	県内	県外	計	本科内	本科外	計	県外				
		県内			県外	全日計	県内	県外	定時計												県内		県外	通信計
		県立	私立	計																				
男	5,047 (100.0)	3,326	1,170	4,496	89	4,585	126	0	126	55	51	106	4,817	-	-	-	101	5	106	65	-	65	-	4,988 (98.8)
女	4,732 (100.0)	3,064	1,149	4,213	81	4,294	134	2	136	92	84	176	4,606	-	-	-	54	1	55	36	-	36	-	4,697 (99.3)
計	9,779 (100.0)	6,390	2,319	8,709	170	8,879	260	2	262	147	135	282	9,423	-	-	-	155	6	161	101	-	101	-	9,685 (99.0)

区分	B 進修学校(高等課程)	C 専修学校(一般課程)等入学者			D 公等入学者 公共職業能力開発施設	E 就職者等 (左記A・B・C・Dに含まれている就職者を除く)				F 左記以外の者	G 不詳・死亡の者	就職者(再掲)						特別支援学級卒業者の進路状況(再掲)								
		専修学校(一般課程)	各種学校	計		ア 自営業主等	イ 常用労働者		エ 臨時労働者			ウ A・B・C・Dのうち就職している者	エ 就職者計 (ア+イ+ウ+エ)	左のうち		A 進修学校(高等課程)	B 専修学校(高等課程)	C 専修学校(一般課程)	D 施設等入学者 公共職業能力開発	E 就職者等(A・B)	F+C 左記以外の者	G 死亡・不詳の者	計			
							有期雇用労働者	無期雇用労働者						Aのうち	Bのうち									Cのうち	Dのうち	
																										一か月以上(者)
男	4 (0.1)	-	-	-	5 (0.1)	6 (0.1)	5 (0.1)	2 (0.0)	-	37 (0.7)	-	5 (0.1)	-	-	-	1 (0.3)	17 (0.3)	10	7	218	-	-	1	1	4	224
女	- (-)	-	-	-	-	-	1 (0.0)	-	-	34 (0.7)	-	-	-	-	-	-	1 (0.0)	1	-	80	-	-	-	-	5	85
計	4 (0.0)	-	-	-	5 (0.1)	6 (0.1)	6 (0.1)	2 (-)	-	71 (0.7)	-	5 (0.1)	-	-	-	1 (0.2)	18 (0.2)	11	7	298	-	-	1	1	9	309

(注) ()は、卒業者に占める比率である。

出典：教育政策課「中学校等卒業者の進路状況」

第4節 選挙における投票率の状況

平成27年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられた。第27回参議院議員通常選挙（令和7年7月20日執行）の18・19歳の投票率等は、**第1-3-14表**のとおりで、投票率の合計値は全年齢層の投票率よりも低くなっている。

第1-3-14表 第27回参議院議員通常選挙（R7.7.20執行）における18・19歳の選挙人の投票状況（抽出調査）

年齢階層別	選挙当日有権者数（人）			投票者数（人）			投票率（％）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
18・19歳	69	56	125	18	22	40	26.09	39.29	32.00
全年齢層	2,825	3,340	6,165	1,507	1,754	3,261	53.35	52.51	52.90

※県内の881投票区の中から、4投票区（弘前市、三沢市、階上町、佐井村の標準的な投票率を示している1投票区）を抽出

資料：選挙管理委員会

青森県知事選挙（令和5年6月4日執行）の18・19歳の投票率等は、**第1-3-15表**のとおりで、投票率の合計値は全年齢層の投票率よりも低くなっている。

第1-3-15表 青森県知事選挙（R5.6.4執行）における18・19歳の選挙人の投票状況（抽出調査）

年齢階層別	選挙当日有権者数（人）			投票者数（人）			投票率（％）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
18・19歳	351	359	710	111	115	226	31.62	32.03	31.83
全年齢層	19,764	22,805	42,569	11,354	13,773	25,127	57.45	60.39	59.03

※県内の909投票区の中から、40投票区（40市町村×1投票区）を抽出

資料：選挙管理委員会

第4章 雇用と労働

第1節 産業別就労人口

令和2年国勢調査の結果によると、15～29歳の就業者数は、73,024人で、5年前（平成27年）の81,125人と比較すると8,101人の減少となっている。このうち15～19歳の就業者数は420人の減少、20～24歳の就業者数は3,154人の減少、25～29歳の就業者数は4,527人の減少となっている。

産業別にみると、最も多いのは「卸売業、小売業」の12,955人で、全体の17.7%を占めており、以下、「医療、福祉」の11,260人（15.4%）「製造業」の9,020人（12.4%）の順となっている。

平成22年から令和2年の10年間の就業者数の推移を産業別に見ると、第1次産業では890人（-24.7%）、第2次産業では3,050人（-17.6%）、第3次産業では12,800人（-19.0%）の減少となっている。

第1-4-1表 15～29歳の産業（大分類）別就業者数（平成22年・平成27年・令和2年）

産 業	平成22年					平成27年					令和2年				
	就業者数(人)				産業別 構成比 (%)	就業者数(人)				産業別 構成比 (%)	就業者数(人)				産業別 構成比 (%)
	計	15～19歳	20～24歳	25～29歳		計	15～19歳	20～24歳	25～29歳		計	15～19歳	20～24歳	25～29歳	
総 数	91,924	6,824	34,977	50,123	100.0	81,125	6,746	32,127	42,252	100.0	73,024	6,326	28,973	37,725	100.0
第1次産業															
農 業 , 林 業	3,058	209	1,035	1,814	3.3	2,526	153	898	1,475	3.1	2,299	174	850	1,275	3.1
漁 業	542	69	204	269	0.6	465	41	182	242	0.6	411	28	154	229	0.6
第2次産業															
鉱業,採石業,砂利採取業	41	3	14	24	0.0	48	8	15	25	0.1	46	3	24	19	0.1
建 設 業	6,308	453	1,933	3,922	6.9	5,491	591	2,203	2,697	6.8	5,221	386	2,092	2,743	7.1
製 造 業	10,988	880	4,479	5,629	12.0	9,847	829	3,823	5,195	12.1	9,020	749	3,587	4,684	12.4
第3次産業															
電 気・ガ ス・熱供給・水道業	470	47	176	247	0.5	570	30	220	320	0.7	540	42	190	308	0.7
情 報 通 信 業	1,115	31	393	691	1.2	954	21	332	601	1.2	1,027	30	379	618	1.4
運 輸 業 , 郵 便 業	2,792	138	874	1,780	3.0	2,169	124	723	1,322	2.7	2,120	145	811	1,164	2.9
卸 売 業 , 小 売 業	18,390	1,564	7,143	9,683	20.0	14,895	1,528	6,027	7,340	18.4	12,955	1,531	5,357	6,067	17.7
金 融 業 , 保 険 業	1,857	35	694	1,128	2.0	1,598	43	556	999	2.0	1,611	33	592	986	2.2
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	808	60	326	422	0.9	736	71	291	374	0.9	657	43	239	375	0.9
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サービス業	1,557	78	481	998	1.7	1,378	78	525	775	1.7	1,440	95	558	787	2.0
宿 泊 業 , 飲 食 サービス業	6,847	1,341	3,013	2,493	7.4	5,582	1,122	2,541	1,919	6.9	5,147	1,070	2,509	1,568	7.0
生 活 関 連 サービス業, 娯 楽 業	4,606	288	1,862	2,456	5.0	3,253	240	1,338	1,675	4.0	2,446	175	1,013	1,258	3.3
教 育 , 学 習 支 援 業	2,973	123	1,060	1,790	3.2	2,821	97	1,133	1,591	3.5	3,223	153	1,270	1,800	4.4
医 療 , 福 祉	14,587	473	5,680	8,434	15.9	13,447	500	5,269	7,678	16.6	11,260	366	3,994	6,900	15.4
複 合 サービス 事 業	868	22	285	561	0.9	892	44	306	542	1.1	707	61	281	365	1.0
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	3,700	214	1,226	2,260	4.0	3,424	224	1,266	1,934	4.2	3,546	254	1,303	1,989	4.9
公 務 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	6,840	478	2,822	3,540	7.4	7,971	666	3,094	4,211	9.8	7,931	735	3,222	3,974	10.9
分 類 不 能 の 産 業	3,577	318	1,277	1,982	3.9	3,058	336	1,385	1,337	3.8	1,417	253	548	616	1.9
(再掲) 第 1 次 産 業	3,600	278	1,239	2,083	3.9	2,991	194	1,080	1,717	3.7	2,710	202	1,004	1,504	3.7
第 2 次 産 業	17,337	1,336	6,426	9,575	18.9	15,386	1,428	6,041	7,917	19.0	14,287	1,138	5,703	7,446	19.6
第 3 次 産 業	67,410	4,892	26,035	36,483	73.3	59,690	4,788	23,621	31,281	73.6	54,610	4,733	21,718	28,159	74.8

出典：総務省「国勢調査」

第2節 就業状況

1 新規学校卒業者の求人・就職状況

本県の令和7年3月の新規学校卒業者の求人状況は、中学校では就職希望者数0人に対して、求人数1人となっており、高等学校では就職希望者数1,798人に対して求人数4,613人となっている。

また、就職状況は、中学校では就職希望者数0人となっており、高等学校では就職希望者数1,798人に対して就職者数1,798人（県内1,014人、県外783人）となっている。

第1-4-2表 令和7年3月新規学校卒業者の求人・就職状況

(単位：人)

区分	安定所別	1. 就職希望者			2. 求 人 数	3. 就職者数			4. 3のうち県内			5. 3のうち県外		
		計	男	女		計	男	女	計	男	女	計	男	女
中 学 校	合 計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	青 森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八 戸	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	弘 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	む つ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	野 辺 地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	五所川原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三 沢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	十 和 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	黒 石	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 等 学 校	合 計	1,798	1,091	707	4,613	1,798	1,091	707	1,014	583	431	783	507	276
	青 森	372	233	139	959	372	233	139	197	111	86	175	122	53
	八 戸	388	250	138	1,263	388	250	138	209	130	79	179	120	59
	弘 前	348	217	131	787	348	217	131	178	105	73	169	111	58
	む つ	122	66	56	143	122	66	56	71	33	38	51	33	18
	野 辺 地	93	53	40	397	93	53	40	70	42	28	23	11	12
	五所川原	153	98	55	295	153	98	55	75	48	27	78	50	28
	三 沢	105	56	49	262	105	56	49	75	40	35	30	16	14
	十 和 田	132	94	38	327	132	94	38	83	59	24	49	35	14
	黒 石	85	24	61	180	85	24	61	56	15	41	29	9	20

資料：青森労働局

(注) 求人数について…県外求人は平成24年7月より調査不能となったため、県内のみの求人数

2 新規学校卒業者の求職動向

本県の令和7年次の新規学校卒業者の求職動向は、中学校では就職希望者11人となっている。
また、高等学校では就職希望者2,392人で卒業見込者数の25.2%となっている。

第1-4-3表 年次別新規学校卒業者の求職動向

(1) 中学校

(単位：人)

卒業年次	卒業見込者数	進学希望者数	就職希望者数	うち学校又は安定所の紹介による就職希望者数		その他(家事等含む)
平成21年	14,633 (100)	14,535 (99.3)	27 (0.2)	12 (44.4)		101 (0.7)
22	14,926 (100)	14,815 (99.3)	31 (0.2)	13 (41.9)		80 (0.5)
23	14,075 (100)	14,003 (99.5)	20 (0.1)	9 (45.0)		52 (0.4)
24	13,921 (100)	13,815 (99.2)	16 (0.1)	8 (50.0)		90 (0.6)
25	13,433 (100)	13,386 (99.7)	11 (0.1)	4 (36.4)		36 (0.3)
26	13,387 (100)	13,339 (99.6)	11 (0.1)	4 (36.4)		37 (0.3)
27	12,813 (100)	12,753 (99.5)	9 (0.1)	4 (44.4)		51 (0.4)
28	12,581 (100)	12,505 (99.4)	14 (0.1)	3 (21.4)		62 (0.5)
29	11,973 (100)	11,937 (99.7)	9 (0.1)	3 (33.3)		27 (0.2)
30	11,445 (100)	11,405 (99.7)	5 (0.0)	4 (80.0)		35 (0.3)
31	10,883 (100)	10,858 (99.8)	5 (0.0)	2 (40.0)		20 (0.2)
令和2年	10,205 (100)	10,154 (99.5)	9 (0.1)	3 (33.3)		42 (0.4)
3	10,298 (100)	10,242 (99.5)	7 (0.1)	2 (28.6)		49 (0.5)
4	10,077 (100)	10,009 (99.3)	7 (0.1)	1 (14.3)		61 (0.6)
5	9,908 (100)	9,870 (99.6)	4 (0.0)	1 (25.0)		34 (0.3)
6	9,381 (100)	9,336 (99.5)	9 (0.1)	0 0.0		36 (0.4)
7	9,494 (100)	9,449 (99.5)	11 (0.1)	3 (27.3)		34 (0.4)

(2) 高校

(単位：人)

卒業年次	卒業見込者数	進学希望者数	就職希望者数	うち学校又は安定所の紹介による就職希望者数		その他(家事等含む)
平成21年	14,100 (100)	8,585 (60.9)	5,090 (36.1)	4,508 (88.6)		425 (3.0)
22	14,371 (100)	8,893 (61.9)	5,053 (35.2)	4,504 (89.1)		425 (3.0)
23	13,890 (100)	8,653 (62.3)	4,842 (34.9)	4,277 (88.3)		395 (2.8)
24	13,945 (100)	8,614 (61.8)	4,910 (35.2)	4,369 (89.0)		421 (3.0)
25	14,805 (100)	9,403 (63.5)	4,988 (33.7)	4,517 (90.6)		414 (2.8)
26	14,081 (100)	9,023 (64.1)	4,634 (32.9)	4,122 (89.0)		424 (3.0)
27	13,296 (100)	8,217 (61.8)	4,684 (35.2)	4,078 (87.1)		395 (3.0)
28	12,951 (100)	8,142 (62.9)	4,434 (34.2)	3,911 (88.2)		375 (2.9)
29	12,846 (100)	8,058 (62.7)	4,373 (34.0)	3,857 (88.2)		415 (3.2)
30	12,135 (100)	7,876 (64.9)	3,893 (32.1)	3,301 (84.8)		366 (3.0)
31	12,019 (100)	7,914 (65.8)	3,766 (31.3)	3,198 (84.9)		339 (2.8)
令和2年	11,408 (100)	7,703 (67.5)	3,349 (29.4)	2,794 (83.4)		356 (3.1)
3	10,998 (100)	7,770 (70.6)	2,887 (26.3)	2,384 (82.6)		341 (3.1)
4	10,468 (100)	7,510 (71.7)	2,645 (25.3)	2,169 (82.0)		313 (3.0)
5	9,689 (100)	6,974 (72.0)	2,354 (24.3)	1,988 (84.5)		361 (3.7)
6	9,743 (100)	7,030 (72.2)	2,373 (24.4)	1,961 (82.6)		340 (3.5)
7	9,509 (100)	6,758 (71.1)	2,392 (25.2)	1,915 (80.1)		359 (3.8)

資料：青森労働局

3 新規学校卒業者の初任給

本県の令和7年3月の新規学校卒業者の学歴別初任給（職業計）の全国対比は、高等学校卒では男子 93.7%、女子 93.5%、短大卒では男子 90.0%、女子 89.9%、大学卒では男子 90.0%、女子 91.1%と、いずれも全国対比 90%前後となっている。

第1-4-4表 学歴別、就職郡別初任給（令和7年3月卒）

（単位：千円）

郡	学歴	職種	管理的職業	専門的・技術的職業	事務的職業	販売の職業	サービスの職業	保安の職業	農林漁業の職業	生産工程の職業	の輸送・機械運轉	建設・採掘の職業	装運搬等の清掃・業包	職業計	全国対比
中学校	全国	男	*174	185	119	170	170	200	181	185	173	186	190	178	100.0
		女	-	*180	*156	-	152	-	*135	183	-	*167	*181	172	100.0
	青森	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高等学校	全国	男	211	206	204	206	206	212	198	202	211	212	206	205	100.0
		女	200	200	197	203	201	217	203	196	206	209	197	199	100.0
	青森	男	*189	194	196	211	183	*172	193	188	185	190	*191	192	93.7
		女	*190	193	182	199	184	*179	*183	183	*209	*186	*189	186	93.5
短大	全国	男	227	221	220	221	220	220	208	211	217	223	207	219	100.0
		女	219	222	206	218	216	230	207	206	218	228	212	217	100.0
	青森	男	*195	201	198	217	190	-	*179	189	*184	194	*183	197	90.0
		女	*208	203	181	190	196	*178	*160	*177	-	-	*186	195	89.9
大学	全国	男	268	250	255	250	248	231	226	235	236	255	240	251	100.0
		女	258	251	248	246	244	238	221	235	238	256	234	248	100.0
	青森	男	*208	236	227	216	208	*201	*190	228	*199	231	-	226	90.0
		女	*220	234	221	218	220	*208	*173	228	*250	-	-	226	91.1

資料：厚生労働省職業安定局

（注） 「*」 は対象者が10人未満、「-」 は対象者がいないことを示している。

4 新規学校卒業者の離職状況

本県の新規学校卒業者の離職状況は、令和7年3月までの就職後3年間で、中学校卒では66.7%が離職しており、高等学校卒では41.7%が離職している。また、大学等では35.9%が離職している。

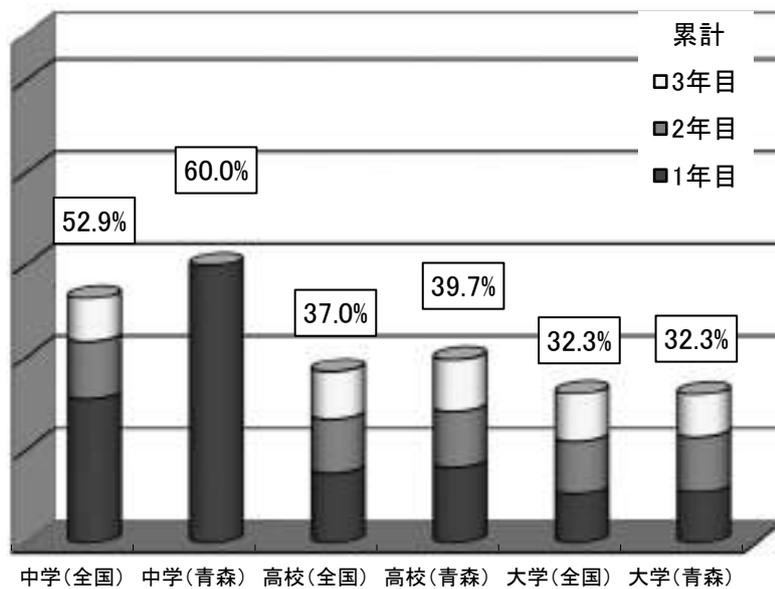
一方、全国中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合は、それぞれ約5割・4割・3割の割合となっている。

第1-4-5表 新規学卒者の離職状況（青森県）

（単位：人）

中・高 卒業年次別	項目	就職者数			卒業時から令和7年3月までの離職状況					
		計	男	女	合計		男		女	
					離職者数	離職率%	離職者数	離職率%	離職者数	離職率%
中学校	R04.3月	3	2	1	2	66.7	1	50.0	1	100.0
	R05.3月	5	4	1	4	80.0	3	75.0	1	100.0
	R06.3月	7	7	0	4	57.1	4	57.1	0	—
高等学校	R04.3月	1,508	814	694	629	41.7	305	37.5	324	46.7
	R05.3月	1,357	769	588	408	30.1	205	26.7	203	34.5
	R06.3月	1,215	639	576	222	18.3	101	15.8	121	21.0
大学	R04.3月	1,500	807	693	539	35.9	278	34.4	261	37.7
	R05.3月	1,288	687	601	300	23.3	144	21.0	156	26.0
	R06.3月	1,219	674	545	127	10.4	64	9.5	63	11.6

資料：青森労働局



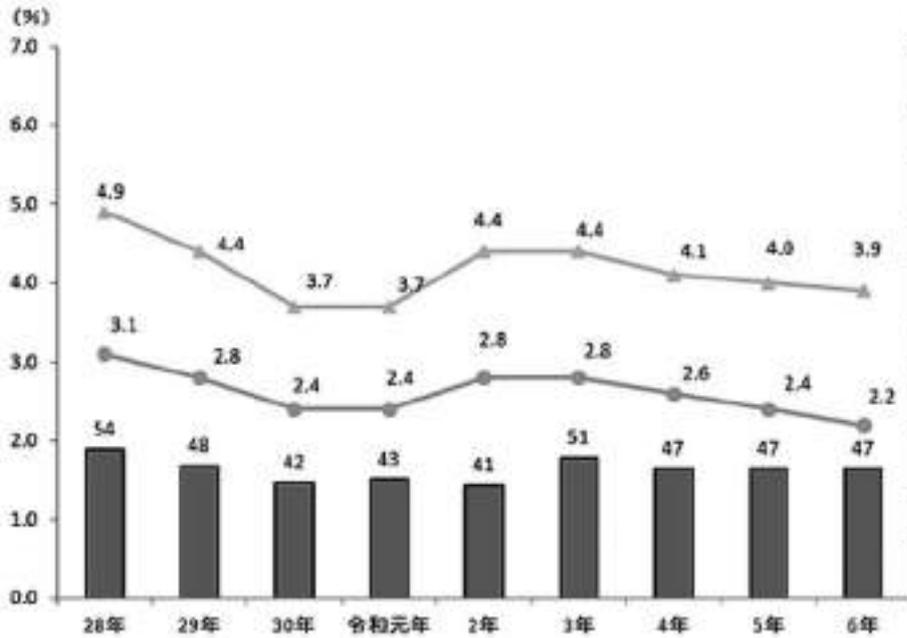
資料：青森労働局

第1-4-1図 新規学卒者の卒業後3年以内の離職率（令和4年3月卒）

5 完全失業率と完全失業者数の状況

29歳以下の完全失業率は、令和2年には4.4%と悪化し、4%台を推移したものの、その後改善し、令和6年には3.9%となっている。

また、29歳以下の若年者の完全失業率は全年齢の失業率よりも高い状態が続いている。



出典：総務省統計局「労働力調査」

第1-4-2図 完全失業率と完全失業者数の推移（全国）

- (注) 1 「完全失業率」とは、「労働力人口に占める完全失業者の割合 (%)」をいう。
 2 「完全失業者」とは、「仕事がなく、仕事を探していた者で、仕事があればすぐ就ける者」をいう。

6 雇用の状況

(1) 正規雇用と非正規雇用

本県における、平成24年から令和4年にかけての、15歳から34歳の有業者のうち雇用者は22.1%減少(142,200人→110,800人)、うち正規雇用については11.4%減少(88,900人→78,800人)、非正規雇用については40.5%減少(52,300人→31,100人)している。

雇用者における正規雇用の割合は、男性では、平成24年の74.9%から令和4年の81.3%へ6.4ポイントの増加、女性では、平成24年の48.8%から令和4年の60.4%と11.6ポイントの増加となっている。

第1-4-6表 正規の職員・従業員と非正規の職員・従業員(15～34歳)

(単位：人)

区 分		平成24年	平成29年	令和4年
総数	総数	249,900	216,100	186,200
	有業者	146,800	134,000	115,000
	うち雇用者	142,200	129,000	110,800
	うち正規の職員・従業員	88,900	90,100	78,800
	うち非正規の職員・従業員	52,300	38,000	31,100
	無業者	103,100	82,100	71,300
男性	総数	125,300	109,400	96,100
	有業者	77,600	69,600	59,800
	うち雇用者	74,800	66,400	57,100
	うち正規の職員・従業員	56,000	53,500	46,400
	うち非正規の職員・従業員	18,100	12,200	10,300
	無業者	47,700	39,800	36,100
女性	総数	124,600	106,600	90,100
	有業者	69,200	64,300	55,200
	うち雇用者	67,400	62,600	53,600
	うち正規の職員・従業員	32,900	36,600	32,400
	うち非正規の職員・従業員	34,200	25,900	20,800
	無業者	55,400	42,400	35,100

出典：総務省「就業構造基本調査」

(2) ニート・フリーターの状況

① ニート

ニートの状態にある若者（年齢が15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者）は、平成14年以降60万人前後で推移しており、平成22年には58万人に減少したものの、平成23年には再び60万人台に増加した。平成25年以降は50万人台で推移してきたが令和2年では68万人に増加し、その後また50万人台で推移し、令和6年には59万人となっている。

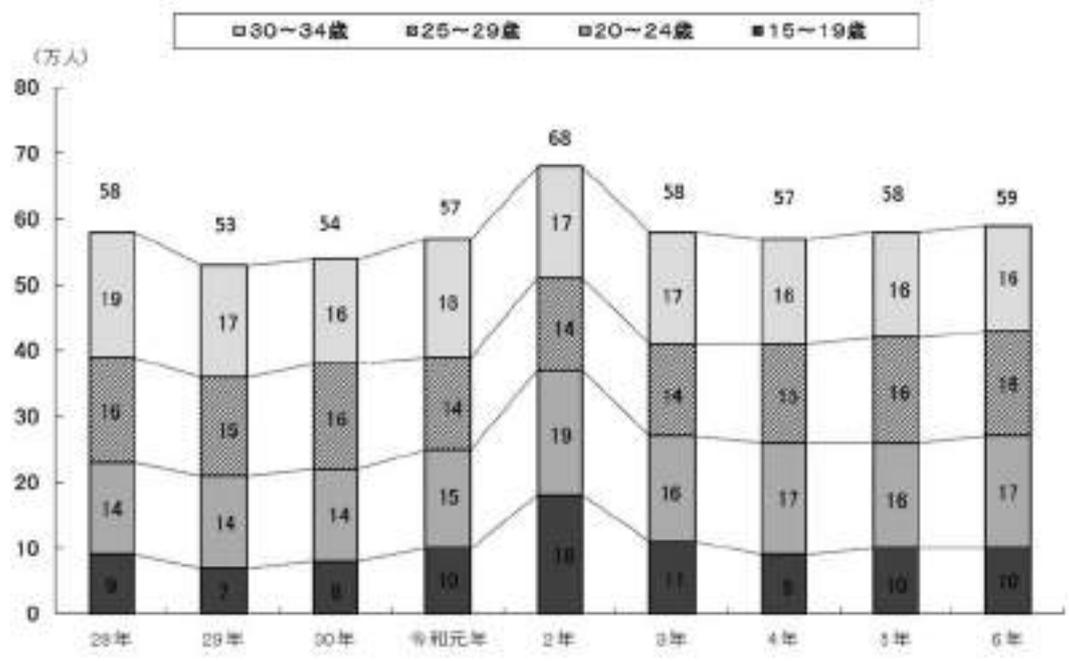
本県のニートの数を総務省の「労働力調査（基本集計）令和6年平均結果」及び「人口推計」（令和6年10月1日現在）から推計すると、15歳から34歳までの若年無業者は、同年齢層の人口の約2.5パーセント。本県では、約4,478人と推計される。

第1-4-7表 ニートの数の推計

(単位：万人、%)

全国	15～34歳の人口（15～34歳）	2,458
	15～34歳の非労働力人口のうち、その他（通学、家事を行っていない者）	61
	割合	2.5
青森県	人口（15～34歳、令和6年10月1日現在）	179,137
	推計ニート数	4,478

出典：総務省統計局「労働力調査」「人口推計」をもとに県民活躍推進課が作成

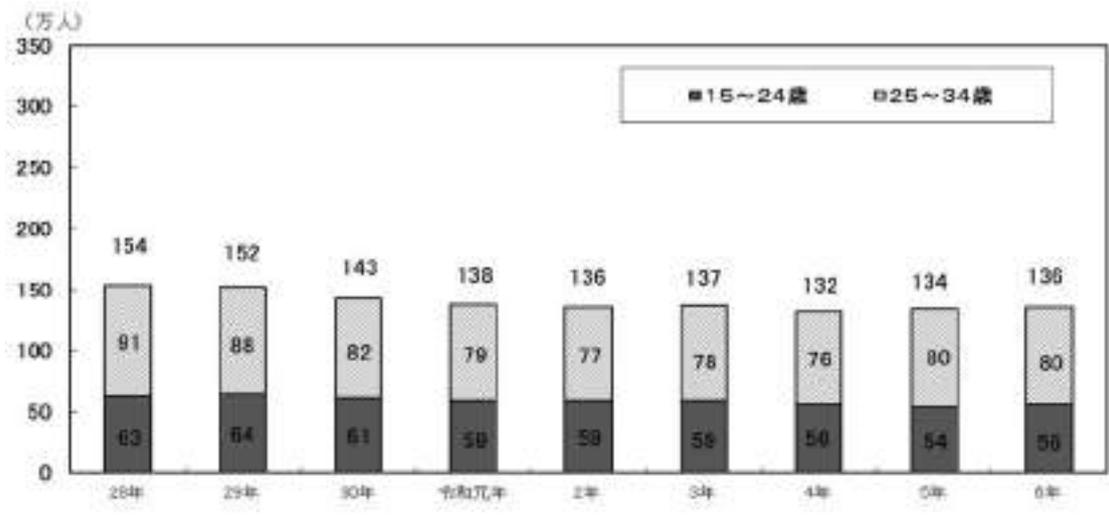


出典：総務省統計局「労働力調査」

第1-4-3図 ニートの数の推移（全国）

② フリーター

フリーター数は、平成15年の217万人がピークに、下図に見られるように平成28年以降令和4年まで減少していたが、令和5年から増加傾向となっている。



出典：総務省統計局「労働力調査」

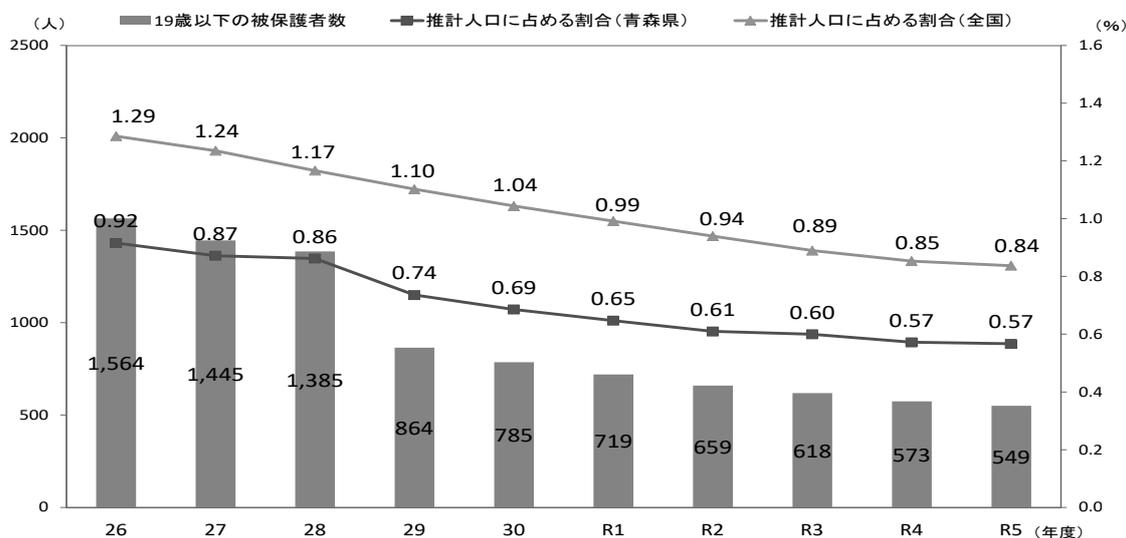
第1-4-4図 フリーターの数の推移（全国）

(備考) フリーターの定義：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」に基づき、厚生労働省において、15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者のうち、次の者の合計として算出。
 ①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
 ②完全失業者のうち、探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 ③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

第5章 様々な困難

1 生活保護世帯の19歳以下の被保護者数の状況

本県（中核市を除く）の生活保護世帯における19歳以下の被保護者数は、平成26年度以降減少し、令和5年度は549人となっている。また、県の19歳以下の人口に占める割合は、令和5年度は0.57%となっている。

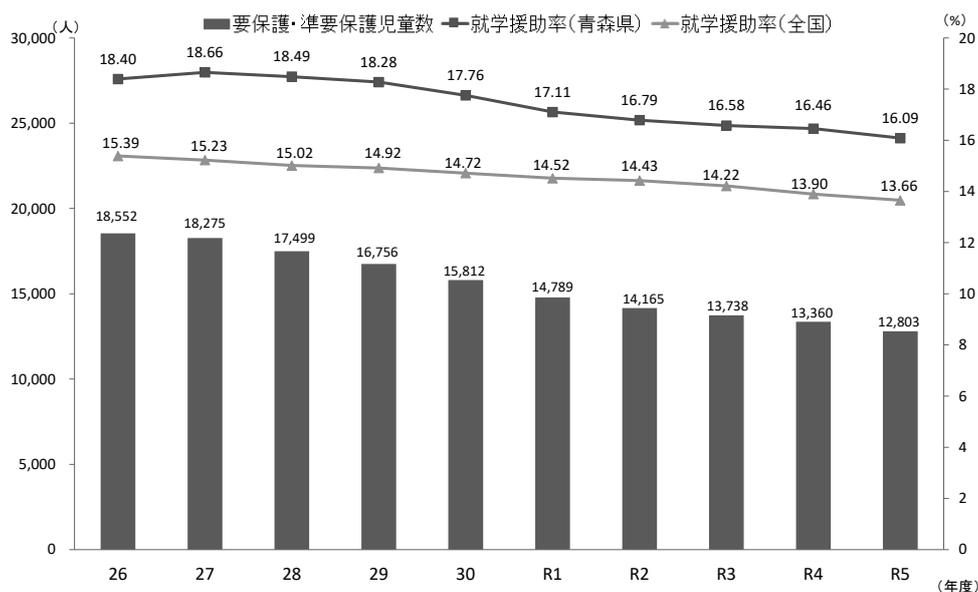


出典：厚生労働省「被保護者調査」、総務省「人口推計」、青森県「青森県の推計人口年報」

第1-5-1図 生活保護世帯の19歳以下の被保護者数の状況(中核市除く)

2 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移

本県における要保護・準要保護児童生徒数は近年減少しており、令和5年度は12,803人と、前年度より557人減少している。また、本県の就学援助率は全国を上回る状況が続いており、令和5年度は16.09%と全国を約2.4ポイント上回っている。



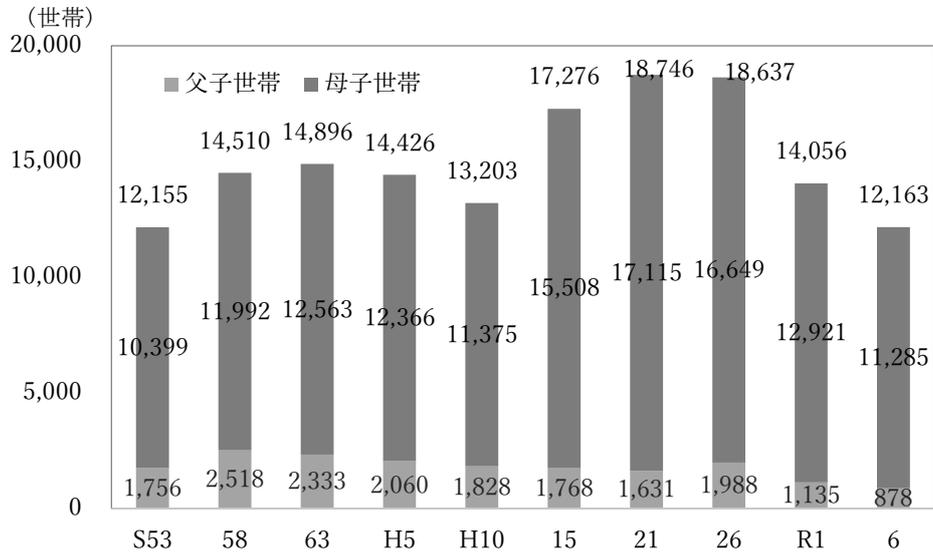
出典：文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数」(各都道府県別)

第1-5-2図 要保護・準要保護児童生徒数、就学援助率の推移

3 ひとり親世帯の状況

(1) ひとり親世帯数

本県のひとり親世帯数について、令和6年度は母子世帯11,285世帯、父子世帯878世帯、合計12,163世帯となっている。

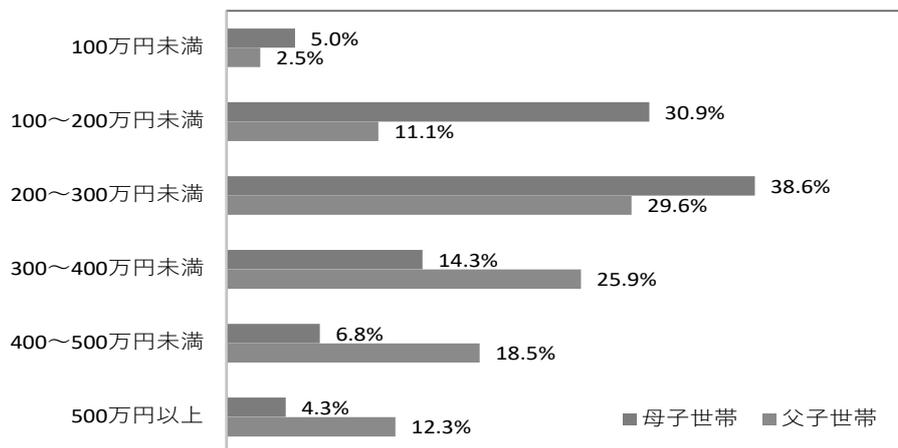


出典：青森県親子等生活実態調査

第1-5-3図 ひとり親世帯数の推移

(2) ひとり親世帯の年収

令和6年度における本県の母子世帯の年収は、200万円～300万円未満が38.6%と最も多く、年収300万円未満が全体の74.5%を占めている。また、父子世帯の年収は、200万円～300万円未満が29.6%と最も多く、次いで300万円～400万円が25.9%となっている。



出典：青森県親子等生活実態調査

第1-5-4図 ひとり親世帯の年収の状況（令和6年度）

(備考1) 青森県親子等生活実態調査における母子世帯、父子世帯の抽出方法
 平成26年度まで 市町村が住民基本台帳又はこれに代わる的確な資料等により無作為抽出
 令和元年度以降 児童扶養手当を受給している者から無作為抽出

4 進学率

令和2年から6年までの生活保護世帯に属する子どもの進学率をみると、高等学校へは90%、大学へは20%を超えているが、県内の中学校卒業者の高校等進学率は99%、高等学校卒業者の大学等進学率は50%を超えており（第3章第3節参照）、いずれも低い状況にある。

第1-5-1表 生活保護世帯に属する子供の進学率 (単位：%)

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
高等学校	95.3	93.6	91.4	95.3	92.0
大学	31.0	26.3	33.7	23.0	29.2

資料：健康医療福祉政策課

5 貧困

県が令和5年度に実施した「青森県子どもの生活実態調査」によると、本県の困窮家庭の割合は15.9%となっている。

第1-5-2表 困窮家庭の割合

生活困難家庭	困窮家庭	①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如のうち2項目以上の要素に該当	15.9%
	周辺家庭	①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如のうちいずれか1項目の要素に該当	19.8%
一般家庭		いずれの要素にも該当しない家庭	62.9%

資料：こどもみらい課

6 ヤングケアラーの状況

令和4年12月から令和5年1月にかけて実施した「青森県ヤングケアラー実態調査」によると、本県のヤングケアラーの割合は4.8%で、すべての学校種別で確認されており、小学6年生5.9%、中学2年生5.0%、高校2年生3.3%、大学3年生2.5%となっている。

第1-5-3表 ヤングケアラーの割合

小学6年生	中学2年生	高校2年生	大学3年生	合計
5.9%	5.0%	3.3%	2.5%	4.8%
(408/6,971人)	(331/6,584人)	(173/5,217人)	(19/760人)	(931/19,532人)

出典：青森県ヤングケアラー実態調査

7 ひきこもりの状況

内閣府の「令和4年度子ども・若者の意識と生活に関する調査」から推計される、ひきこもりの子ども・若者（15～39歳）は、同年齢層の人口の2.05パーセント。本県では、約5,000人と推計される。

第1-5-4表 ひきこもり者数の推計

(単位：人、%)

		有効回収数に占める割合	
広義のひきこもり	準ひきこもり	普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0.95
	狭義のひきこもり	普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74
		自室からは出るが、家からは出ない	0.30
		自室からほとんど出ない	0.06
計		2.05	

青森県人口（15～39歳、令和4年10月1日現在）	252,000
推計ひきこもり者数（252,000人×2.05%）	5,166

出典：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」、
総務省統計局「人口推計」をもとに県民活躍推進課が作成

8 いじめ、不登校、中途退学、暴力行為

(1) いじめ

文部科学省の調査によると、本県の令和6年度における国公立小・中・高・特別支援学校のいじめの認知件数は、小学校4,329件、中学校1,485件、高等学校231件、特別支援学校15件の合計6,060件となっている。

前年度と比較すると、小学校で74件の増加、中学校で32件の増加、高等学校で55件の増加、特別支援学校で10件の減少となっており、合計では151件の増加となっている。

第1-5-5表 いじめの認知件数の推移(国公立)

(単位：件)

年度	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合 計			
	本 県	全 国	本 県	全 国	本 県	全 国	本 県	全 国	本 県		全 国	
									認知件数	1,000人 当たり	認知件数	1,000人 当たり
30	5,670	425,844	1,319	97,704	241	17,709	36	2,676	7,266	57.0	543,933	40.9
R1	4,840	484,545	1,246	106,524	204	18,352	30	3,075	6,320	51.1	612,496	46.5
2	3,804	420,897	921	80,877	156	13,126	29	2,263	4,910	40.8	517,163	39.7
3	3,879	500,562	1,176	97,937	140	14,157	19	2,695	5,214	44.5	615,351	47.7
4	4,612	551,944	1,418	111,404	208	15,568	12	3,032	6,250	54.7	681,948	53.3

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(注)「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

資料：学校教育課

(2) 不登校

文部科学省の調査によると、本県の令和6年度における国公立小・中・高等学校の不登校の児童生徒数は、小学校981人、中学校1,888人、高等学校407人の合計3,276人となっている。

前年度と比較すると、小学校で97人の増加、中学校で55人の減少、高等学校で29人の増加となっており、合計では71人の増加となっている。

第1-5-6表 不登校児童生徒数の推移(国公立)

(1) 小学校 (単位：人)

年度	本 県		全 国	
	人数	1,000人 当たり	人数	1,000人 当たり
30	323	5.5	44,841	7.0
R1	358	6.3	53,350	8.3
2	357	6.4	63,350	10.0
3	500	9.2	81,498	13.0
4	611	11.4	105,112	17.0

(2) 中学校 (単位：人)

年度	本 県		全 国	
	人数	1,000人 当たり	人数	1,000人 当たり
30	1,003	31.2	119,687	36.5
R1	998	32.1	127,922	39.4
2	1,130	37.4	132,777	40.9
3	1,410	47.1	163,442	50.0
4	1,638	56.4	193,936	59.8

(3) 高等学校 (単位：人)

年度	本 県		全 国	
	人数	1,000人 当たり	人数	1,000人 当たり
30	265	7.7	52,723	16.3
R1	230	6.9	50,100	15.8
2	226	7.1	43,051	13.9
3	348	11.5	50,985	16.9
4	407	14.0	60,575	20.4

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

資料：学校教育課

(3) 中途退学

文部科学省の調査によると、本県の令和6年度における国公立高等学校の中途退学者数は、368 人となっている。

前年度と比較すると、57人の減少となっている。

また、中途退学の理由をみると、「学校生活・学業不適應」と「進路変更」が高い。

第1-5-7表 中途退学者数の推移(国公立高等学校)

年度	本 県		全 国	
	中途退学者数(人)	中途退学率(%)	中途退学者数(人)	中途退学率(%)
30	379	1.1	48,594	1.4
R1	311	0.9	42,882	1.3
2	259	0.8	34,965	1.1
3	336	1.1	38,928	1.2
4	403	1.3	43,401	1.4

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※中途退学率は、在籍者数に対する中途退学者数の割合。

資料：学校教育課

第1-5-8表 中途退学の理由(国公立高等学校)

(単位：人、%)

年度		学業不振	学校生活・ 学業不適應	進路変更	病気、け が、死亡	経済的 理由	家庭の 事情	問題行動 等	その他の 理由	計
R 2	人数	2	91	98	42	3	5	12	6	259
	構成比	0.8	35.1	37.8	16.2	1.2	1.9	4.6	2.3	100.0
R 3	人数	11	115	130	23	2	15	21	19	336
	構成比	3.3	34.2	38.7	6.8	0.6	4.5	6.3	5.7	100.0
R 4	人数	7	165	171	26	1	4	23	6	403
	構成比	1.7	40.9	42.4	6.5	0.2	1.0	5.7	1.5	100.0
R 5	人数	15	179	156	26	4	13	23	9	425
	構成比	3.5	42.1	36.7	6.1	0.9	3.1	5.4	2.1	100.0
R 6	人数	9	128	158	13	1	3	36	20	368
	構成比	2.4	34.8	42.9	3.5	0.3	0.8	9.8	5.4	100.0

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(4) 暴力行為

文部科学省の調査によると、本県の令和6年度における公立小・中・高等学校の暴力行為の発生件数は、小学校1,202件、中学校539件、高等学校36件の合計1,777件となっている。

前年度と比較すると、小学校で75件の増加、中学校で15件の減少、高等学校で8件の増加となっており、合計で68件の増加となっている。

第1-5-9表 暴力行為の発生件数

(1) 小学校

年度	本 県 (国 公 立)									
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計	
	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり
H30	138	2.4	1,102	18.9	13	0.2	48	0.8	1,301	22.3
R1	77	1.4	823	14.5	2	0.0	53	0.9	955	16.8
2	140	2.5	821	14.7	5	0.1	43	0.8	1,009	18.1
3	68	1.2	821	15.1	9	0.2	52	1.0	950	17.4
4	151	2.8	1,108	20.7	14	0.3	113	2.1	1,386	25.8

(2) 中学校

年度	本 県 (国 公 私 立)									
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計	
	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり
H30	11	0.3	271	8.4	13	0.4	73	2.3	368	11.5
R1	25	0.8	298	9.6	12	0.4	71	2.3	406	13.1
2	13	0.4	210	7.0	2	0.1	58	1.9	283	9.4
3	17	0.6	276	9.2	10	0.3	62	2.1	365	12.2
4	26	0.9	382	13.2	10	0.3	68	2.3	486	16.7

(3) 高等学校

年度	本 県 (公 私 立)									
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計	
	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり
H30	2	0.1	36	1.0	0	0.0	4	0.1	42	1.2
R1	5	0.1	21	0.6	2	0.1	21	0.6	49	1.4
2	1	0.0	19	0.6	2	0.1	16	0.5	38	1.2
3	0	0.0	16	0.5	3	0.1	9	0.3	28	0.9
4	1	0.0	26	0.9	1	0.0	11	0.4	39	1.3

(4) 全体

年度	本 県 (国 公 私 立)									
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計	
	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり	件数	/1000人当たり
H30	151		1,409		26		125		1,711	13.6
R1	107		1,142		16		145		1,410	11.6
2	154		1,050		9		117		1,330	11.2
3	85		1,113		22		123		1,343	11.6
4	178		1,516		25		192		1,911	17.0

※文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

資料：学校教育課

(注) 発生場所は学校の内外を問わない。

9 自殺

県健康医療福祉政策課が取りまとめている「青森県保健統計年報」によると、本県の年間自殺者総数は、近年、200人台となっている。子ども・若者世代(0歳～39歳)で見ると、15～39歳がほとんどを占め、年間40人前後で推移している。

男女別で見ると、男性の自殺者が多い。

第1-4-10表 自殺者数、性・年齢（5歳階級）

（単位：人）

年	性別	総数	年齢							計		
			0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	0～39歳	15～39歳
R1	計	209	0	0	1	8	4	9	6	13	41	40
	男	149	0	0	1	5	4	7	5	11	33	32
	女	60	0	0	0	3	0	2	1	2	8	8
R2	計	238	0	0	0	2	12	12	8	10	44	44
	男	170	0	0	0	1	9	9	6	6	31	31
	女	68	0	0	0	1	3	3	2	4	13	13
R3	計	284	0	0	2	6	14	19	10	18	69	67
	男	209	0	0	1	3	11	11	8	15	49	48
	女	75	0	0	1	3	3	8	2	3	20	19
R4	計	242	0	0	2	8	8	6	8	8	40	38
	男	174	0	0	1	4	7	4	5	6	27	26
	女	68	0	0	1	4	1	2	3	2	13	12
R5	計	209	0	0	0	2	7	7	9	11	36	36
	男	148	0	0	0	2	4	6	4	11	27	27
	女	61	0	0	0	0	3	1	5	0	9	9

出典：健康医療福祉政策課「青森県保健統計年報」

10 外国人

(1) 国籍別外国人人口

令和2年国勢調査による本県の外国人人口（総数）は5,490人で、平成22年の3,688人から1,802人の増加となっている。

国籍別の青少年人口（0～39歳）は、ベトナムが1,677人で最も多く、次いで、中国の555人、フィリピンの278人となっており、平成22年と比較すると、ベトナムが大幅に増加している一方、中国は減少している。

第1-5-11表 国籍別外国人人口

（単位：人）

	0～39歳			総数		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	2,315	2,051	3,572	3,688	3,447	5,409
韓国・朝鮮	246	176	141	846	685	633
中国	1,197	716	555	1,391	978	1,029
フィリピン	236	193	278	437	452	597
タイ	53	67	61	73	104	101
インドネシア	65	64	97	67	75	134
ベトナム	29	299	1,677	29	302	1,693
アメリカ	177	218	216	305	344	366
その他	312	318	547	540	507	856

出典：総務省「国勢調査」

(2) 年齢別外国人人口

青少年人口（0～39歳）を年齢別にみると、20～24歳が1,240人で最も多く、次いで25～29歳が823人となっている。

国籍別にみると、人口が最も多い20～24歳ではベトナムが902人、25～29歳においてもベトナムが426人と最も多くなっている。

第 1-5-12 表 年齢別国籍別外国人人口(0～39 歳、令和2年)

(単位：人)

	0～4 歳	5～9 歳	10～14 歳	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	計
総数	60	62	62	190	1,240	823	605	530	3,572
韓国・朝鮮	6	5	6	13	15	21	37	38	141
中国	16	15	9	23	90	88	150	164	555
フィリピン	5	6	10	13	22	56	77	89	278
タイ	1	2	1	7	19	11	5	15	61
インドネシア	3	-	-	5	50	14	9	16	97
ベトナム	1	3	-	86	902	426	187	72	1,677
アメリカ	6	18	16	12	27	65	38	34	216
その他	22	13	20	31	115	142	102	102	547

出典：総務省「国勢調査」

(3) 日本語指導を必要とする児童生徒数

文部科学省の調査によると、日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒数は令和5年度の調査で50人であり、平成26年の調査から年々増加傾向にある。日本語指導を必要とする日本国籍の児童生徒数は令和5年度で28人となっており、おおむね20人台で推移している。

第 1-5-13 表 日本語指導を必要とする児童生徒数

(単位：人)

	平成26年度		平成28年度		平成30年度		令和3年度		令和5年度	
	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍
小学校	7	17	23	13	22	14	23	16	25	26
中学校	2	7	6	3	9	5	13	4	18	2
高等学校	0	0	0	1	0	2	5	0	6	0
特別支援学校	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
計	9	24	30	17	32	21	41	20	50	28

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」

第6章 安全と問題行動

第1節 安全

1 死亡者数

令和6年の子ども・若者（0～29歳）の死亡者数は、85人で前年に比べ13人増加し、死亡者総数に占める割合は0.41%となっている。

第1-6-1表 年齢別死亡者数の推移

(単位:人)

年	区分	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	計	総数	A(%)
R 2		22	4	0	11	24	28	89	17,905	0.50
3		13	1	6	9	22	29	80	18,785	0.43
4		15	3	8	16	16	17	75	20,117	0.37
5		15	4	6	8	17	22	72	20,835	0.35
6		15	5	9	13	20	23	85	20,511	0.41

資料：健康医療福祉政策課

$$(注) A (死亡者総数に占める青少年層死亡者数の割合) = \frac{\text{計 (青少年層死亡者数)}}{\text{総数 (死亡者総数)}}$$

(1) 死因別順位

令和6年の子ども・若者（0～29歳）の死因別順位をみると、第1位は自殺の25人で、死亡者の29.4%を占めている。

第2位は不慮の事故の11人、第3位は悪性新生物の10人となっている。

第1-6-2表 子ども・若者(0～29歳)の死因別順位(死因簡単分類による)

(単位:人)

年	順位	第1位		第2位		第3位		死亡者数 (0～29歳)
		死因	人数	死因	人数	死因	人数	
R 2		自殺	26	不慮の事故	16	悪性新生物 ・周産期に特異的な呼吸障害 及び心血管障害	8	89
3		自殺	41	不慮の事故	10	悪性新生物 ・その他の神経系の疾患 ・心疾患(高血圧性を除く)	4	80
4		自殺	24	不慮の事故	14	悪性新生物	8	75
5		自殺	16	不慮の事故	13	悪性新生物	9	72
6		自殺	25	不慮の事故	11	悪性新生物	10	85

資料：健康医療福祉政策課

(2) 不慮の事故による死亡数

子ども・若者の死亡者のうち、不慮の事故による死亡者は11人(12.9%)となっている。

また、不慮の事故による死亡者のうち、交通事故による死亡者は4人(36.4%)となっている。

第1-6-3表 子ども・若者の不慮の事故による死亡数(令和6年)

(単位:人)

区 分		0～29歳	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳
年齢階級別死亡者数(a)		85	15	5	9	13	20	23
不慮の事故(b)		11	3	0	1	0	1	6
内訳	交通事故	4	1	0	0	0	1	2
	その他	7	2	0	1	0	0	4
不慮の事故の割合(%) (b)/(a)		12.9	20.0	0.0	11.1	0.0	5.0	26.1

資料：健康医療福祉政策課

2 交通事故

(1) 令和6年中の交通事故概況

令和6年中の県内の交通事故は、発生件数2,278件（前年比-341件、-13.0%）、死者数43人（前年比-2人、-4.4%）、負傷者数2,734人（前年比-365人、-11.8%）で、発生件数、死者数及び負傷者数はいずれも前年より減少し、発生件数及び負傷者数は全国統一の交通事故統計調査が始まった昭和41年以降、最少となった。

(2) 交通事故による子ども・若者の死傷者

ア 令和6年中の交通事故による子ども（中学生以下）の死傷者数は、死者数1人（前年比+1人）、負傷者数163人（前年比+1人、+0.6%）で、死者は全体の2.3%、負傷者は全体の6.0%を占めた。

また、若者（中学生以下を除く29歳以下）の死傷者数は、死者数4人（前年比+3人、+300.0%）、負傷者数483人（前年比-120人、-19.9%）で、死者は全体の9.3%、負傷者は全体の17.7%を占めた。

第1-6-4表 交通事故による子ども(中学生以下)と若者(中学生以下を除く29歳以下)の死傷数の推移

(単位:人、%)

項目別	年別	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数		2,436	2,458	2,375	2,619	2,278
全死者数		28	29	31	45	43
うち子どもの死者数		0	2	0	0	1
上記の割合(%)		0.0%	6.9%	0.0%	0.0%	2.3%
うち若者の死者数		5	2	3	1	4
上記の割合(%)		17.9%	6.9%	9.7%	2.2%	9.3%
全負傷者数		2,939	2,919	2,853	3,099	2,734
うち子どもの負傷者数		154	156	171	162	163
上記の割合(%)		5.2%	5.3%	6.0%	5.2%	6.0%
うち若者の負傷者数		519	593	543	603	483
上記の割合(%)		17.7%	20.3%	19.0%	19.5%	17.7%

資料:青森県警察本部交通企画課

イ 令和6年の死者を状態別で見ると、子どもの死者は1人であり、若者の死者は自動車乗車中が3人、歩行中が1人である。

第1-6-5表 子ども(中学生以下)と青少年(16歳以上29歳以下)の状態別死者数の状態別死者数(令和6年)

(単位:人)

	自動車	二輪車	自転車	歩行者	その他	合計
交通事故死者数	18	2	2	21	0	43
子どもの死者数	0	0	0	1	0	1
若者の死者数	3	0	0	1	0	4

資料:青森県警察本部交通企画課

(3) 若年運転者による交通事故

ア 令和6年中の若年運転者（中学生以下を除く29歳以下の若者）による交通事故発生件数は436件、死者数は8人で、全発生件数の19.1%、全死者数の18.6%となっており、青少年の免許人口が全免許人口の10.7%であることを考慮すれば、交通事故発生件数の割合が高いと言える。

第1-6-6表 若年運転者(中学生以下を除く29歳以下の若者)による交通事故の推移

項目別	年別	R2	R3	R4	R5	R6
全発生件数(件)		2,436	2,458	2,375	2,619	2,278
うち若年運転者による事故件数		477	492	458	513	436
上記の割合(%)		19.6%	20.0%	19.3%	19.6%	19.1%
全死者数(人)		28	29	31	45	43
うち若年運転者による死者数		5	4	7	5	8
上記の割合(%)		17.9%	13.8%	22.6%	11.1%	18.6%
全負傷者数(人)		2,939	2,919	2,853	3,099	2,734
うち若年運転者による負傷者数		598	614	580	625	551
上記の割合(%)		20.3%	21.0%	20.3%	20.2%	20.2%
運転免許総人口(人)		828,625	822,194	816,221	810,015	801,978
うち若者の免許人口		97,109	94,601	92,196	89,296	85,495
上記の割合(%)		11.7%	11.5%	11.3%	11.0%	10.7%

資料:青森県警察本部交通企画課.運転免許課

注 運転者とは、第1当事者が原付以上の場合をいう。

運転免許総人口は、青森県警察が保有する運転免許保有者データを基に作成(警察庁統計と異なる)

運転免許人口は各年12月末である。

イ 令和6年中の若年運転者による死亡事故の法令違反別では、安全運転義務違反(2件、40.0%)によるものが最も多い。

また、若者以外の運転者による死亡事故は、安全運転義務違反(15件、46.9%)及び歩行者妨害等(7件、21.9%)によるものが多い。

第1-6-7表 若者(中学生を除く29歳以下)運転者

	若年運転者による死亡事故件数(件)		若者以外の運転者による死亡事故件数(件)		合計(件)	
		構成率(%)		構成率(%)		構成率(%)
信号無視		0.0%	1	3.1%	1	2.7%
通行区分	1	20.0%	3	9.4%	4	10.8%
最高速度違反	1	20.0%	1	3.1%	2	5.4%
追越し方法違反		0.0%	2	6.3%	2	5.4%
優先通行妨害等		0.0%	1	3.1%	1	2.7%
歩行者妨害等		0.0%	7	21.9%	7	18.9%
徐行場所違反		0.0%	1	3.1%	1	2.7%
指定場所一時不停止等	1	20.0%		0.0%	1	2.7%
安全運転義務違反	2	40.0%	15	46.9%	17	45.9%
調査不能		0.0%	1	3.1%	1	2.7%
計	5	100.0%	32	100.0%	37	100.0%

注1 運転者とは、第1当事者が原付以上の場合をいう。

資料:青森県警察本部交通企画課

注2 第1当事者が原付以上の死亡事故件数は、37件(死者数41人)である。

注3 構成率は、運転者別の死亡事故件数に占める違反の割合である。

3 水難

過去5年間の水難発生状況は下表のとおりであり、このうち青少年の水難発生件数は23件で、全体の約20%を占めている。

第1-6-8表 青少年の水難発生件数

(単位:件 人)

区分		年別					計
		R 2	3	4	5	6	
発生件数		5(22)	6(27)	4(19)	3(18)	5(28)	23(114)
事故者	水死者等(行方不明含)	1(9)	3(17)	1(7)	1(12)	1(18)	7(63)
	被救助者	4(14)	3(11)	4(15)	2(8)	4(14)	17(62)
	計	5(23)	6(28)	5(22)	3(20)	5(32)	24(125)

(注) ()内は、県内の全発生件数・人員である。

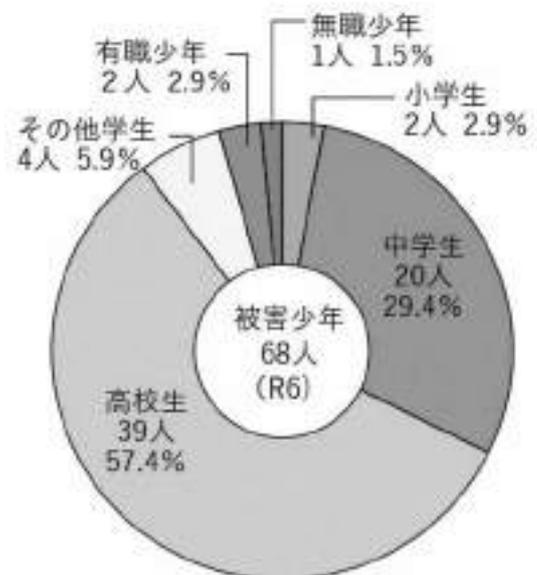
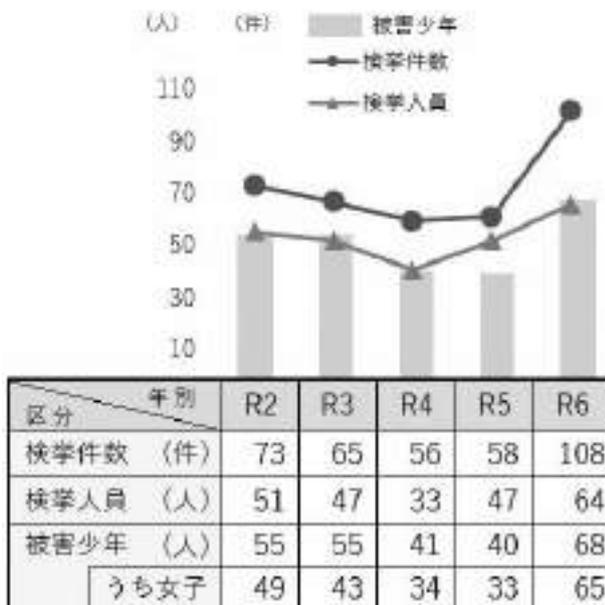
資料:警察本部地域課

第2節 犯罪や虐待

1 犯罪被害の状況

(1) 福祉犯被害少年の学校・職業別、法令別状況

令和6年中、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、県青少年健全育成条例違反などの少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)の被害者となった少年は68人で、前年に比較すると28人(70.0%)増加した。学校・職業別では、被害者の約9割(86.8%)が中学生、高校生で占められている。



資料:警察本部人身安全対策課

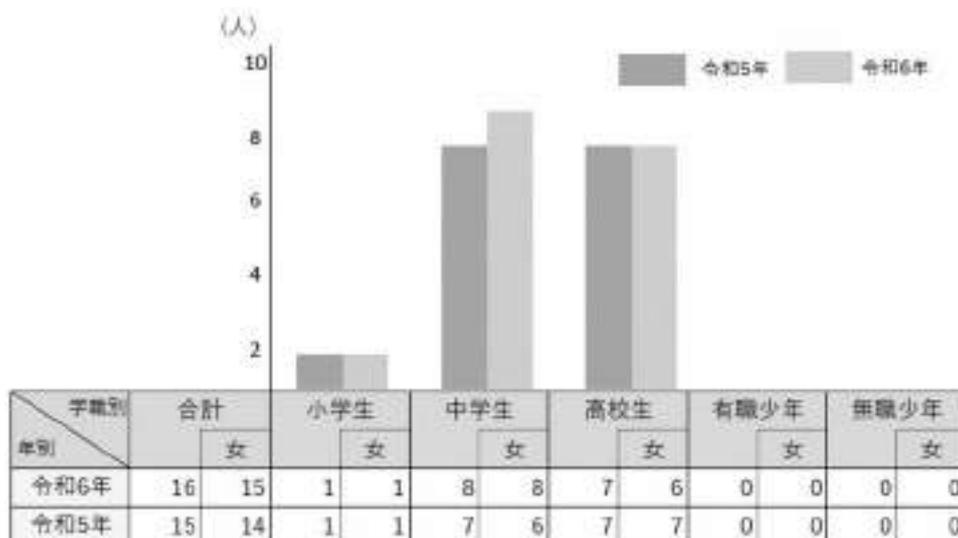
資料:警察本部人身安全対策課

第1-6-9表 福祉犯取締り状況

(2) SNS等を介した福祉犯被害少年の学校・職業別状況

令和6年中、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等が介在する福祉犯被害少年は16人で、前年に比較すると1人（6.7%）増加した。学校・職業別では、被害者の9割（93.8%）が中学生と高校生で占められている。

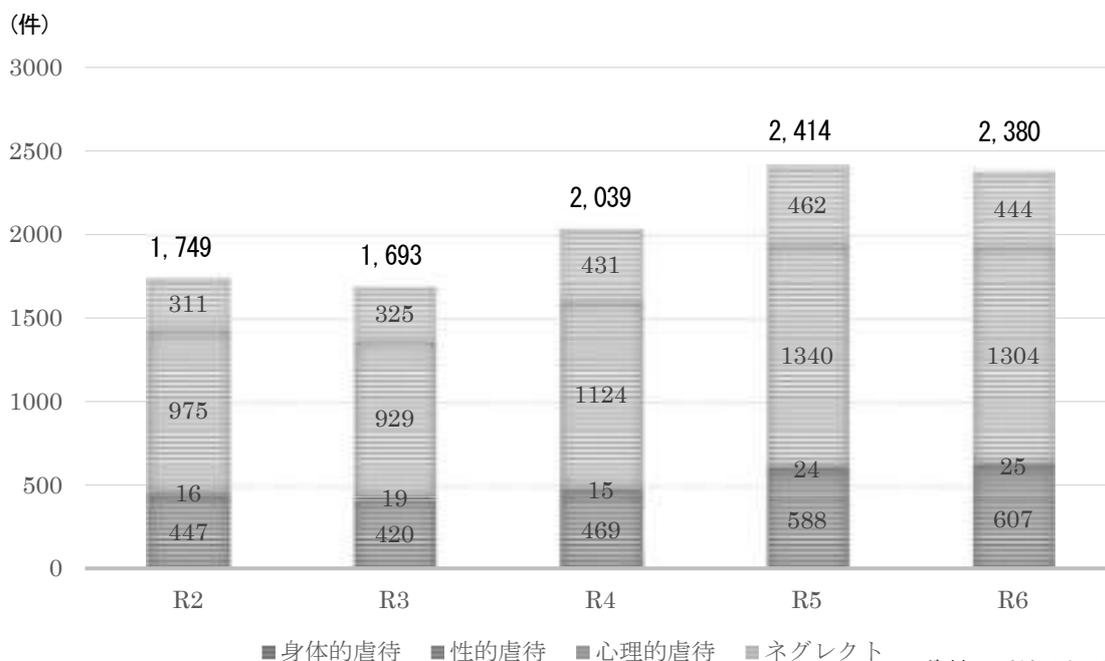
第1-6-10表 SNS等を介した福祉犯被害少年の学校・職業別状況



資料:警察本部人身安全対策課

2 児童虐待相談対応件数

児童相談所における令和6年度の児童虐待相談対応件数は、2,380件（対前年度比-34件）となっている。その内訳は、身体的虐待607件（+19件）、性的虐待25件（+1件）、心理的虐待1,304件（-36件）、ネグレクト444件（-18件）となっている。最近5年間の相談対応件数の推移は次のとおりで、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にある。



資料:こどもみらい課

第1-6-1図 児童虐待相談対応件数

第3節 少年非行

1 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

令和6年中の刑法犯少年は169人で、前年から11人(7.0%)増加した。また、不良行為少年の補導は1,545人で、前年から425人(37.9%)増加した。

第1-6-11表 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

(単位:人)

区分		年別					
		R 2	3	4	5	6	
非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	犯罪少年	77	51	74	91	93
		触法少年	43	59	52	67	76
		計	120	110	126	158	169
	特 別 法 犯 少 年	24	9	16	37	24	
	ぐ 犯 少 年	9	0	2	0	5	
	合 計	153	119	144	195	198	
不良行為少年		1,167	816	847	1,120	1,545	

資料:警察本部人身安全対策課

- (注) 非行少年……刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年をいう。
 刑法犯少年……刑法の罪を犯した犯罪少年及び刑法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
 犯罪少年……罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。
 触法少年……刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。
 特別法犯少年……覚醒剤取締法など刑法犯以外の特別法の罪を犯した犯罪少年及び特別法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
 ぐ犯少年……保護者の正当な監督に服しない性癖など一定の事由があつて、その性格又は環境から照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者をいう。
 ※少年法改正により、R4.4.1からは18歳未満の者をいう。
 不良行為少年……非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている20歳未満の者をいう。

2 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

令和6年中の刑法犯少年のうち、罪種別では、凶悪犯、知能犯、風俗犯及びその他の刑法犯が前年から増加した。

第1-6-12表 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

罪種別			年別				
			R 2	3	4	5	6
凶	悪	犯	1	2	2	2	5
粗	暴	犯	14	18	34	33	32
窃	盗	犯	78	60	66	88	71
知	能	犯	4	1	1	3	5
風	俗	犯	3	4	6	5	14
その他の刑法犯			20	25	17	27	42
合 計			120	110	126	158	169

資料:警察本部人身安全対策課

- (注) 凶悪犯……殺人、強盗、放火、不同意性交等の犯罪をいう(強制性交等を含む)。
 粗暴犯……凶器準備集合、暴行・傷害、脅迫、恐喝の犯罪をいう。
 知能犯……詐欺、横領、偽造などの犯罪をいう。
 風俗犯……賭博、わいせつの犯罪をいう。

3 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

令和6年中の刑法犯少年のうち、学職別では、小学生、中学生、高校生が前年から増加した。

第1-6-13表 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移（確定値）

（単位：人）

学職別		年別				
		R2	3	4	5	6
未 就 学		0	0	1	0	0
児童 生徒	小 学 生	28	32	34	42	51
	中 学 生	29	38	26	42	43
	高 校 生	24	9	36	36	40
	その他学生	3	5	3	3	3
有 職 少 年		28	19	15	22	21
無 職 少 年		8	7	11	13	11
合 計		120	110	126	158	169

（注）その他学生…大学生、専修学校生などをいう。

資料：警察本部生活安全企画課

第4節 薬物乱用

令和6年中、大麻取締法違反で少年2人を検挙した。

第1-6-14表 薬物乱用少年の法令別検挙・補導人員の推移

（単位：人）

区分	年別				
	R2	R3	R4	R5	R6
シンナー（毒物及び劇物取締法）	0	0	0	0	0
覚醒剤（覚醒剤取締法）	0	0	0	1	0
大麻（大麻取締法）	2	1	1	12	2

資料：警察本部人身安全対策課

（注）薬物乱用とは、医薬品を病気の予防又は治療等の医療目的から逸脱して使用すること、あるいは医療目的でない薬物を、快感を得る目的で不正に使用することをいい、薬物規制に関する法律については上記のほか、麻薬及び向精神薬取締法などがある。

第5節 性逸脱行為

令和6年中、不健全性的行為（少年の健全育成上支障のある性的行為）をしていたことにより補導された少年は22人で、前年に比較すると11人（33.3%）減少した。

第1-6-15表 不健全性的行為少年の推移

（単位：人）

区分	年別	R2	R3	R4	R5	R6
人員		23	22	12	33	22
	うち女子	20	15	4	10	10

資料：警察本部生活安全企画課

第7章 情報（インターネット）

県では、県の施策を推進し、県民の自主的活動の有効な展開を図るため青森県青少年健全育成条例に基づく青少年行政基礎調査事業の一つとして「青少年の意識に関する調査」を隔年で実施している。

その中で、青少年のインターネット利用に関する調査項目を設定していることから、その結果を紹介する。

調査の対象は、県内の小学校6年生、中学校2年生、高等学校2年生であり、調査対象校の選定（サンプリング）は、小中学校については無作為抽出法により選定し、高等学校については全数を対象とした調査とした。

また、インターネットによる調査とし、回答者数及び回答率は下表のとおりである。

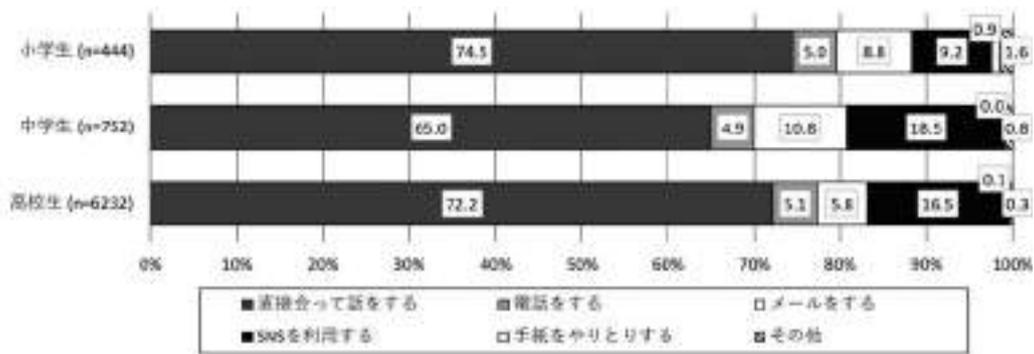
第1-7-1表 令和6年度「青少年の意識に関する調査」回答率

校種	対象学年	調査対象者数※	回答者数	回答率 (%)
小学校	6年生	853	444	52.1
中学校	2年生	884	752	85.1
高等学校	2年生	9,114	6,232	68.4

※ 調査対象者数は、令和5年学校基本調査による

1 友だちとのコミュニケーション方法

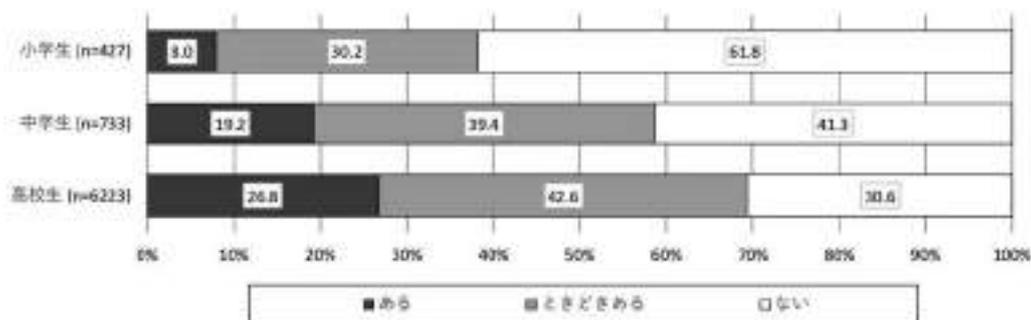
友だちとのコミュニケーション方法について尋ねたところ、小学生、中学生、高校生のいずれも、「直接会って話をする」（小学生：74.5%、中学生：65.0%、高校生：72.2%）が最も高くなっている。



第1-7-1図 コミュニケーションの方法

2 インターネット利用の悪影響

インターネットにのめりこんで、勉強に集中できなかつたり、睡眠不足になったりしたことがあるか尋ねたところ、「ある」と答えた割合は、高校生が26.8%と最も高く、以下、中学生（19.2%）、小学生（8.0%）となっている。



第1-7-2図 インターネット利用の悪影響

3 1日のスマートフォンの利用時間

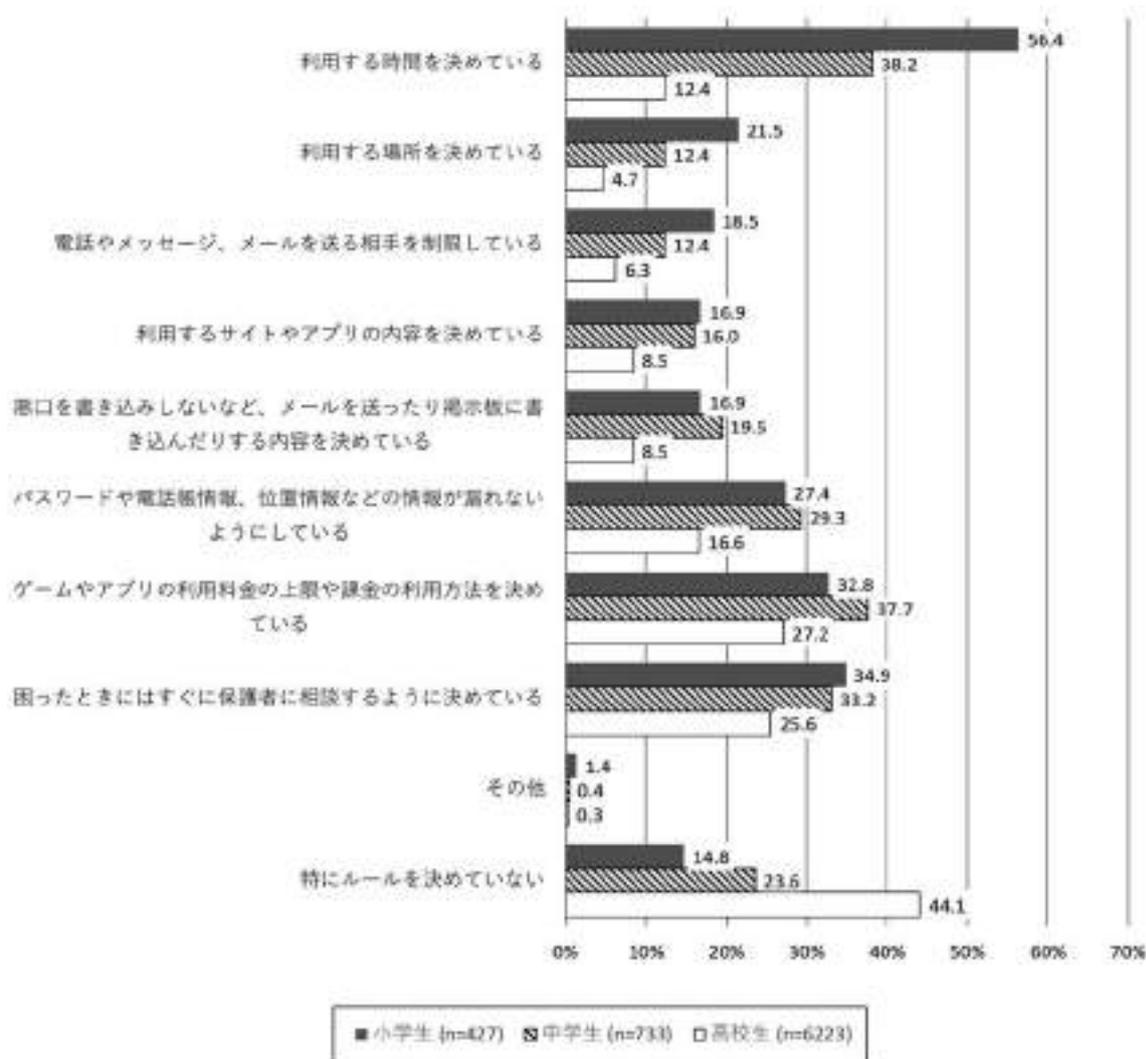
1日平均のスマートフォンの利用時間を聞いたところ、小学生は2時間9分、中学生は3時間29分、高校生は4時間15分となっている。

第1-7-2表 1日のスマートフォンの利用時間

	小学生	中学生	高校生
平均	2時間9分	3時間29分	4時間15分

4 家庭でのインターネット利用ルール

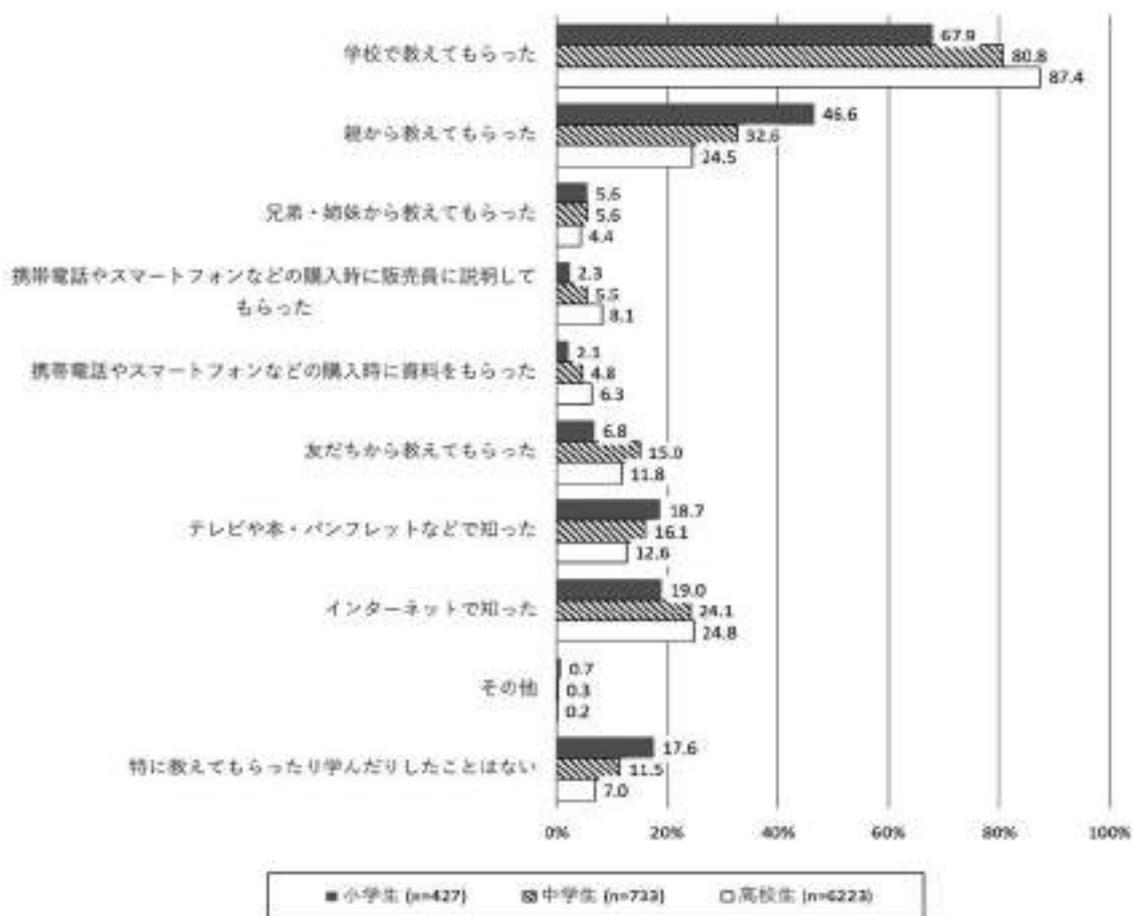
家庭でのインターネット利用のルールを尋ねたところ、小学生、中学生では、「利用する時間を決めている」の割合が最も高く、高校生では、「特にルールを決めていない」の割合が最も高くなっている。



第1-7-3図 家庭でのインターネット利用ルール

5 インターネットの危険性の学習

インターネットの危険性について説明を受けたり、学んだりしたことがあるか尋ねたところ、小学生、中学生、高校生とも、「学校で教えてもらった」（小学生 67.9%、中学生 80.8%、高校生 87.4%）の割合がもっとも高くなっている。



第1-7-4図 インターネットの危険性の学習

第8章 青少年の意識

1 青少年の意識に関する調査について

県の施策を推進し、県民の自主的活動の有効な展開を図るためには、青少年問題に関する県民の理解と市町村等関係機関の協力が必要です。

このため、県では、青森県青少年健全育成条例に基づく青少年行政基礎調査事業の一つとして「青少年の意識に関する調査」を隔年で実施し、その結果を県民に明らかにするとともに、市町村等関係機関に情報提供している。

(1) 調査の目的

本県における青少年の意識や行動を把握して、青少年に関する施策の総合的な推進のための基礎資料を得るとともに、得られた結果を広く県民に紹介することにより、青少年の健全育成に対する理解と協力を得る。

(2) 調査の方法

インターネットによる調査

(3) 調査の対象

- ① 小学校、中学校
層化無作為抽出法により選定した小学校6年生、中学校2年生
- ② 高等学校
県内の公立高等学校2年生の全生徒
- ③ 回答率

校種	対象学年	調査対象者数*	回答者数	回答率 (%)
小学校	6年生	853	444	52.1
中学校	2年生	884	752	85.1
高等学校	2年生	9,114	6,232	68.4

※ 調査対象者数は、令和5年学校基本調査による

(4) 調査の実施期間

令和6年9月から10月まで

(5) 調査項目

- ① 地域のこと
- ② 学校のこと
- ③ 家族・家庭のこと
- ④ 自分のこと
- ⑤ メディア・コミュニケーションのこと
- ⑥ 読書のこと
- ⑦ 世の中のこと
- ⑧ 就労に関する意識
- ⑨ 社会の価値観の変化に対する意識

(6) 調査実施主体

青森県子ども家庭部県民活躍推進課

(7) 調査の監修

弘前大学人文社会科学部 教授 羽瀧一代氏、准教授 花田真一氏

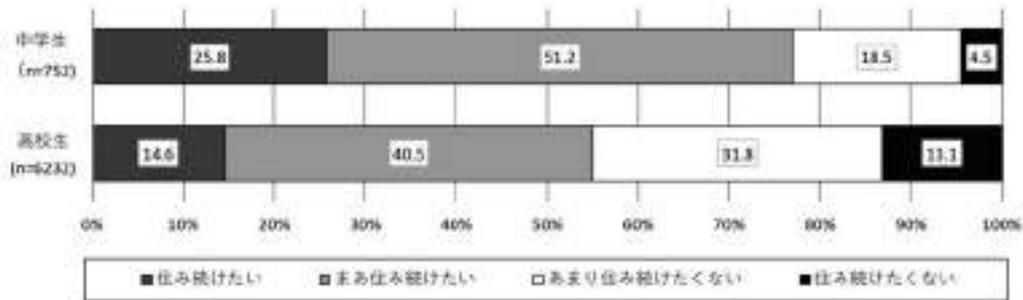
※報告書掲載URL

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/kenmin/seisyounen-kisotyousa.html>

2 結果概要（単純集計）

(1) 定住意向

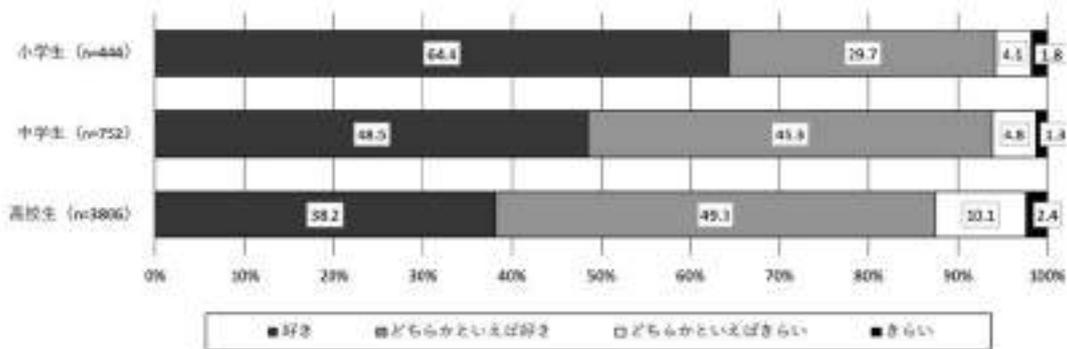
中学生と高校生に、住んでいる地域に将来も住み続けたいかどうか尋ねたところ、「住み続けたい」が中学生では25.8%、高校生では14.6%で、中学生の方が高校生より定住意向をもつ者の割合が高い。



第1-8-1図 定住意向

(2) 住んでいる地域への評価

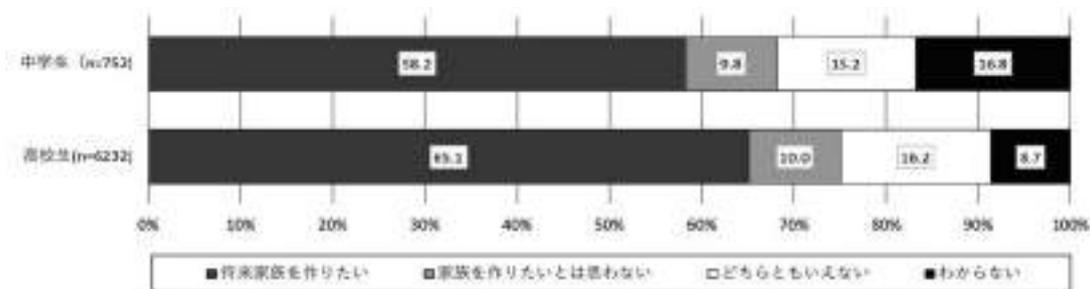
住んでいる地域が「好き」は、小学生が64.4%で最も高く、以下、中学生（48.5%）、高校生（38.2%）となっている。



第1-8-2図 住んでいる地域への評価

(3) 結婚して家族を作りたいか

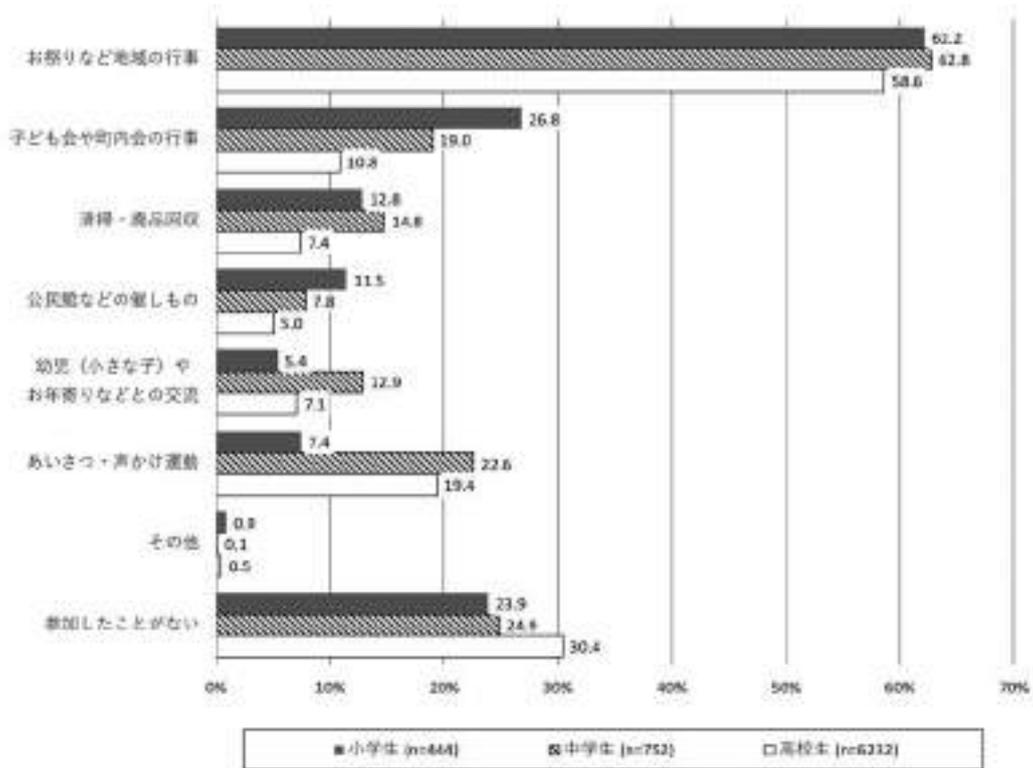
中学生、高校生に、将来、結婚して家族を作りたいかどうか尋ねたところ、「将来家族を作りたい」が最も高いが、中学生より高校生のポイントが高い。



第1-8-3図 将来結婚して家族を作りたいか

(4) 地域活動への参加

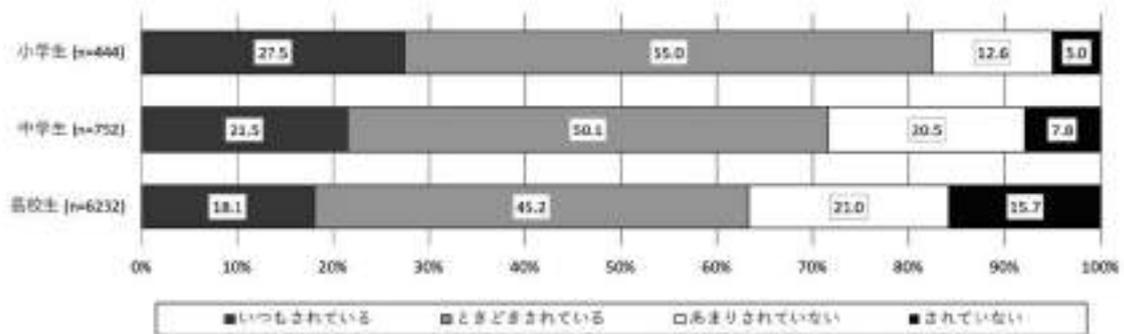
最近1年間で参加した地域活動について尋ねたところ、「お祭りなど地域の行事」が小学生、中学生、高校生のいずれでも最も高く、中学生（62.8%）、小学生（62.2%）、高校生（58.6%）の順となっている。



第1-8-4図 地域活動への参加

(5) 地域の大人からのあいさつ

地域の大人から挨拶されているかどうか尋ねたところ、「いつもされている」は、小学生が27.5%で最も高く、中学生（21.5%）、高校生（18.1%）となっている。



第1-8-5図 大人からのあいさつ

(6) 1日の勉強時間

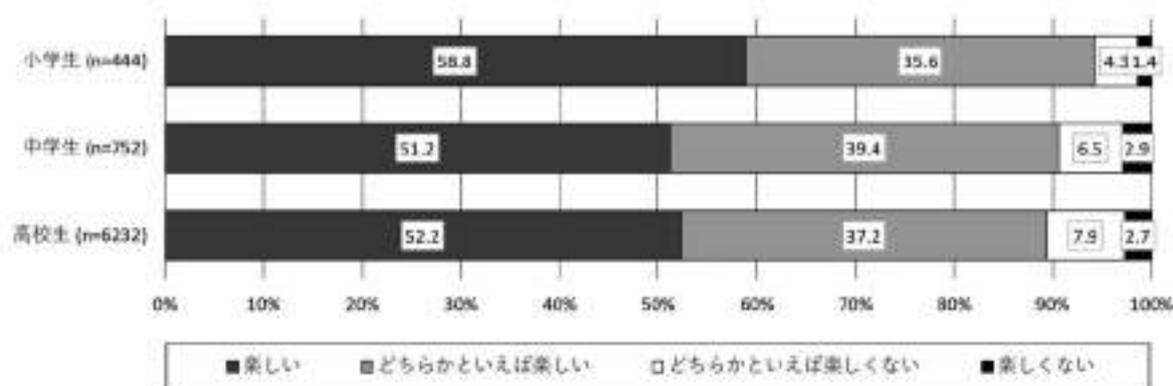
1日平均の勉強時間を尋ねたところ、小学生では1時間20分、中学生では1時間13分、高校生では59分であった。

第1-8-1表 1日の勉強時間

	小学生	中学生	高校生
平均	1時間20分	1時間13分	59分

(7) 学校生活への満足度

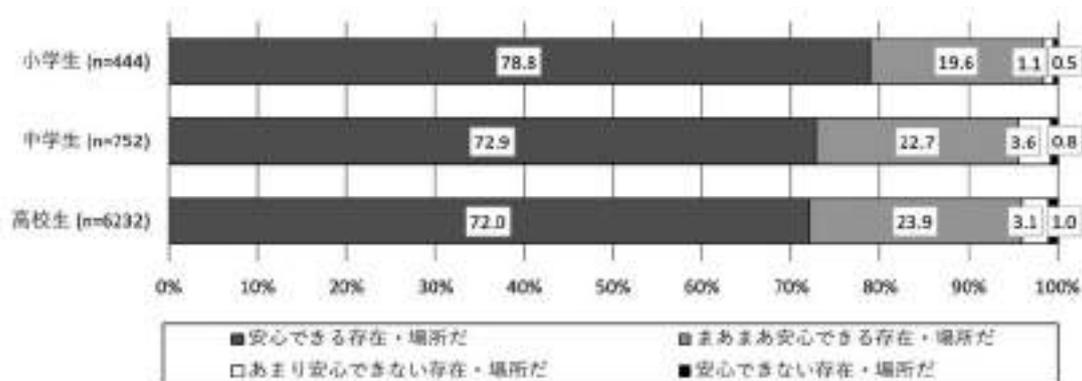
学校生活が楽しいかどうか尋ねたところ、「楽しい」は、小学生が 58.8%で最も高く、以下、高校生 (52.2%)、中学生 (51.2%) となっている。



第1-8-6図 学校生活の楽しさ

(8) 家族・家庭への評価

家族・家庭が安心できる存在・場所かどうか尋ねたところ、「安心できる存在・場所だ」が最も高く、小学生が 78.8%、以下、中学生 (72.9%)、高校生 (72.0%) となっている。



第1-8-7図 家族・家庭への評価

(9) 1日のお手伝い時間

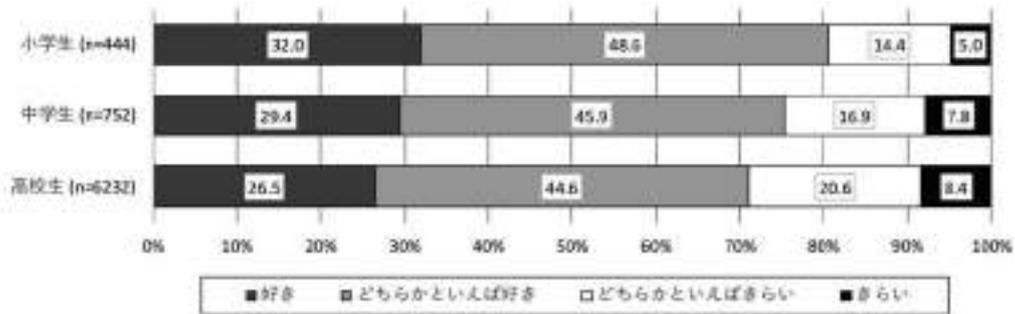
1日のうちにお手伝いをする平均時間を尋ねたところ、小学生では48分、中学生では43分、高校生では49分であった。

第1-8-2表 1日のお手伝い時間

	小学生	中学生	高校生
平均	48分	43分	49分

(10) 自己への評価

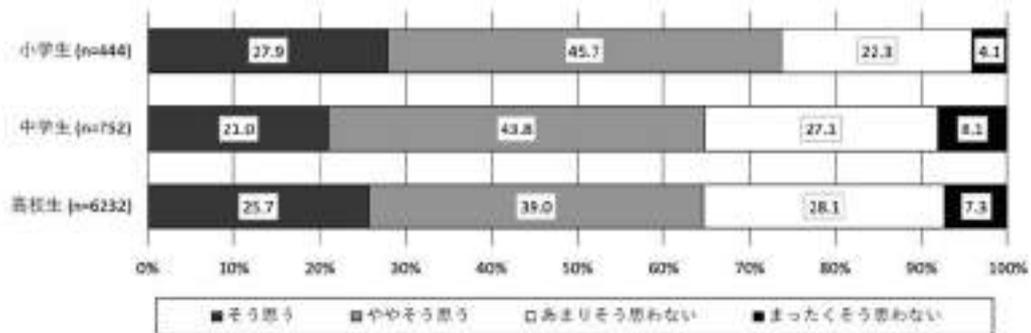
自分のことが好きかどうか尋ねたところ、「好き」と答えた割合は、小学生が 32.0%で最も高く、以下、中学生 (29.4%)、高校生 (26.5%) となっている。



第 1-8-8 図 自分のことが好きか(自己肯定感)

(11) 家族や社会への関わりについて

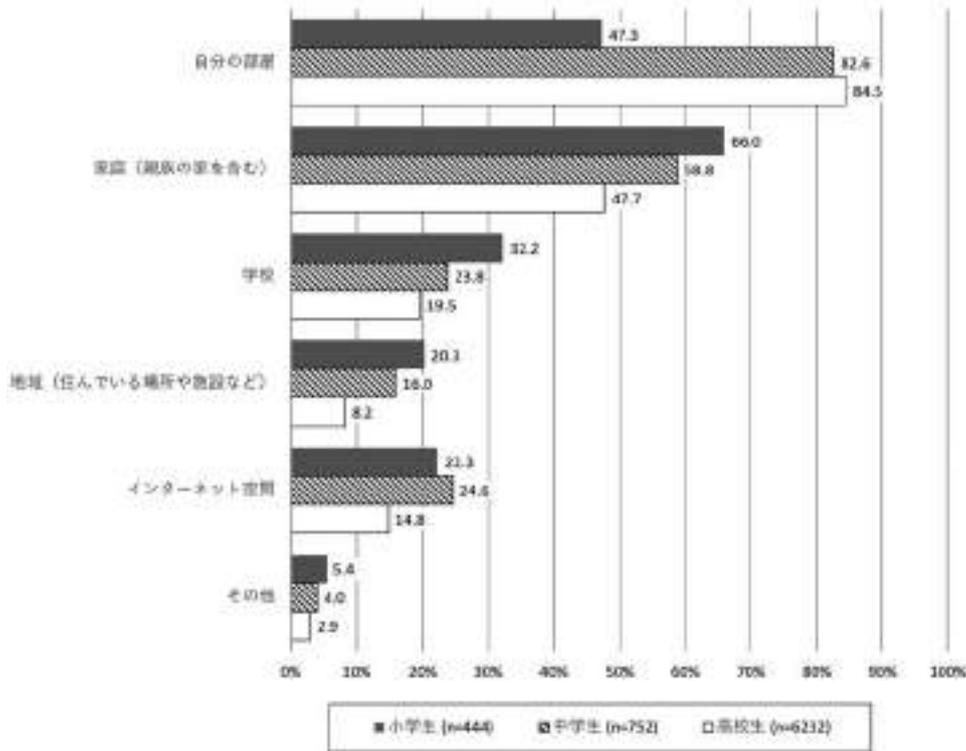
世の中の役に立っていると感じるかについて尋ねたところ、「そう思う」は、小学生が 27.9%で最も高く、以下、高校生 (25.7%)、中学生 (21.0%) となっている。



第 1-8-9 図 自己有用感

(12) 居心地のいい場所

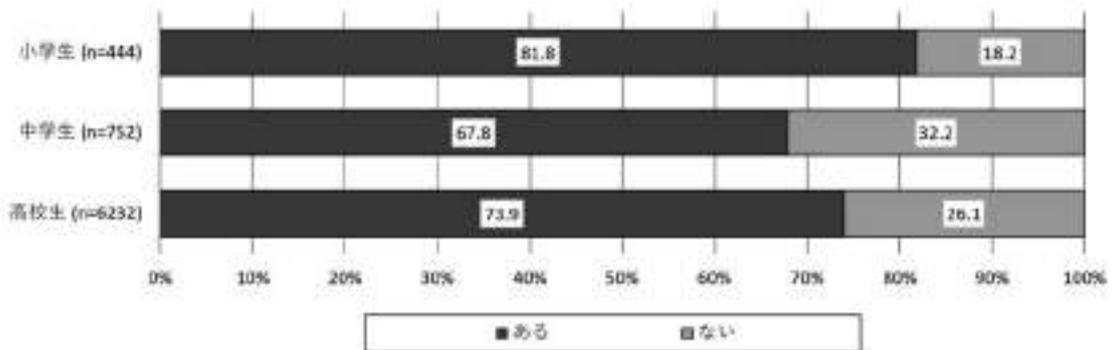
居心地のいい場所について尋ねたところ、小学生は、「家庭（親戚の家を含む）」（66.0%）、中学生と高校生は、「自分の部屋」（中学生82.6%、高校生84.5%）の割合が最も高くなっている。



第1-8-10図 居心地のいい場所

(13) 将来の就労意識

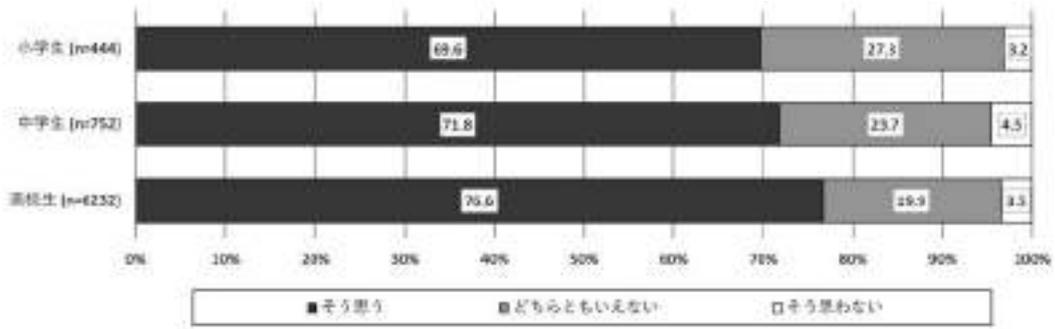
将来したい仕事やつきたい職業があるかどうかを尋ねたところ、「ある」と答えたのは、小学生の81.8%が最も高く、以下、高校生（73.9%）、中学生（67.8%）となっている。



第1-8-11図 将来の就労意識

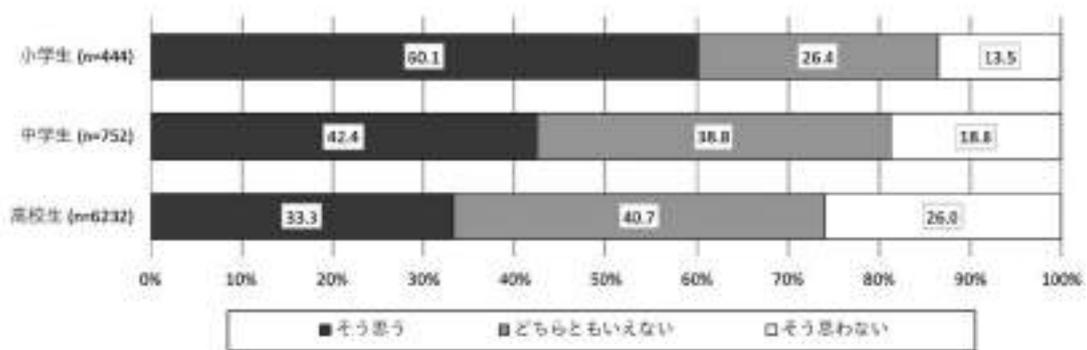
(14) 社会の価値観の変化に対する意識

自分とは異なる考えを持っていたり、好きではない人であっても尊重すべきか尋ねたところ、「そう思う」は、高校生が76.6%で最も高く、以下、中学生（71.8%）、小学生（69.6%）となっている。



第1-8-12図 自分とは異なる考えを持っていたり、好きではない人も尊重すべき

友達の数が多いほうが良いかどうか尋ねたところ、「そう思う」は、小学生が60.1%で最も高く、以下、中学生（42.4%）、高校生（33.3%）となっている。



第1-8-13図 友だちは多いほうが良い

第9章 環境づくり

第1節 県の体制

1 青森県青少年健全育成審議会

ア 設置

昭和55年4月19日、「青森県附属機関に関する条例」に基づき、青森県青少年健全育成審議会を設置した。

平成18年4月19日、青少年問題協議会（委員24人）と青少年健全育成審議会（委員20人）を統合し、新たに青森県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を設置した。また、青森県青少年健全育成条例（以下、本章で「条例」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、図書類等部会を置いて審議会を運営することとした。

平成26年8月1日、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項を調査審議するため、新たにいじめ調査部会を設置した。

イ 組織構成

審議会は、関係業者を代表する者、青少年の育成に携わる関係団体を代表する者及び学識経験を有する者からなる委員（24人以内）により組織され、条例の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するための「図書類等部会」（12人以内）及びいじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項を調査審議するための「いじめ調査部会」（9人以内）が置かれている。

審議会では、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、図書類等部会では、有害図書類の指定、条例第25条の規定に基づく優良書籍等の推奨、条例第26条の規定に基づく青少年育成関係者等の表彰について、知事の諮問を受け、調査審議及び答申を行っている。また、いじめ調査部会では、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項について必要に応じて調査審議している。

第1-9-1表 青少年健全育成審議会の組織及び委員構成表

組織	委員等の構成	定数	任期	会長等の選任方法
会長 副会長 委員	1 関係業者を代表する者 2 青少年の育成に携わる関係団体を代表する者 3 学識経験を有する者	24人以内	2年	委員の互選

資料：県民活躍推進課

第1-9-2表 青少年健全育成審議会委員構成表

（令和7年9月現在）

委員数	学識経験者	関係業界	学校関係	青少年育成者	公募	臨時委員
21人	6人	3人	2人	5人	1人	4人

資料：県民活躍推進課

2 青森県子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者支援に関わる関係機関の連携・協力体制を強化するため、子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会として、平成25年度から、「青森県子ども・若者支援地域協議会」を設置している。

この協議会は、教育、福祉、保健、医療、雇用などの各分野における公的相談機関や行政担当課、民間支援団体、学識経験者など、計29の構成機関で構成されている。

第1-9-3表 青森県子ども・若者支援地域協議会の構成機関

分野等	構成機関
教育	青森県教育庁学校教育課
	青森県総合学校教育センター
	青森県総合社会教育センター
福祉・保健・医療	青森県子ども家庭部子どもみらい課
	青森県健康医療福祉部障がい福祉課
	青森県東津軽保健所
	青森県中央福祉事務所
	青森県中央児童相談所
	青森県子ども家庭支援センター
	青森県精神保健福祉センター
	青森県発達障害者支援センター「ステップ」
	青森県発達障害者支援センター「わかば」(津軽地域)
	青森県発達障害者支援センター「Doors」(県南地域)
	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
雇用	青森県子ども家庭部若者定着還流促進課
	青森労働局職業安定部職業安定課
	青森公共職業安定所
	青森県若年者就職支援センター
	あおもり若者サポートステーション
	はちのへ若者サポートステーション
非行対策	青森県警察本部警務部広報課
	青森県警察本部生活安全部人身安全対策課
矯正・更生保護	青森少年鑑別所(法務少年支援センターあおもり)
	青森保護観察所
人権擁護	青森地方法務局人権擁護課
市町村地域協議会	青森市子ども・若者支援地域協議会
民間団体	子ども・若者サポート「つがる・つながる」
学識経験者等	青森県が委嘱する学識経験者等(1名)
調整機関	青森県子ども家庭部県民活躍推進課

3 青森県青少年健全育成推進員

ア 経緯

青森県青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全育成を目的として、地域と密着した形で諸活動を行う「青森県青少年健全育成推進員」を設置し、県内各市町村に配置している。

現在の定員は473人で、任期は2年となっている(再任を妨げない)。

イ 職務(活動)の内容

- (7) 声かけ活動の推進に関すること。
- (イ) 研修等への参加及び地域住民への情報提供に関すること。
- (ウ) 行政機関等との連絡及び協力に関すること。

- (エ) 青森県青少年健全育成条例の普及啓発に関すること。
- (オ) 青森県社会環境浄化一斉調査への協力に関すること。
- (カ) その他青少年健全育成県民運動の活動に関すること。

ウ 推進員の担当区域及び定員

市町村別の定員は、**第1-9-4表**のとおりで、担当区域は、市町村の行政区域となっている。

第1-9-4表 青少年健全育成推進員市町村別定員

(令和7年4月1日現在)

区分		定員	区分		定員	区分		定員
市町村名			市町村名			市町村名		
市	青森市	67	西・北津軽郡	鯨ヶ沢町	6	上北郡	野辺地町	8
	弘前市	49		深浦町	7		七戸町	9
	八戸市	55		中泊町	8		六戸町	5
	黒石市	16		鶴田町	7		横浜町	3
	五所川原市	21		板柳町	7		東北町	11
	十和田市	18	計	35	おいらせ町	7		
	三沢市	16	中・南津軽郡	西目屋村	3	六ヶ所村	6	
	むつ市	27		藤崎町	8	計	49	
	つがる市	20		大鰐町	6	三戸郡	三戸町	6
	平川市	12		田舎館村	5		五戸町	9
計	301	計		22	田子町		5	
東津軽郡	平内町	7	下北郡	大間町	4		南部町	8
	外ヶ浜町	4		東通村	3		階上町	5
	今別町	3		風間浦村	3	新郷村	3	
	蓬田村	3		佐井村	3	計	36	
	計	17		計	13	市 計	301	
						町 村 計	172	
						県 計	473	

資料：県民活躍推進課

4 青森県青少年行政連絡会議

青少年の健全な育成を図るための施策を策定し、及び施策の総合的な推進を図るため、こども家庭部長を議長とし、知事部局、教育委員会、警察本部の30課で構成する青森県青少年行政連絡会議を設置している。

<知事部局>21課

広報広聴課、こどもみらい課、若者定着還流促進課、県民活躍推進課、地域生活文化課、自然保護課、健康医療福祉政策課、がん・生活習慣病対策課、医療薬務課、高齢福祉保険課、障がい福祉課、経済産業政策課、企業立地・創出課、産業イノベーション推進課、観光政策課、誘客交流課、構造政策課、林政課、水産振興課、道路課、都市計画課

<教育庁>5課

学校教育課、教職員課、学校施設課、生涯学習課、スポーツ健康課

<警察本部>5課

生活安全企画課、人身安全対策課、地域課、交通企画課

5 青少年の意識に関する調査と子ども・若者白書

条例第10条では、「知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない」と定めている。

このため、本県の青少年の意識の現状や将来展望・社会との関わりなどについて意識調査を実施し、その実態をまとめた「青少年の意識に関する調査」結果報告書と青少年の現状と問題点、対策をまとめた「青森県子ども・若者白書」を隔年で作成している。

第2節 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

1 放課後の居場所づくりの推進

○ 放課後児童対策パッケージ2025

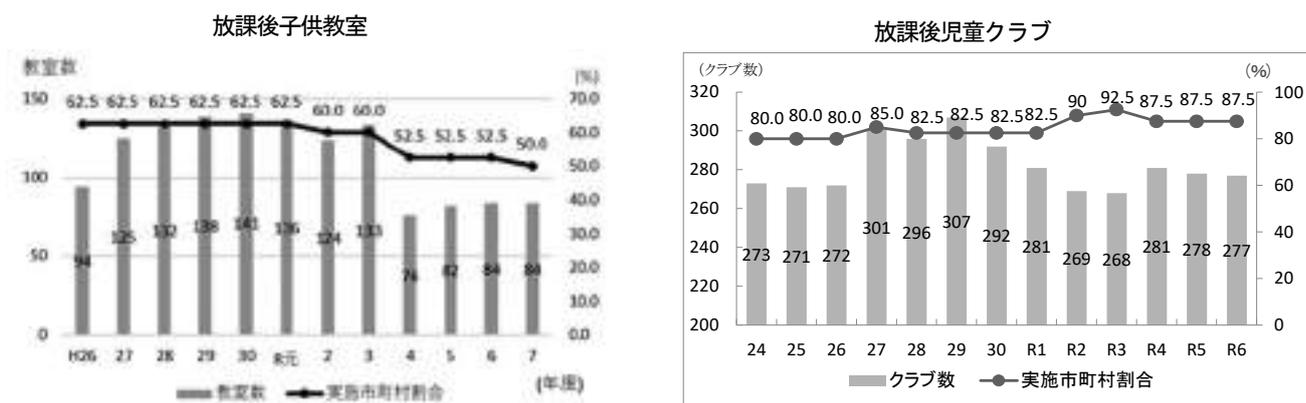
共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人財を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、「放課後子供教室」と「放課後児童健全育成事業（以下、放課後児童クラブという。）」の一体的な実施を推進する「放課後児童対策パッケージ2025」を策定し、両事業の整備を進めている。

県では、「放課後子供教室」を教育庁生涯学習課、「放課後児童クラブ」をこども家庭部こどもみらい課がそれぞれ所管し、市町村の取組を支援している。また、両課が連携して放課後対策の総合的な在り方について検討する推進委員会を設置するとともに、放課後子供教室関係者と放課後児童クラブ関係者を対象とした支援員等研修を実施し、同パッケージを推進している。

地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う「放課後子供教室」は、令和7年4月現在、20市町村で85教室（中核市の八戸市の7教室を含む。）が行われている。

共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて、学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」は、令和6年5月現在、35市町村で277か所（中核市の青森市50クラブ、八戸市の51クラブを含む。）で実施され、16,695人の児童が登録されている。（第1-9-1図）

「放課後児童クラブ」については、平成27年4月から、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、職員の資格、職員数等の具体的な基準を定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）や「放課後児童クラブ運営に関する指針」（令和7年1月）に基づき、児童の生活の場としての質の向上を図っている。



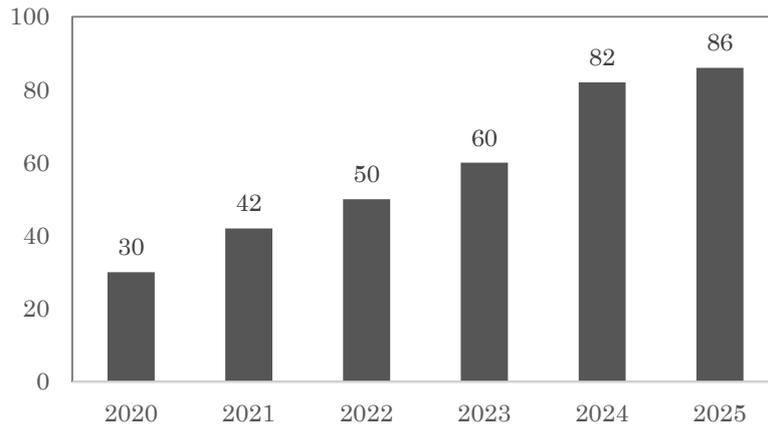
第1-9-1図 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の開設状況の推移(中核市含む)

2 こどもの居場所

こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、児童館、こども食堂や学習支援の場、公民館や図書館などの社会教育施設、こども会や地域における交流の場などについても、大人とのつながりや安心感、信頼感を育みながら、こども・若者が過ごしやすい居場所となるよう取り組んでいる。

こども・若者の声を聴きながら、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに関する指針」等に基づき、居場所づくりを推進している。

青森県社会福祉協議会では、青森県内で食を通じた居場所づくりを行う「みんなの居場所」の登録制度を運営し、こども食堂や学習支援、地域のサロン活動などの居場所づくり活動を支援しており、登録数は令和7年4月1日現在86箇所となっている。



資料: 青森県社会福祉協議会

第1-9-2 図 「みんなの居場所」登録団体数(各年4月1日現在)

3 施設の整備

(1) 青少年のための施設の整備

ア 青森県総合社会教育センター

青森県総合社会教育センター（平成元年7月1日開設）は、郷土に誇りを持ち、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育を推進するため、市町村、関係機関及び地域と連携しながら、次の取組みを総合的に実施している。

a 社会教育関係職員等研修

社会教育関係職員等の資質向上を図るために必要な研修を行う。

b 人財育成

地域に誇りを持ち、地域活動に主体的に取り組む人財を育成するため、地域活動への参加支援、必要な知識やスキルを身につけるための実践的な研修を行う。

c 家庭教育支援

家庭教育支援体制の充実を図るため、家庭教育支援者の養成と資質向上のための専門的・実践的な研修、電話相談、情報発信等を行う。

d キャリア教育体制支援

地域におけるキャリア教育支援のしくみづくり推進のため、保護者や地域住民等への研修や普及啓発、協力する企業の登録制度の運営に取り組む。

e コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域学校協働活動を推進するため、市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進員等の資質向上を図る研修を行う。

f 学習情報等の充実

社会教育に関する情報の収集・提供、教材や機器等の維持管理、基礎資料となる調査研究を行う。

g 生涯学習活動支援

生涯学習に関する情報の収集・提供や、多様な学習機会の提供を行う。

h 施設の提供

社会教育及び県民の学習活動のために、研修施設及び視聴覚教材を提供する。

イ 青少年教育施設

青少年教育施設は、青少年に集団による宿泊体験や野外活動等を経験させる機会を提供する施設であり、県立の施設としては、梵珠少年自然の家（昭和46年開設、五所川原市）、種差少年自然の家（昭和51年開設、八戸市）がある。この他に、公立の施設として、むつ市下北自然の家、公立小川原湖青年の家（東北町）がある。

これらの施設では、施設が自ら企画・実施する主催事業及び学校・各種青少年団体等の計画に基づいて実施する受入事業が行われており、自然環境を生かした自然体験活動やレクリエーションのほか、各種研修が行われている。

また、県立少年自然の家では、県内各地で身近な自然を利用した自然体験活動が促進されるように、平成19年度から学校や青少年団体等への出前講座を実施している。

近年、子どもたちの「生きる力」を育むため、自然体験・生活体験が重視される中であって、青少年教育施設の役割はますます大きくなっている。

第1-9-5表 少年自然の家、青年の家施設状況

名 称	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	収容人員 (人)	野 外 施 設
県立梵珠少年自然の家	6,514	2,187	160	野営場、営火場、梵珠山登山コース、各種活動プログラムコース
県立種差少年自然の家	65,977	3,488	200	野営場、営火場、自然観察コース
むつ市下北自然の家	122,432	3,740	193	野営場、営火場、野外炊事場、野外食卓、登山・ハイキングコース、スキーコース、トレッキングコース、冒険の森アスレチック
公立小川原湖青年の家	70,444	4,396	200	野営場、営火場、多目的グラウンド、ウォークラリー、サイクリングロード

資料：生涯学習課

ウ 公民館

公民館は、地域における青少年の自主グループの育成や学習・レクリエーションの機会と場を提供するなど青少年の地域活動の拠点となっている。このため、県は地域住民と一体となった公民館活動の推進や、その指導体制の充実について指導助言に努めている。

本県の公民館は、令和7年4月1日現在、県内37市町村に設置されており、その総数は269館である。これを本館、分館別にみると、本館170館（中央館37館、地区館133館）、分館99館となっている。

青少年の多様な学習要求への対応や、余暇の健全な活用に資する新たなプログラムの開発、各施設間の連携・協力、学習情報の提供などが積極的に行われることが望まれる。

エ 図書館

図書館は、青少年が自ら進んで学習するための資料や情報を収集・保存し、提供する役割を持っている。

県立図書館を含めた県内の公立図書館は、令和7年4月1日現在で、本館・独立館が25館、分館が9館設置され、その他、市町村公民館図書室等図書館機能を有する施設が20か所設置されている。

これらの施設では、青少年の健全育成を図る上からも、青少年に関する資料の充実やおはなし会の開催、学校への配本など様々な取組みが行われている。

また、県立図書館と市町村立図書館等をオンラインで結ぶ「青森県図書館情報ネットワークシステム」による相互貸借等のサービスも活用されている。

第1-9-6表 県内の図書館(令和7年4月1日現在)

区分	施設名			
独立館 (25)	青森県立図書館	三沢市立図書館	中泊町図書館	おいらせ町立図書館
	青森市民図書館	むつ市立図書館	野辺地町立図書館	三戸町立図書館
	弘前市立弘前図書館	つがる市立図書館	七戸中央図書館	五戸町図書館
	八戸市立図書館	平川市平賀図書館	六戸町立図書館	田子町立図書館
	黒石市立図書館	平内町立図書館	横浜町民図書館	
	五所川原市立図書館	藤崎町図書館大夢	東北町立図書館	
	十和田市民図書館	板柳町民図書館	六ヶ所村民図書館	
分館 (9)	弘前市立岩木図書館	五所川原市立図書館金木分館	むつ市立図書館川内分館	
	八戸市立南郷図書館	五所川原市立図書館市浦分館	むつ市立図書館大畑分館	
	八戸市図書情報センター	平川市尾上図書館	むつ市立図書館脇野沢分館	
公民館等 (20)	ふれあい文庫(今別町中央公民館)	西目屋村中央公民館	北通り総合文化センター「ウイング」	南部町立名川中学校図書室1階
	蓬田村ふるさと総合センター	大鰐町中央公民館	東通村教育委員会	階上町道仏公民館
	外ヶ浜町中央公民館	田舎館村中央公民館	風間浦村中央公民館	ハートフルプラザ・はしかみ
	日本海拠点館	鶴田町公民館	佐井村中央公民館	石鉢ふれあい交流館
	「太宰の宿」ふかうら文学館	大間町教育委員会	南部町立福地公民館	新郷村教育委員会

資料：生涯学習課

オ 勤労青少年ホーム

令和7年4月1日現在、県内に7か所の勤労青少年ホームが設置され、青少年が参加するレクリエーション、クラブ活動、その他余暇活動を行うための施設として利用されている。

第1-9-7表 勤労青少年ホーム所在地

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	TEL
青森市勤労青少年ホーム	青森市松原1丁目6の3	(017)735-1649
八戸市	八戸市沼館2丁目13の20	(0178)22-8612
三沢市	三沢市幸町1丁目7の5	(0176)53-5714
平内町	東津軽郡平内町大字小湊字小湊79の3	(017)755-3945
野辺地町	上北郡野辺地町字中道20の1	(0175)64-9657
大間町	下北郡大間町大字大間字大間平41の7	(0175)37-4346
三戸町	三戸郡三戸町大字川守田字関根4の1	(0179)22-0173

資料：若者定着還元推進課

カ 児童厚生施設

児童厚生施設は、広く一般児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするためのものであり、児童憲章にいう「児童はよい環境の中で育てられる」という精神を具現化したものである。

(ア) 小型児童館・児童センター

小型児童館は、小地域を対象として児童の集団的及び個別的指導を行うとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図るなど、児童健全育成に関する総合的な機能を果たす拠点として設置されているものであり、令和7年4月1日現在51館（休止中を含む。）となっている。

また、児童の体力低下、運動ざらい等が問題となっていることから、従来の小型児童館に体力増進機能を加えた児童センターの整備を図ってきており、令和7年4月1日現在28館となっている。

第1-9-8表 市郡別児童館・児童センター設置状況(令和7年4月1日現在)

市 部		郡 部	
区分	設置数 (か所)	区分	設置数 (か所)
青森市	17 (1)	東津軽郡	1
弘前市	20 (9)	西津軽郡	
八戸市	15 (9)	中津軽郡	
黒石市	4 (1)	南津軽郡	2 (1)
五所川原市		北津軽郡	
十和田市		下北郡	
三沢市	9 (4)	上北郡	6 (3)
むつ市		三戸郡	2
つがる市	1		
平川市	2		
計	68 (24)	計	11 (4)
県 計		79 (28)	

(注) () 内は、児童センターの再掲

資料：こどもみらい課

コラム

ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行なっている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまう場合がある。



国は、令和4年度から、ヤングケアラー支援体制強化事業で、地方自治体の実態調査や関係機関の研修、支援体制の構築などの取組を推進していたが、法的な根拠が無かったために自治体間でばらつきが出てしまった。令和6年に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行なっていると認められる子ども・若者」と明記されることで法的な根拠となった。

「過度に」という言葉が大事で、「都道府県及び市区町村において支援対象であるかの判断を行うに当たっては、その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人の子ども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要」と書かれている。

18歳以上への支援については、こども家庭庁の見解としては、都道府県が進めてくださいとある。オンライン等、若者がアクセスしやすいものを取り入れながら相談に応じ、それを踏まえて市区町村へつなぎ、精神的なケア等の専門的な相談支援やピアサポート等をやましよう」と書かれている。でも、県の方々も、どうしたらいいのという感じで、県が若者を支援するのはまだまだ難しい状況と思う。

ヤングケアラーがなぜ注目されたのか。それは、家族の変化にある。家の中の人数は少なくなる一方、ケアを必要とする人数は軒並み増加している。では、誰がそれを担うのかとなったときに、家にいる子ども・若者が担わざるを得ない状況。逆に言えば、大人だけでケアを担うことは限界になってきていて、子どもや若者に継ぎ足しがいつもある。その結果、子どもの権利が守られなくなってしまう。ケアをする子ども・若者の幸せ、ウェルビーイングをちゃんと考えて、支えられる社会の仕組みが求められている。



ヤングケアラーとは

資料：こども家庭庁HP

日本は、生活のリスク、生命のリスク、リスクがなければ家族に任せてしまう。フランスやデンマークは子ども・若者が幸せじゃなかったら大人がサポートするという考え方で、基準が真逆である。ヤングケアラーを誰が支援するのかについて、ケアを必要とする人を中心に作られているのが日本の制度。同居する子ども・若者は「介護力」とみなされてしまう。制度の狭間でヤングケアラーはたくさんいる。家族の状況を把握して、相談支援ができる専門職、ヤングケアラーコーディネーターという職種の方々が東京都では続々と配置されているが、市区町村レベルでは、まだ少ない。

また、思春期にヤングケアラー状態が長く続くと、精神的な不調を抱えやすくなることが確認されている。特に14歳から16歳の間でヤングケアラー状態が継続していると、自傷行為や希死念慮を持つリスクが高まることも明らかになっている。早めに気づいて支援につなぐことが大事だ。

私はヤングケアラーという言葉ネガティブに語りたくはない。ネガティブに語れば語るほど、当事者は言いづらくなる。子ども時代は何とか過ごしたとしても、大人になってからの精神的・社会的に影響が大きい。子どもの頃、勉強する時間がなくて知識やスキルが少ない、介護で家から離れられなくて進学の実選択肢が少ない、同級生とあまり遊ばなくて人間関係が苦手など、メンタルヘルスが不調になっていることが多い。

私の経験について

私は、15歳から32歳の時に難病の母親が亡くなるまで、17年間介護をした。今思えば、いろんな人が支えてくれていた。自分は偶然恵まれて、いろんな人が支えてくれていたが、偶然であってはいけぬ。支援はちゃんとしていかなければならない。

大学時代、1年生の時はほぼ通えなかった。介護と言ってもわかってもらえないだろう、雰囲気暗くしてしまうだろう、気を遣わせたくない等、そういう気持ちがあって、ずっと忙しいと嘘をついていた。大学2年生くらいで友達を避けて登校するようになり、裏門から入って、階段でご飯食べて、授業を隅っこで受けてすぐ帰るみたいな感じで、本当にこの頃の孤立感がすごかった。

就職活動の自己PRで介護をやっていました、と言っても人事課の人は「？」の感じ。大学の相談窓口では「あなたがさぼっているだけでしょ」と言われた。もう誰もわかってくれないのだと思った。借金をしてなんとか就職したものの、介護離職せざるを得なくなった。2017年、たまたま難病支援のボランティアに参加したときに、初めてヤングケアラーという言葉を知る。大学にも行けず、勉強する時間もなくて、介護しかしていない若者が自分だけだと思っていたけれど、自分だけじゃなかったという安心感、勇気づけられた。ある研究では、ヤングケアラーが高い生活能力を培っていたり、責任感が強かったりという傾向があると書かれていて、大変嬉しかった。自分の経験にもちゃんと意味があったと思ったとき、すごく吹切れた。それで自分でも、同じような境遇にあるヤングケアラーを支えられるのかと思ひ、2019年、ヤングケアラーを支えるような会社を立ち上げて活動を始めた。

ヤングケアラーの支援

18歳を超えた瞬間に悩みが消えるのか、ケアが終わるのかというと、そんなことは全然ない。状況が変化しながら続いていくのに、行政の子どもの部署は18歳未満の支援しかできないので、その後どうやってつないでいくか、考えなければいけぬ。

ヤングケアラーのいない社会にしよう、ヤングケアラーじゃない状態が望ましいのではないかと、ヤングケアラーの問題を解決しよう等、よく言われる。でも、例えば、病気になる人は絶対いる、障害を持っている人もいる。その子どもを、ヤングケアラーでなくすることは難しいと思う。ヤングケアラーだったとしても健やかに、自分らしく暮らせる社会にするためにはどうするかということを考える方がいいのではないかと。

私を孤独から救ってくれたものに、クラブがある。音楽や服が昔から好きで、大学2年生のとき、誘われて行った。夜の10時か11時にオープンして、朝4時ぐらいに閉まるが、母を寝かせてから行くと一番盛り上がっている。いつも友達がいって、クラブでは音楽がかかっている、普段何をしているか聞かれない。それがすごく僕の居場所になった。もしもクラブがなかったら、本当にどうなっていたかわからないぐらい大事な場所だった。

また、昔から小説が好きで、主人公と自分を重ね合わせて、孤独でもいいのだと思いながら暮らしてきた。

でも、こんな話を東京芸術大学でしたとき、聞いていた教授から「宮崎さんっていろんなつながりがあったんですね」「強いつながりと弱いつながりと自分との対話がありましたね」と言われた。確かに、と思った。強いつながりというのは、親戚や往診の先生等、自分の家庭をさらけ出せる人。弱いつながりはクラブ。別に介護しているとか関係なく、若者らしくいられる、自分らしくいられる場所があった。自分との対話は、本を読んで自分の将来について考えたりしていた。やはり強いつながりを作るといことも大事だし、弱いつながりを持ち、壊さないようにすることも大事だし、自分との対話も大事。たまたま本を読むタイプだったので、本と話していたけど、自分の将来を考えるのは1人だと大変なので、相談ができる相手がいるといいと思うし、こういうつながりをたくさん作ることが大事なのではないかと、自分の体験からは思う。

地方では「ヤングケアラーはうちの市町村にいません」と言う方が多いけれど、それは要保護児童対策地域協議会（要対協）にかかっている子だけを見ている。ヤングケアラーはもっと幅広い。支援の緊急度が中程度の、孤立している、なんとなく周囲との違いを感じる、モヤモヤしている等、家でも学校でも頑張っている方もたくさんいるし、多分、私も要対協ケースにならない。

ヤングケアラー支援には2つあると思っている。一番緊急度の高い人は、早期発見しましょうと言われるが、その通りだと思う。全てのヤングケアラーに対し一律に有効な支援の方法はない。ヤングケアラーの置かれた状況の多様さを理解して、ライフステージの変化に応じて対応する必要がある。

また、家族を大切に。一番大事なのは家族を責めないことだと思う。例えば自分の場合、父はなんでやってくれないのだと口にしてしまう。でもそれを支援者側が同調してはいけなかったと思う。やはり家族の味方であるということ伝える場が大事かなと思う。

そもそもヤングケアラーにとって解決なんてあるのかわからないが、解決方法を周りから押し付けてはいけない。支援者の意向と本人の意向というのは食い違うことがあるので、決めつけずに話し合ったりしていくべき。

横のつながりももちろん大事。行政・民間・教育・福祉・医療・障害。分野を越えてつながることが大事だと思う。連携しながらヤングケアラーを支えていくことが大事。今日出席している皆さんは、いろいろな分野の方々に嬉しい。

最後に、「支援の糸」と呼んでいるが、ヤングケアラーの場合、たくさんの支援の糸を垂らしていけたらと思う。落ちてしまったら拾うセーフティネットではなく、事前に引っ張れる糸があったらいいなと思う。糸がいっぱい目の前にちゃんと垂れていて、本人が相談したいタイミングで引っ張れるっていうことが大事だと思っている。それを引っ張ったら、上でちゃんと大人が連携していて、支えていけるということが大事。

※本稿は、令和7年9月12日（金）にYSアリーナ八戸（八戸市長根屋内スケート場）で開催した、青森県子ども・若者支援地域協議会 県南地域ネットワーク会議令和7年度第2回会議における講演を要約したものです。

子どもは地域で育つ。AIでは代わりにならない“心の体験”という学び

特定非営利活動法人学びどき 理事長 根市大樹

最近、子どもの学びの環境は大きく変わりました。調べものはスマホで一瞬。AIに質問すれば、大人よりも早く答えを見つける子もいます。便利になった半面、「こんな時代に、子どもに本当に必要な力って何だろう？」と不安になる方も多いのではないのでしょうか。

答えの一つは、意外にも昔から変わっていないのではないのでしょうか。それは人との関わりから生まれる感情の体験です。子どもが誰かに褒められて嬉しいと感じること、失敗して悔しいと思うこと、自分の行動が誰かの役に立ったと気づくこと。こうした「感情の揺れ」こそが、子どもを前へ動かすエネルギーになります。

私たちが南部町で運営する学びどきは、この考え方を大切にしています。地域の大人たちと一緒に作業したり、お祭りやイベントに関わったり、畑での収穫や仕事の手伝いをしたり。そんな日常の中で、子どもたちはさまざまな感情の揺れを体験して、生きる力を少しずつ育てていきます。

■ 郷土愛は「場所」ではなく「人」から生まれる

「地元が好き」という気持ちは、写真映えする観光地やブランドイメージから自然に湧くわけではありません。

小さい頃にお菓子をくれた優しいおばあちゃん。一緒に遊んでくれた近所のおじさん。毎日そばにいる仲間。

そんな「人との思い出」が積み重なった場所が、子どもたちにとってのふるさとになります。

この体験は、AIやタブレットでは代替できません。画面越しの情報は便利ですが、今のところは、子どもの存在そのものを肯定してくれたり、感情の受け皿になってくれたりはしません。

だからこそ、地域の中に子どもが関わる余白があることが大切なのです。



南部夜市のお手伝いに参加する学びどきの子どもたち

■ はっとさせられた経験

「地元のこと、あんまり知らないし、将来帰ってきたいとかはない。南部町は好きだけど、それは友達がいるから。友達はみんなまちを出ていくし、私も県外で働きます」

学びどきをはじめる少し前、私は近所の高校生からこうした声を聞きました。

18年間、南部町に住んでいても学校や友達の家、近くのコンビニに行くばかりで地域の人たちと話しをしたり、遊んだりといったことはほとんどなかったということでした。高校も自宅から駅まで送迎があり、電車で運ばれるだけ。自分のまちを歩くこともほとんどなかったようでした。

また、別の体験ですが、近所に住むおじいちゃんが、「学校へ行く小学生に話しかけると返すのはあいさつだけ。会話が続かない。今の子どもたちはコミュニケーションが取れなくなっている」と話していました。ところが、この小学生から事情を聞くと「挨拶は大事だけど、知らない人と話しちゃいけないと先生に言われた」と答えました。この小学生にとっては、単にルールを守っていただけなのです。

彼らに罪はありません。もちろん、すべての子どもたちに同じことが当てはまるとも思いませんが、この経験は私が学びどきをはじめようと思った大切なエピソードです。

■ AI時代にこそ必要な「感情の使い方」

AIはとても優秀です。計算も文章も、場合によっては大人以上にこなします。でも、もし子どもが

- ・ 怒りの気持ちとうまく付き合えない
- ・ 嫉妬心をコントロールできない
- ・ 人との距離感がわからない

そんな状態なら、どれだけ情報処理能力が高くても心は不安定なままです。そして、こうした悩みを持つ子どもたちは決して少なくありません。

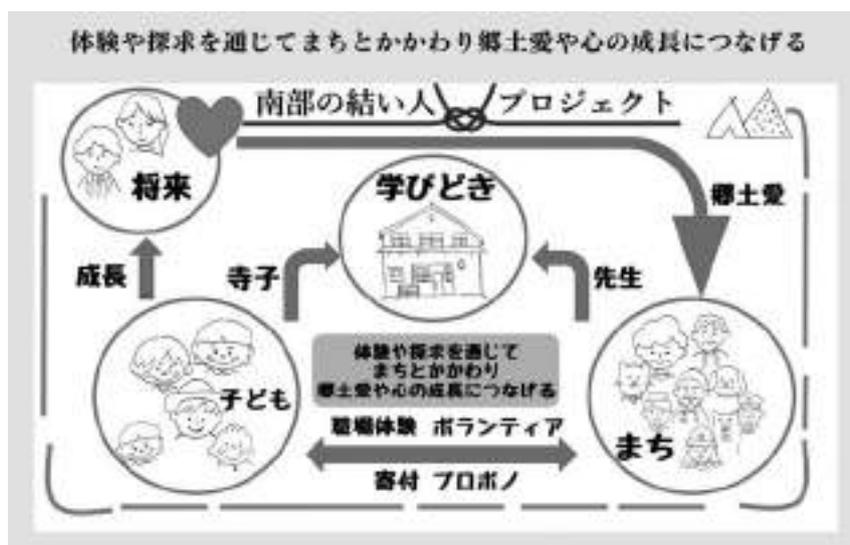
誰かと言いつい合いになったり、仲直りしたり、思わず助け合ったり。

そうした人間関係の積み重ねの中で、自分に、そして相手に向き合い、心を動かし、頭の中で何度も改善の方法を考え、生きる力は養われていくのではないのでしょうか。

■ 地域は、子どものリハーサル会場

家庭や学校だけでは学べないことが、地域にはあります。年齢も考え方も違う大人たちと関わり、時には叱られ、そして応援される。子どもはそこで自分の役割や世を渡る術（すべ）、強さを身に着けていくのではないのでしょうか。

それがいつの間にか、自分の町を誇りに思う気持ちへとつながり、将来地元に関わる選択肢を持つきっかけになります。地域が子どもを育て、やがて子どもが地域を支える。この循環こそ、学びどきが目指す姿です。



課題が多い時代だからこそコミュニティの力で生きる力を養う

■ まとめ

AIが進化しても、子どもの心はデジタル化できません。むしろ、これからの時代はどれだけ感情を動かしたかが学びの深さになり、それがアイデンティティを形づくる時代になると思います。

地域に関わる経験は、子どもにとって面倒だったり、ちょっと怖かったり、時には涙もあるかもしれません。でも、その一つ一つが将来の大きな力になります。AIの時代だからこそ、人が人を育てる場所が必要です。そしてその場所は、遠くではなく、すぐそばの地域にあるのではないのでしょうか。

「若者よ、ご縁をつかめ！時には手放せ!!」

ラジオパーソナリティ 中島美華

私たちの周りにはご縁がいっぱいだ。あり過ぎて、全てのご縁に気づくことさえ難しい。それでも“これだ!”と思ったなら、ぜひ迷わずにつかんで欲しい。

青森市立横内中学校で講演するご縁に恵まれた。学校に到着すると、廊下には歓迎の似顔絵が。美術部が描いてくれたという。おもてなしの心が伝わって、嬉しくなった。



『夢・志・挑戦教室』講演会のタイトルは『横中生よ、ご縁をつかめ!』。自己紹介から始まって、歌うことが大好きで、歌い始めた頃のお話。八戸せんべい汁の歌をうたったら、知らないオジサンに「歌うな!」と怒鳴られたお話。写真を見ながら色々なエピソードを紹介し、歌を数曲ご披露。体育館で全校生徒が楽しそうに聴いてくれた。

一曲歌うと、数名の男子生徒が立ち上がって拍手をしてくれた。

「スタンディングオベーション、ありがとう!どこで覚えたの?」

笑顔で教えてくれた。

「劇団四季です」

「覚えたことを、ここで実践できるって、素晴らしいね」



二曲目を披露すると、スタンディングオベーションの人数が増えた。みんなで笑った。なんて素敵なお時間だろう。一緒に楽しむ。気持ちを伝え合う。いいと思ったら、すぐやってみる。横中生から私が素敵を受け取った。

後日、生徒の感想が届いた。

【ご縁とは、人のご縁だと思っていたけれど、物や出来事もご縁だったんですね】私が思うご縁が伝わっていた。【今までご縁を気にせずに生きてきました】私もそう。リポーターというお仕事で教えてくれました。【自分自身、ご縁はあまり関わり

がないと思っていたけれど、思っているよりご縁との関わりがあってビックリした】ビックリするほど気づけたのですね。

生徒の感想に、心の中でお返事をしながら読み進む。私の言葉の、その先へ思考を巡らせてくれた生徒たちの言葉。
【親や友達や先生、今まで会ってきた全ての人に縁があったのだと思うと、なんだか今まで会ってきた人たちを大切にしたいと思った】【縁は、あればあるほど幸せになれると感じた】【この地域で育ってきたこと全てが縁だと思った】【縁はみんなにある】【今、仲が良い友達も、これからできる友達も縁だと思って大切にしたい】【縁にしっかり気づくことで、感謝することもできるし、心を豊かにすることができると思った】【時に苦しい時もあるかもしれないが、これも縁なんだと思って強く生きたい】私の方が励まされる言葉を受け取った。

言葉は魔法だ。受け取る人が、無限大に世界を広げてくれる。時に、違う意味に受け取られることもあり心配になる。それでも、私たち人間は、言葉で心を伝え合ってきた。

私が高校時代の恩師から受け取り、人生が変わった言葉を、横中生へも伝えた。

『人と違っていい』

他人と同じように考え、行動するよう努力していた私の心を軽くしてくれた言葉。今を生きる中学生にも届いていた。【とても良くなって思った】【この言葉を覚えていたい】【心に残った】【感動した】【気持ち少し楽になった】【自分は自分らしくていいことに気づいた】【周りの人と別の意見を持っていても良いんだと改めて感じた】【自信を持って自分の意見を発言することを増やしていきたい】【考え方も生き方もそれぞれでいい】【自分の意見や気持ちは自分にしか持てないものだから大切にしよう】【みんなが自分らしく生きるために、私は他の人の意見も尊重して生きていきたい】

言葉は時を超えて心に刺さる。もしかしたら、今、この文章を読んでいる貴方にも。

講演の最後に、一言添えた。

「縁はつかんで欲しい。でも、時には手放してもいい」その言葉が心に残ったと書いてくれた生徒もいた。【出会ってしまったものは簡単に手放すことは出来ないと考えていたけれど、自分から手放すのも一つの経験として大事なこともかも】

自分の考え方に縛られて、自分で苦しくなってしまった経験のある私なりの一言。苦しかったり悩んだりしたことも、若い人たちに話すことで、苦勞して良かったと思えるのだから、人生はおもしろい。

私たちの周りには縁が溢れている。それに気づくだけで、なんとなく幸せ。そう思いませんか？



《第2部》

子ども・若者育成支援施策の 実施状況

第1章 人口

第1節 若者の地域定着の推進

1 若者に対する奨学金の返還支援

県では、若者の県内定着・還流の促進及び産業人財の確保を図るため、35歳未満の若者が6年間青森県内に住み、対象企業（サポート企業）で働いたとき、県とサポート企業とで奨学金の返還を支援する「あおりり若者定着奨学金返還支援制度」を令和4年度から運用している。

<対象者>

- ・日本学生支援機構又は青森県育英奨学会の奨学金利用者
- ・大学・短大等を卒業した35歳未満の者（※就職時点・県内居住）
- ・現在青森県内で正規雇用されていない者

<要件>

- ①企業、若者ともに内定前までに制度に登録していること
- ②県内に居住し、かつサポート企業に就職すること
- ③上記②の要件を満たしてから3年及び6年経過すること

<支援内容>

以下の金額をサポート企業と県が2分の1ずつ負担し、貸与機関に繰上返還する。

学校区分	支援額（企業が設定）
大学等	150万円、100万円、60万円のいずれか
短大等	75万円、50万円、30万円のいずれか

※支援額は返還総額（残額）の2分の1を上限とする。

※要件を満たして3年経過時と6年経過時にそれぞれ支援額の2分の1を支援

第2章 健康

第1節 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

県教育委員会では、性に関する科学的知識と人間関係の築き方などを包括して「性に関する教育」としてとらえ、指導力の向上を図るために教職員・地域保健関係者等を対象とした「性に関するセミナー」や「性に関する教育指導者研修会」を開催している。また、高校生の性（エイズ）に関する教育のさらなる充実を図るため、平成4年度から、県内の県立高等学校に学校医として6名の産婦人科医を配置し、令和4年度からは13名に拡充し、全ての県立学校の児童生徒・教職員及び保護者に対し性に関する保健指導や講演会、健康相談等を実施することとしている。

第2節 こころの健康への支援

1 精神保健・福祉・医療分野での支援

ひきこもりのうち、本人の社会参加の回避が長期化し社会生活の再開が困難となった場合や、何らかの精神障害の症状が顕在化している場合は、精神保健・福祉・医療分野などからの支援が必要となる。

(1) 精神保健福祉相談（県立精神保健福祉センター及び各保健所）

こころの悩み、ストレスの問題、こころの病気等についての精神保健福祉相談を実施している。

県立精神保健福祉センターにおける近年の実績は第2-2-1表のとおりである。令和3年度に減少したが、令和4年度からは増加傾向となっている。

第2-2-1表 精神保健福祉相談状況

(単位：件)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
延べ件数（うち新規）	258 (83)	188 (57)	266 (65)	355 (86)	384 (62)

資料：精神保健福祉センター

(2) 思春期精神保健相談・精神科クリニック（県立精神保健福祉センター）

思春期における様々な精神保健問題に対して相談及び診療を行っている。近年の実績は第2-2-2表のとおりである。（いずれも延べ件数）

第2-2-2表 思春期精神保健相談状況

(単位：件)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
電話相談	22	45	51	40	35
来所相談	41	36	70	97	69
診療	36	68	116	176	111

資料：精神保健福祉センター

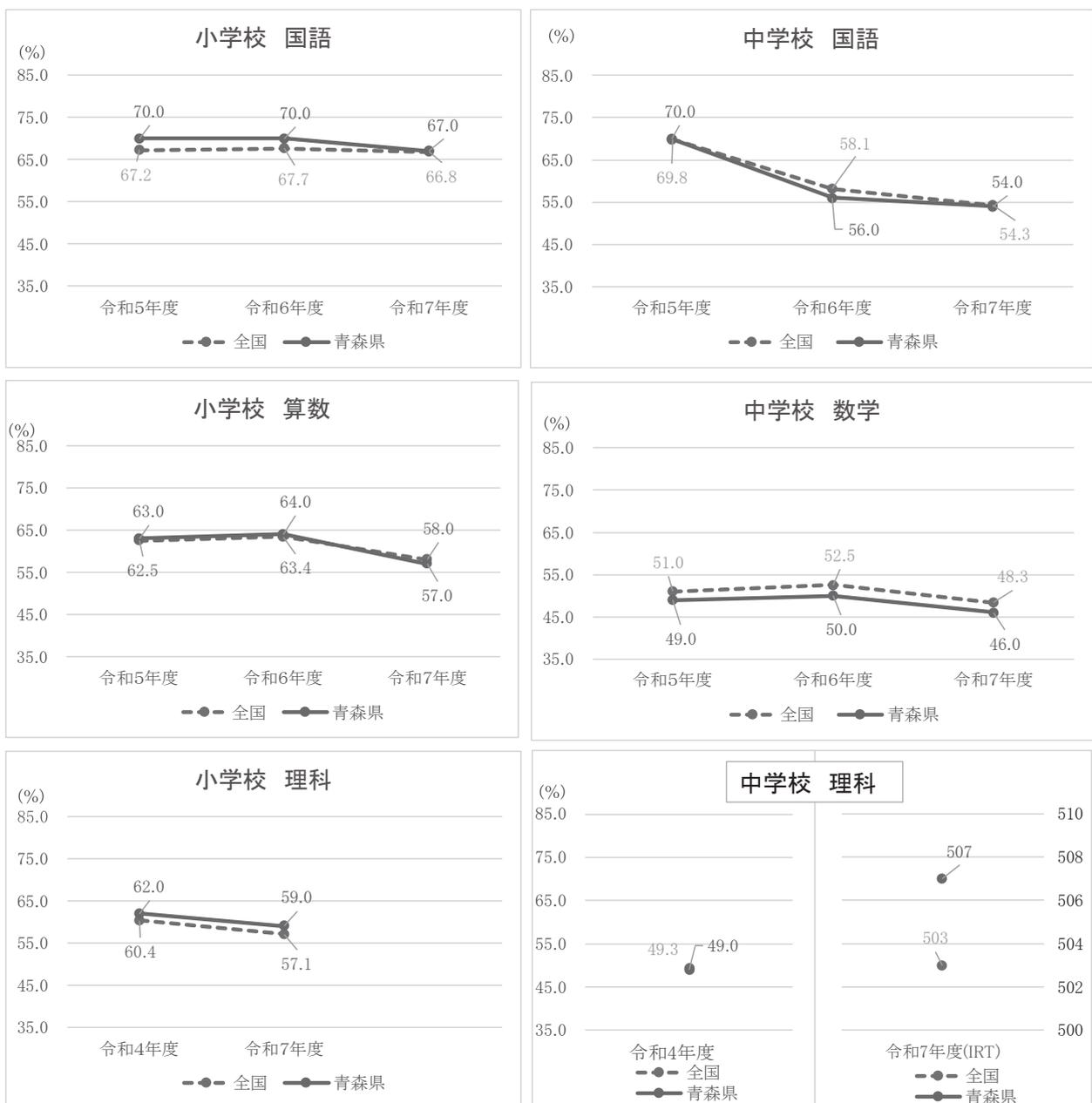
第3章 教育

第1節 確かな学力の向上

文部科学省による「全国学力・学習状況調査」によると、本県児童生徒の学力の状況は、**第2-3-1図**のとおりである。

平均正答率等を全国と比較すると、小・中学校及び義務教育学校ともに、令和5年度から令和7年度にかけては、調査を実施した教科において全国を上回るか同程度であった。

なお、平成15年度から令和5年度まで実施した県学習状況調査の結果によると、本県の児童生徒は、教科によって差はあるものの、全体の平均では、小学校でおよそ6割、中学校でおよそ5割を上回る通過率であった。今後学習の充実を図るために、情報や条件に着目して、それらを適切に使う力や、複数の情報の共通点や相違点を目的に応じて組み合わせたり関連付けたりして整理・分析し、説明する力などを、より一層身に付けさせる必要がある。



※中学校理科は令和7年度よりIRT理論に基づいて調査しているため、令和7年度の結果について、文部科学省では正答率を示さず平均IRTスコアを示している。

第2-3-1図 全国学力・学習状況調査正答率の推移(青森県・全国)

第2節 社会的・職業的自立に向けた能力の育成

1 勤労観・職業観の形成

(1) 職場体験、インターンシップ等の実施状況

ア 中学校

令和2年度の公立中学校における職場体験の実施状況調査は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、調査は行われなかった。新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したこともあるため、令和5年度以降の実施率が大きく上昇した。令和6年度は144校中94校が実施し、実施率は65.3%であり、令和3年度から38.3ポイント増加した。

第2-3-1表 中学校における職場体験実施状況の推移(公立学校)

年度	実施校(校数)	実施率(%)
R2 [※]	- / -	-
R3	40 / 148	27.0
R4	59 / 146	40.4
R5	88 / 145	60.7
R6	94 / 144	65.3

出典：国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、調査は中止した。

イ 高等学校

令和6年度、公立高等学校のインターンシップの実施状況を課程別で見ると、全日制で62.8%、定時制で50.0%、通信制で33.3%となっている。全体の実施率は62.8%となっており、令和3年度から上昇傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の発生以前の令和元年度81.5%と比較すると、20.3ポイント減少した。

第2-3-2表 高等学校におけるインターンシップ実施状況の推移(公立学校、課程別実施率)

(単位：%)

年度	全日制	定時制	通信制	全体
R2 [※]	-	-	-	-
R3	29.6	33.3	33.3	30.2
R4	46.9	33.3	33.3	44.8
R5	65.1	33.3	33.3	59.6
R6	62.8	50.0	33.3	61.2

出典：国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、調査は中止した。

(2) 地域が支えるキャリア教育の充実

ア 社会教育を核とする地域ネットワーク活用促進事業(キャリア教育の推進)

学校と企業・NPO等を結ぶ窓口となる「青森県教育支援プラットフォーム」の各地区(6地区)におけるネットワークを活用し、地域産業による教育支援活動等により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるキャリア教育を実施している。

(ア) 地元企業と学校のネットワーク会議の開催

学校、企業、教育支援プラットフォーム、地域学校協働本部等の関係者が「顔の見える関係」を築き、地域における未来をつくる人財像を共有するため、各地区においてネットワーク会議を開催し、意見・情報交換を行う(各地区1回実施)。

(イ) 「我が社は学校教育サポーター」への新規登録及び登録企業の周知

各関係機関と連携して情報収集しながら、新たに「我が社は学校教育サポーター」に登録する企業を新規開拓する。また、「我が社は学校教育サポーター」に登録されている企業について、学校等へ周知し、企業による教育支援活動の一層の充実を図る。

(ウ) キャリア教育推進のためのコーディネート業務

学校からの要望に応じて、地元企業・NPO等が実施している教育支援活動（出前授業・インターシップ・体験活動等）に係るコーディネートを行う。

イ 高校生のための講演会

県教育委員会では、青少年のキャリア教育の充実を図ることを目的として、東京及びその近郊に在住する本県出身者や本県にゆかりのある著名人を講師に、高校生を対象とした講演会事業に対して助成を行っている。

2 社会参加の推進

(1) 主権者教育

ア 主権者教育について

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたが、これは若い人の意見を政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものである。主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められている。

平成27年10月29日付け文部科学省の通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」では、政治的教養を育む教育について、次のように示している。

- ・学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。
- ・教科においては公民科での指導を中心とし、総合的な学習の時間や特別活動も活用して適切な指導を行うこと。
- ・各学校においては、議会制民主主義などの政治や選挙に関する知識に加えて、現実の具体的な政治事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うこと。
- ・生徒が政治や選挙に関する理解を深め、課題を多面的・多角的にとらえ、主権者としての政治参加の在り方へと考察が深まるように工夫するなど、適切に取り組む必要があること。

イ 主権者教育の取組について

(ア) 県教育委員会の取組

a 公職選挙法改正に伴い実施した取組

- ・主権者教育推進講座
(平成27年11月6日、県選挙管理委員会、県明るい選挙推進協議会との共催)
- ・県選挙管理委員会と学校教育課による「主権者教育についての連携協力に関する覚書」締結
(平成27年11月20日)
- ・高等学校等の政治的教養の教育と生徒の政治的活動等に係る研修会
(平成28年2月4日)

b 選挙実施時における学校の対応についての文書の通知

- ・選挙における生徒の不安を取り除くよう学校が適切に対応すること。
- ・期日前投票に関する注意喚起。
- ・国が作成した副教材『わたしたちが拓く日本の未来』等を活用して、事前に選挙や選挙運動等に関して確認すること。
- ・参政権を適切に行使できるよう時間的な配慮をすること。

(イ) 各県立学校における取組（令和5年度）

a 実施状況

政治的教養の教育については、すべての県立高等学校において、公民科の指導を中心に、特別活動

等を活用して実施している。

令和5年度の実施状況は、**第2-3-3表**のとおりである。

第2-3-3表 県立高等学校における主権者教育の実施状況(令和5年度)

実施時間	校数(延べ数)
公民の授業	49校
総合的な探究(学習)の時間	4校
特別活動	14校
その他	1校

資料：学校教育課

b 実施内容(一般的なもの、特色のあるもの)

- ・国の作成した副教材『わたしたちが拓く日本の未来』を活用した政治や選挙の仕組み等についての学習
- ・選挙出前講座の実施(講演、模擬選挙等)
- ・政策と投票行動に関するワークショップの実施
- ・話し合いを通して、現実の政治的事象についての考察を深めるための学習
- ・若者の投票率を上げるための方策について考えるグループ学習
- ・主要政党の政策の違いを通して、政治についての理解を深めるための学習

(ウ) 県選挙管理委員会の取組

将来の有権者である児童・生徒や、若者の主権者意識の向上を図るため、市町村選挙管理委員会、県・市町村明るい選挙推進協議会、教育委員会等と連携し、学校での出前講座や若者を対象としたフォーラム等を開催している。

a 選挙出前講座の実施

将来の有権者である児童・生徒の政治や選挙に関する意識を高めるため、平成24年度から、県内の小・中・高等学校等を対象に、県・市町村選挙管理委員会職員や明るい選挙推進協議会委員等が学校に赴き、選挙に関する講座やクイズ、模擬投票などを行う選挙出前講座を開催している。(令和6年度実施校数：小学校22校、中学校3校、高等学校10校、大学等3校)

b ヤングフォーラムの開催

若者の政治や選挙に関する意識の向上や地域への参加意識の高揚等を図るため、10代後半から20代の若者を主な対象として、年1回ワークショップ等を開催している。

令和6年度は、令和6年12月7日(土)に弘前学院大学で開催し、高校生、大学生等が参加した。

c 高校生模擬議会の開催

県内高等学校において、青森県の活性化策を検討するグループワークを実施するとともに、そのうち3校の代表生徒を県庁に一堂に集め、県議会議員に政策提案を行う模擬議会を開催している。

(令和6年度の参加校

グループワーク：県立八戸北高等学校、五所川原第一高等学校、八戸聖ウルスラ学院高等学校、
県立三本木高等学校、

模擬議会：五所川原第一高等学校、県立八戸北高等学校、県立三本木高等学校)

(2) 青少年団体活動

青少年が、集団の中で自己を確立し、連帯の心を身につけていく上で、青少年団体が果たす教育的役割は大きい。これら青少年団体の活動としては、学習活動、奉仕活動、レクリエーション活動、野外活動、

国際交流活動などがある。

ア 少年団体

主な少年団体の加入状況は、**第2-3-4表**のとおりである。

第2-3-4表 少年団体加入状況の推移

区分		年度	H30	R 1	2	3	4	5	6	7
子ども会	団体数(団体)		831	794	618	617	584	577	578	536
	加入者数(人)		27,098	25,747	17,845	17,845	17,713	17,590	17,980	16,002
ボーイスカウト	団体数(団体)		10	10	10	6	6	6	6	6
	加入者数(人)		272	221	197	153	139	125	115	114
ガールスカウト	団体数(団体)		8	8	8	8	8	8	8	8
	加入者数(人)		215	210	214	201	201	162	171	161

資料：生涯学習課

少年団体には、地域を基盤とし主に町内のように、ある一定の地域に居住するものによって組織される「地域子ども会」や、同じ趣味・関心をもつものにより定められた活動を行うボーイスカウト、ガールスカウトなどの「目的少年団」に大別される。

青森県子ども会連合会は、昭和42年に結成されて以来、様々な研修会や日常的な活動の中で、子どもたちの豊かな感性や社会性、ボランティア精神を養っている。現在は全国子ども会連合会が作成した育成基準に基づき、リーダー・指導者・育成者等の養成が計画的に進められている。

ボーイスカウトは、昭和25年に青森市に最初に結成されて以来、弘前、八戸、上十三、むつなどの各地に結成され、観察活動、創作活動、奉仕活動、野営訓練、救助訓練など多彩な訓練や学習が続けられている。（現在は、青森市、弘前市、むつ市のみ）

ガールスカウトは、昭和26年に弘前市で結成されて以来、活動の輪を広げ、現在、弘前、青森、三沢、八戸、むつ、十和田の各地区で活動している。少女と女性が自らの可能性を最大限に発揮できる社会に向け、「やくそく」と「おきて」をもとに、「自己開発」、「人とのまじわり」、「自然とともに」の3つのポイントを大切にしながら、一人ひとりが地域社会の中で共に成長できる活動を重ね、変化する社会の中で、様々な体験を通じ、自らの力を伸ばしながら、自分らしく行動できる女性を育てている。

イ 青年団体

青森県連合青年団は、県青年大会及び県青年問題研究集会の参加者の減少や同団の役員不足などから、平成29年度より活動を当面休止することとなった。また、県内各地域の青年団については組織されている数が少なく、活動の縮小や活動中止となっているところもある。

一方で、まちおこしや子育て支援など、地域課題等について特化した青年組織が、青年団よりも多く存在しており、各地域において活動を展開している。

本県の青森県連合青年団の加盟団体及び加盟者数の推移は**第2-3-5表**のとおりである。

第2-3-5表 青森県連合青年団加盟団体及び加盟者数の推移

(単位：団体、人)

区分	年度	H22	23	24	25	26	27	28	29～
加盟団体数		5	6	5	5	5	4	4	活動休止
加盟者数		120	110	120	100	100	100	100	

資料：生涯学習課

(3) 体験活動・ボランティア活動の推進

奉仕活動や体験活動の情報提供やコーディネート等を行うことを目的として自治体に設置されている支援センターの活動に参加することを通して、青少年が社会性と思いやりの心など豊かな人間性を育むことが期待されている。

第2-3-6表 体験活動ボランティア活動支援センター等一覧(県及び市のみ)

番号	設置自治体	名 称	設置場所・運営者
1	青森県	青森県社会参加活動推進センター (インフォメーションプラザ「ありす」)	青森県総合社会教育センター
2	青森市	青森市ボランティアセンター	青森市社会福祉協議会
3	弘前市	ひろさきボランティアセンター	弘前市市民参画センター内
4	八戸市	八戸市社会福祉協議会ボランティアセンター	八戸市社会福祉協議会
5	黒石市	黒石市ボランティアセンター	黒石市社会福祉協議会
6	五所川原市	五所川原市ボランティア・市民活動センター	五所川原市社会福祉協議会
7	十和田市	十和田市市民活動・NPOボランティア活動団体ホームページ	十和田市まちづくり支援課
8	三沢市	三沢市ボランティアセンター	三沢市社会福祉協議会
9	むつ市	むつ市ボランティア・市民活動センター	むつ市社会福祉協議会内
10	つがる市	つがる市社会福祉協議会地域福祉事業	つがる市社会福祉協議会
11	平川市	平川市ボランティア市民活動センター	平川市社会福祉協議会内

資料：地域生活文化課

第4章 雇用と労働

第1節 職業能力の開発と就労支援

1 職業能力開発の充実

技術革新の進展など経済・社会環境の変化に対応し、人口減少や高齢化、労働力不足など本県が抱える課題の解決や「経済を回す」仕組みづくりに貢献する産業人材の育成及び多様な人材の活躍を推進するため、県では、「第11次青森県職業能力開発計画（実施期間：令和3年度～令和7年度）」を定め、

- ①経済・社会環境の変化を踏まえた産業人材の育成
- ②多様な人材が活躍するための職業能力開発
- ③産業界や地域の人材ニーズを踏まえた職業訓練の実施
- ④技能継承の促進

の4つの基本方針を設定し、この基本方針に基づいて基本的施策及び具体的取組を展開することにより、新たな時代の環境変化に対応した個々の能力を発揮できる人づくり、環境づくりに取り組んでいくこととしている。

ア 公共職業能力開発施設

本県には県立の職業能力開発施設として、青森市、弘前市、八戸市、むつ市に職業能力開発校が4校あり、延べ13訓練科、定員420人で人材育成を行っているほか、障がい者のための県立障がい者職業訓練校（弘前市）があり、3訓練科、定員40人で人材育成を行っている。

また、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設として、五所川原市に青森職業能力開発短期大学校があり、3訓練科、定員110人で高度な専門知識を兼ね備えた実践技術者（テクニシャン・エンジニア）を養成しているほか、青森市の青森職業能力開発促進センターにおいては、5訓練科、定員220人で離転職者の再就職訓練を行っている。

第2-4-1表 県立職業能力開発校の状況(令和7年4月)

(単位:人)

校名	課程	訓練科名	年次	定員	在籍者数
青森高等技術専門学校	普通	電気設備施工科	1年	20	5
		電気設備施工科	2年	20	7
		土木施工管理・測量科	1年	20	9
		土木施工管理・測量科	2年	20	1
	計			80	22
弘前高等技術専門学校	普通	自動車整備科	1年	20	20
		自動車整備科	2年	20	20
		総合建築科	1年	20	6
		総合建築科	2年	20	13
	短期	造園科	—	15	10
		ライフライン設備科	—	20	8
計			115	77	
八戸工科学院	普通	機械加工科	1年	15	4
		機械加工科	2年	15	2
		自動車整備科	1年	25	25
		自動車整備科	2年	25	19
		総合設備科	1年	20	4
		総合設備科	2年	20	4
		スマートFA技術科	1年	20	8
		スマートFA技術科	2年	20	3
	短期	溶接施工科	—	15	1
	計			175	70

むつ高等 技術専門学校	普通	建築施工科	1年	15	6
		建築施工科	2年	15	11
	短期	建築設備科	—	20	8
	計				50
合計				420	194

資料：産業イノベーション推進課

第2-4-2表 障がい者職業訓練校の状況(令和7年4月)(単位:人)

訓練科	定員	在籍者数
デジタルデザイン科	15	10
OA事務科	15	9
作業実務科	10	8
合計	40	27

資料：産業イノベーション推進課

第2-4-3(1)表 青森職業能力開発短期大学の状況(令和7年4月)(単位:人)

訓練系	訓練科	年次	定員	在籍者数
機械 システム系	生産技術科	1年	15	6
		2年	15	5
電気・電子 システム系	電気エネルギー 制御科	1年	20	6
		2年	20	4
電子情報制御 システム系	電子情報技術科	1年	20	11
		2年	20	13
合計			110	45

資料：産業イノベーション推進課

第2-4-3(2)表 青森職業能力開発促進センターの状況(令和7年4月)

訓練科	期間	定員(人)	入所時期
住宅リノベーション科 (通常コース)	6ヶ月	各15	4月、7月、10月、1月
デジタルものづくり科 (社会人基礎講習付きコース)	6ヶ月	各8	4月、7月、10月、1月
デジタルものづくり科 (通常コース)	6ヶ月	(上記7ヶ月コースと 合わせて)各15	5月、8月、11月、2月
電気エンジニア科(通常コース)	6ヶ月	各10	6月、9月、12月、3月
電気設備技術科 (社会人基礎講習・企業実習付き コース)	7ヶ月	各8	7月、1月
電気設備技術科 (企業実習付きコース)	6ヶ月	(上記7ヶ月コースと 合わせて)各15	8月、2月
住宅建築施工科 (令和7年度末をもって終了)	6ヶ月	各15	6月、9月
合計		220	

イ 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主が雇用している者に対して、職業に必要な知識と技能を習得させ、又は向上させるために行う職業訓練であり、事業主が共同して実施する共同職業訓練校と、単独で実施する単独職業訓練校とがある。

現在、県内の認定職業訓練実施校は6校で、延べ20訓練科（コース）、約173人で職業訓練を実施している。

第2-4-4表 認定職業訓練実施校一覧(令和7年10月)

区分	訓練校名	所在地	訓練科(コース)
共同	八戸職業能力開発校	八戸市	塑性加工科、木造建築科、建築塗装コース(短期2コース)、建築大工コース(短期1コース)、建築板金コース(短期1コース)
	十和田職業能力開発校	十和田市	木造建築科、建築板金科
	三沢職業能力開発校	三沢市	木造建築科、左官・タイル施工科
	弘前職業能力開発校	弘前市	建築板金科、木造建築科、左官・タイル施工科、建築塗装科、板金コース(短期1コース)、建築コース(短期1コース)
	あおもりコンピュータ・カレッジ	青森市	プログラム設計科
単独	ヘアメイク・アーティストスクール	十和田市	美容コース(短期3コース)
合計	6校		

資料：産業イノベーション推進課

ウ 青森県技能奨励賞

青森県技能奨励賞表彰制度は、若年技能者を表彰することにより、技能を通じて能力発揮の希望を与え、技能労働者の地位向上と、技能の研鑽を奨励することを目的に平成4年度から実施している。

- (ア) 表彰対象者 技能の程度が極めて優秀であり、それに関わる職業に10年以上の経験を有し、かつ45歳未満の者で、将来その活躍が一層期待される者であること。
- (イ) 表彰者数 5人以内
- (ウ) 表彰時期 毎年11月
- (エ) 受賞者数 127人(令和7年11月18日現在)

エ 小規模事業者等後継者の育成

県では、小規模事業者等の若手後継者及び青年経営者等の育成及び資質向上を図るため、次の事業を実施する商工会、商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会に対し助成、指導を行っている。

- (ア) 商工会及び商工会議所の青年部が部員の資質向上を図るために広域で行う、各種研修会、講習会の開催及び地域の小規模企業の振興、発展を図るために行う調査研究、地場産業育成事業等
- (イ) 中小企業団体中央会が事業協同組合等の青年部員の資質向上を図るために行う各種研修会、講習会及び研究会の開催等

2 就労支援・就労相談

「青森県若者サポートステーション」(平成19年4月、ジョブカフェあおもり内に設置)は、国の認定施設であり、15歳から49歳までの若年無業者や保護者を個別・継続的に支援するため、キャリアコンサルタントや臨床心理士による相談をはじめ、職場見学、就労体験、地域イベントへの参加などを通じた就労支援を行っている。

平成25年4月からは、青森市に加えて、弘前市(常設サテライト)及び八戸市にも「地域若者サポートステーション」を設置し、同様の支援を実施している。

「ジョブカフェあおもり」(平成16年4月設置)では、相談から就職決定までの一貫したキャリアカウンセリングや、就職支援ガイダンス・企業説明会、就職活動に役立つさまざまなセミナーの開催など、若者を対象とした総合的な就職支援サービスを提供している。

また、平成 23 年 11 月から「ジョブカフェあおもり」、「ハローワークヤングプラザ」及び「あおもり若者サポートステーション」の 3 施設を一体的に運営する「ヤングジョブプラザあおもり」をオープンし、新たに総合案内窓口の設置や「チーム支援」及び「就勝クラブ」の実施など、若年求職者に対する一貫した就職支援を行っているほか、県内 3 ヶ所（弘前、八戸、むつ）に設置している「ジョブカフェあおもりサテライトスポット」において、ハローワークとの一体的運営を行っている。

第 2-4-5 表 ジョブカフェあおもり利用状況 (単位:人)

年度	利用者数	就職者数
H30	59,848	2,631
R 1	59,482	2,440
R 2	50,935	2,209
R 3	52,277	2,388
R 4	52,289	2,240
R 5	55,552	2,214
R 6	53,860	2,117

(注) 就職者数は併設のハローワークヤングプラザの職業紹介を含む。

資料: 若者定着還流促進課

第 2 節 ニート等に対する支援

1 ニート等に対する就労支援

「青森県若者サポートステーション」（平成 19 年 4 月、ジョブカフェあおもり内に設置）は、国の認定施設であり、15 歳から 49 歳までの若年無業者や保護者を個別・継続的に支援するため、キャリアコンサルタントや臨床心理士による相談をはじめ、職場見学、就労体験、地域イベントへの参加などを通じた就労支援を行っている。

平成 25 年 4 月からは、青森市に加えて、弘前市（常設サテライト）及び八戸市にも「地域若者サポートステーション」を設置し、同様の支援を実施している。

2 若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進

(1) 雇用対策

ア ジョブカフェあおもり

「ジョブカフェあおもり」（平成 16 年 4 月設置）では、相談から就職決定までの一貫したキャリアカウンセリングや、就職支援ガイダンス・企業説明会、就職活動に役立つさまざまなセミナーの開催など、若者を対象とした総合的な就職支援サービスを提供している。

第 2-4-6 表 ジョブカフェあおもり利用状況(再掲) (単位:人)

年度	利用者数	就職者数
H30	59,848	2,631
R 1	59,482	2,440
R 2	50,935	2,209
R 3	52,277	2,388
R 4	52,289	2,240
R 5	55,552	2,214
R 6	53,860	2,117

(注) 就職者数は併設のハローワークヤングプラザの職業紹介を含む。

資料: 若者定着還流促進課

(2) 県内就職促進・定着化

ア 新規高等学校卒業予定者県内就職促進事業

高校生の県内就職に関する現状や課題を共有し、関係者による連携のもとで県内定着を促進するため、高校生の県内定着に向けた懇話会を開催するとともに、高校生を対象とした企業見学会に対する支援を行っている。

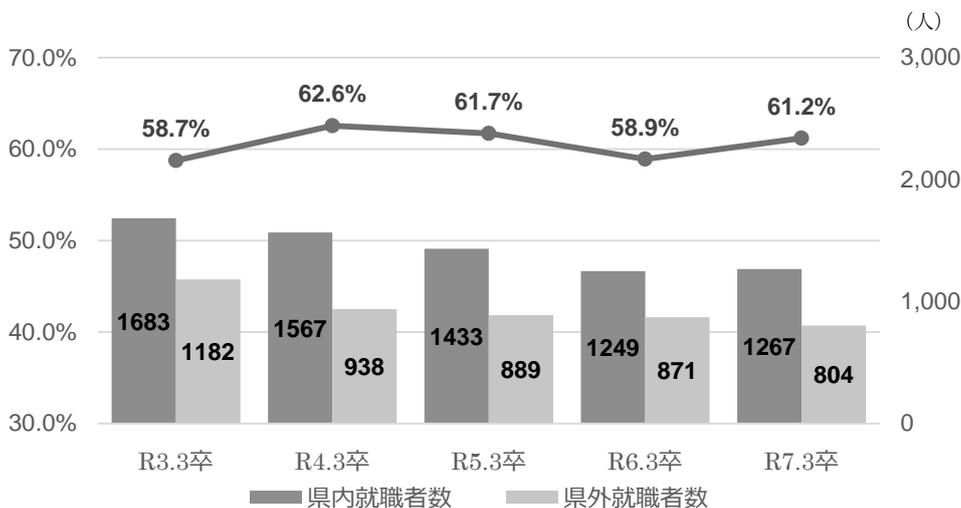
第 2-4-7 表 企業見学会実施状況

年度	延べ回数 (回)	参加生徒数 (人)	見学企業数 (箇所)
H29	59	2,531	189
H30	49	2,205	166
R 1	49	2,064	158
R 2	18	622	58
R 3	20	599	59
R 4	26	755	73
R 5	31	923	78
R 6	33	896	89

資料:若者定着還流促進課

イ 高校生の県内定着促進事業

高校生の県内就職の促進を図るため、高校生に対し、県内企業の情報や県内就職の魅力を PR するイベントや若手社員との座談会を開催するとともに、県内企業と進路指導担当教員等との情報交換会を県内6地区で開催している。また、青森県で暮らすことの価値や魅力を伝えるため、PR冊子を制作し、県内全ての高校生2年生に配付するほか、イベントの機会を活用してプロモーションを実施している。さらに、小学生とその保護者を対象とした企業見学会を開催し、小学生の県内企業への関心を喚起している。



資料:教育政策課(高等学校等卒業者の進路状況(令和6年3月卒))

第 2-4-1 図 新規高卒者の県内就職率の推移

ウ 学生の県内定着促進事業

学生の県内定着の促進を図るため、県内で充実した生活を送る若手社会人の生き方や、県内の学生が県内企業取材した情報を動画で発信するとともに、学生のニーズに沿ったテーマ別企業説明会や、社長秘書体験による実践的なインターンシップを実施するほか、企業に学生を派遣し、人材確保に関するアドバイス支援を実施している。また、産学官が連携して学生の県内定着に取り組むあおり人材育

成・県内定着促進協議会を開催するとともに、工業分野の取組として、学生向けリーダーフォーラムや企業向け採用力向上セミナー、企業と大学研究室との交流会を開催している。

エ 若年女性の県内定着・還流促進事業

若年女性の県内就職の促進を図るため、女子学生が県内の若手女性社員に県内就職や暮らしの不安について相談する交流会を開催するとともに、県内企業の女性社員が「あおり女性就職サポーター」に登録し、女子高生や女子学生等に対して県内就職の意識醸成とキャリアプランニングに資する講話等を行っている。

第2-4-8表 新規学校卒業者の定着状況

(単位:%)

区 分		新規高等学校卒業者の定着率			新規大学卒業者の定着率		
		1年後	2年後	3年後	1年後	2年後	3年後
H25.3月卒	全 国	80.1	68.2	59.1	87.3	77.2	68.1
	青森県	74.1	60.8	50.5	83.0	71.8	62.5
H26.3月卒	全 国	80.6	68.6	59.2	87.8	77.2	67.8
	青森県	74.8	61.6	51.9	78.3	68.2	60.2
H27.3月卒	全 国	81.9	70.3	60.7	88.2	77.7	68.2
	青森県	79.5	66.6	56.7	81.8	69.6	60.0
H28.3月卒	全 国	82.8	71.0	60.8	88.7	78.1	68.0
	青森県	81.4	68.4	56.6	83.5	71.7	63.0
H29.3月卒	全 国	82.9	70.6	60.5	88.5	77.1	67.2
	青森県	82.0	68.4	58.4	83.7	71.7	62.6
H30.3月卒	全 国	83.2	71.3	63.1	88.4	77.2	68.8
	青森県	81.7	67.9	59.8	84.4	71.9	64.8
H31.3月卒	全 国	83.8	73.7	64.1	88.3	78.5	68.5
	青森県	81.1	69.5	60.3	86.1	76.3	67.3
R2.3月卒	全 国	85.0	73.2	63.0	89.4	78.2	67.7
	青森県	83.8	71.6	60.3	89.0	77.2	67.7
R3.3月卒	全 国	83.4	71.1	61.6	87.8	75.5	65.1
	青森県	82.7	68.1	57.4	84.4	72.2	61.8
R4.3月卒	全 国	82.2	70.7	62.1	88.0	76.1	66.2
	青森県	79.6	66.8	58.3	86.7	73.7	64.1

資料：青森労働局

第5章 様々な困難

第1節 障がい等のある子ども・若者への支援

1 障がい等のある子ども・若者への支援

(1) 心身障がい児（者）の現況

ア 身体障がい児（者）の現況

本県における令和7年3月31日現在の身体障害者手帳交付児（者）は、51,708人で、県人口に対する割合を見ると、1,000人に対し（県人口不明 基準日不明）人となる。

これらを主な障がいの種類別にみると、肢体不自由が46.6%と一番多く、次いで内部障害が37.6%、聴覚・平衡機能障害が9.0%、視覚障害が5.9%、音声・言語機能障害が1.0%となっている。

身体障がい者の障がいの程度をみると1,2級の重度の身体障がい者は総数の50.9%と過半数を占めている。

障がい者に対する施策は、その自立を主眼に推進しており、重度障がい者の対策強化を図るとともに、在宅障がい者の社会参加を進めるための地域福祉活動の促進等に努めている。

第2-5-1表 身体障害者障害別人員数（令和7年3月31日現在）

（単位：人、%）

年齢区分 \ 障害別	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18歳未満	24	74	1	488	146	733
18歳以上	3,039	4,571	508	23,586	19,271	50,975
計	3,063	4,645	509	24,074	19,417	51,708
構成比(%)	5.9	9.0	1.0	46.6	37.6	100.0

資料：障がい福祉課

第2-5-2表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数（令和7年3月31日現在）

（単位：人、%）

障害別 \ 等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	1,285	867	187	231	304	189	3,190
聴覚障害	68	1,026	534	1,398	19	1,600	4,719
音声・言語機能障害	17	14	320	158	0	0	502
肢体不自由	6,452	5,124	3,807	5,676	2,022	993	25,988
内部障害	11,296	173	3,510	4,438	0	0	19,775
計	19,118	7,204	8,358	11,901	2,345	2,782	51,708
構成比(%)	37.0	13.9	16.2	23.0	4.5	5.4	100

資料：障がい福祉課

イ 知的障がい児（者）の現況

障がい者相談センターで把握している令和7年3月31日現在の知的障がい児（者）は、14,233人となっている。これを障がい程度別にみると重度のものが4,920人で34.6%を占め、中軽度が9,313人の65.4%となっている。

第2-5-3表 知的障害児（者）の障害程度別人員数及び構成比（令和7年3月31日現在）

（単位：人、%）

年齢区分 \ 障害程度	重 度	中軽度	計
18歳未満	642	1,917	2,559
18歳以上	4,278	7,396	11,674
計	4,920	9,313	14,233
構成比(%)	34.6	65.4	100.0

資料：障がい福祉課

(2) 心身障がい児（者）の福祉対策

知的、身体的に障がいを持つ人々に対しては、障がい者も社会の構成員であり、その生活の欲求は健常者と何ら変わるものではないという基本的な認識のもとに、これらの人々の日常生活を支援しつつ、リハビリテーション体制の確立と就労機会の増大を図り、障がい者の社会活動への参加を促進するとともに、公共施設や道路等を障がい者が気軽に利用できるような住みよい環境づくりを推進している。

また、障がい者の真の幸福は家族とともに生活するだけでなく、社会の一員として生活することにあると考えられるため、障がい者が家族や地域社会との関係を十分に保ちながら生活できるよう、教育、労働、保健等の各分野のきめ細かい在宅対策を進めている。

ア 身体障がい者への対策

身体障がい者の更生援護に関する問題については、市町村及び障がい者相談センター（身体障害者更生相談所）が診査及び更生相談を行っており、更生医療の給付、障害者支援施設への入所等必要な支援・措置を行っている。

(ア) 障がい者相談センター（身体障害者更生相談所）における処理状況

令和6年度の障がい者相談センター（身体障害者更生相談所）における処理状況を見ると、取扱実人員が3,378人（来所及び巡回の合計）、相談件数が3,547件となっており、相談内容は更生医療の2,133件が最も多い。また、判定内容別ではすべて医学的判定で3,547件、判定書交付件数は3,547件となっており、内容別では更生医療の2,133件が最も多くなっている。

第2-5-4表 障がい者相談センター（身体障害者更生相談所）における処理状況

（単位：人、件）

年度	区分	取扱実人数（人）	相談内容							判定内容				判定書交付件数							
			更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	機能的判定	その他	計	更生医療	補装具	身体障害者手帳	障害支援区分	その他	計
R6	来所	3,190	2,133	1,201	0	0	0	0	0	3,334	3,334	0	0	0	3,334	2,133	1,201	0	0	0	3,334
	巡回	188	0	122	91	0	0	0	0	213	213	0	0	0	213	0	122	91	0	0	213
	計	3,378	2,133	1,323	91	0	0	0	0	3,547	3,547	0	0	0	3,547	2,133	1,323	91	0	0	3,547

資料：障がい福祉課

(イ) 青森県身体障がい者福祉センター「ねむのき会館」

身体障がい者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市に開館し、平成18年度から指定管理者制度導入により、現在、一般財団法人青森県身体障害者福祉協会に管理運営を委託している。

第2-5-5表 ねむのき会館利用状況

（単位：人）

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の障害	介護者	福祉関係者	その他	計
R2	843	76	62	3,974	887	2,143	650	8,635
3	752	42	48	2,928	477	1,599	168	6,014
4	785	59	136	3,423	730	1,995	320	7,448
5	1,434	68	126	3,328	1,003	2,320	1,338	9,617
6	1,142	60	115	2,733	1,104	2,111	1,499	9,064

資料：障がい福祉課

イ 知的障がい者への対策

知的障がい者の更生援護に関する問題については、知的障がい児（者）やその家族からの相談に応じて、市町村、児童相談所及び障がい者相談センター（知的障害者更生相談所）が必要な助言、指導、施設入所等必要な支援・措置を行っている。

(ア) 障がい者相談センター（知的障害者更生相談所）における処理状況

令和6年度の障がい者相談センター（知的障害者更生相談所）における処理状況を見ると、更生援護取扱実人員が659人（来所及び巡回の合計）、相談件数が659件となっており、相談内容は療育手帳の317件が最も多い。また、判定件数は374件で、内容別では心理学的及び機能的判定が292件となっているほか、判定書交付件数は637件で、内容別では療育手帳の304件が最も多くなっている。

第2-5-6表 障がい者相談センター（知的障害者更生相談所）における処理状況

（単位：人、件）

年度	区分	取扱実人員 （人）	相談内容									判定内容					判定書交付件数			
			施設入所	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	機能的判定	その他の判定	計	障害支援区分	療育手帳	その他	計
R6	来所	462	0	0	0	0	0	0	120	342	462	29	104	11	0	144	0	115	333	448
	巡回	197	0	0	0	0	0	0	197	0	197	30	188	12	0	230	0	189	0	189
	計	659	0	0	0	0	0	0	317	342	659	59	292	23	0	374	0	304	333	637

資料：障がい福祉課

ウ 心身障がい児（者）の在宅福祉対策

心身障がい児（者）の主な在宅福祉対策は次のとおりである。

第2-5-7表 主な在宅福祉対策

制度・事業等	内 容
自立支援医療 （更生医療）の給付	身体上の障害を軽減除去し、日常生活能力、職業能力の回復向上を図るための医療給付を行う。令和6年度の給付人員は5,655人である。
補装具の交付修理	身体上の欠損又は機能の損傷を補うための義肢、装具、補聴器、車いす等の補装具交付及び修理。令和6年度の交付及び修理件数は3,860件である。
居宅介護事業	居宅において食事の世話、洗濯等の日常生活上の介護を行う。
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	重度の障害のゆえに負っている特別の負担軽減の一助として月額28,840円（児童15,690円）支給。令和6年度の受給者（月平均）は1,852人（児童833人）である。
心身障がい者扶養共済制度	心身障がい児（者）を扶養する保護者の死亡後、残される障がい児（者）の生活の安定と福祉向上を図るため、任意加入の共済制度として昭和45年から実施している。
日常生活用具の給付	重度障害者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。
職親委託	知的障害者を職親のもとに預かり、その更生に必要な生活指導及び技能習得訓練を行う。
重度心身障がい者医療費助成	市町村が行う重度心身障がい者医療費支給事業に対し県が2分の1を補助し、重度心身障がい者の医療費負担の軽減を図る。
共同生活援助（グループホーム）	地域の中にあるグループホームでの生活を望む障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、障害者の自立生活を助長する。
障がい児等療育支援事業	在宅障がい児（者）の地域での生活を支援するため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する、より専門的な療育機能との重層的な連携を図ることにより、障がい児（者）の福祉の向上を図る。
児童発達支援・放課後等デイサービス	心身に障害のある児童に対し通所の方法により日常生活における基本的動作等の指導及び集団生活への適応訓練を行う。
生活介護事業	心身に障害のある者に対し、通所の方法により日常生活上の支援等を行う。

資料：障がい福祉課

エ 心身障がい者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況

令和6年度における心身障がい者扶養共済制度加入者数は374人、年金受給者数は604人となっている。

第2-5-8表 心身障がい者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況 (単位:人)

区分 \ 年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
加入者数	460	489	406	389	374
年金受給者数	622	589	613	618	604

資料:障がい福祉課

オ 重度心身障がい者医療費助成

令和6年度における重度心身障がい者医療費助成の実施状況は、次のとおりである。

第2-5-9表 重度心身障がい者医療費助成金額 (令和6年度)

実施市町村	受給者交付件数	医療費給付金額	県補助金	備考
40市町村	15,642件	1,222,290千円	610,947千円	補助率1/2

資料:障がい福祉課

(3) 障害児入所施設等への入所支援

平成18年、障害者自立支援法(現障害者総合支援法)施行により、障害種別の一元化や複雑な施設体系の見直しが図られ、障がい者にとって必要なサービスを選択し利用する体制となった。障がい者の入所施設については、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設など種別ごとに設置されていたものが障害者支援施設として再編された。

ア 福祉型障害児入所施設

施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行っている。

第2-5-10表 福祉型障害児入所施設設置状況(令和7年4月1日現在)

施設名	設置主体	所在地	定員(人)
八甲学園	社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	青森市	10
弘前市弥生学園	弘前市	弘前市	15
うみねこ学園	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市	40
森田学園	西北五広域福祉事務組合	つがる市	10
公立もみのき学園	上北地方教育・福祉事務組合	七戸町	20
はまゆり学園	下北地域広域行政事務組合	むつ市	30
あすなろ療育福祉センター	青森県	青森市	6
さわらび療育福祉センター	青森県	弘前市	5
計			136

資料:障がい福祉課

イ 医療型障害児入所施設

施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識機能の付与および治療を行っている。

第2-5-11表 医療型障害児入所施設設置状況(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地	定員(人)
県立はまなす医療療育センター	八戸市大字大久保字大塚17の729	(肢体)42、(重心)40
国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野155	(重心)120
国立病院機構八戸病院	八戸市吹上3丁目13の1	(重心)100
計		302

資料:障がい福祉課

ウ 障害者支援施設

施設に入所する障がい者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

第2-5-12表 障害者支援施設（令和7年4月1日現在）

施設名	設置主体	所在地	定員(人)
青森コロニーセンター	青森県コロニー協会	青森市	40
障害者支援施設徳誠園	徳誠福祉会	青森市	60
障害者支援施設金浜療護園	心和会	青森市	85
指定障害者支援施設りんどう苑(東京都委託施設)	浪岡あすなる会	青森市	80
青森コロニーリハビリ	青森県コロニー協会	青森市	40
青森月見寮	義栄会	青森市	46
障害者支援施設こぶし園	田茂木野福祉会	青森市	40
障害者支援施設野木和園	新井田福祉会	青森市	50
障がい者支援施設幸養苑	清養会	青森市	30
障害者支援施設津麦園	喜倅会	青森市	50
ゆきわり荘	ゆきわり会	青森市	50
あすなる療育福祉センター	青森県	青森市	15
知的障害者生活支援施設弘前市弥生荘	弘前市(弘前草右会)	弘前市	50
障害者支援施設千年園	千年会	弘前市	40
障害者支援施設山郷館	七峰会	弘前市	30
障害者支援施設拓光園	七峰会	弘前市	80
障害者支援施設草薙園	島光会	弘前市	40
さくら園	聖康会	弘前市	40
障害者支援施設三和の里	つがる三和会	弘前市	50
さわらび療育福祉センター	青森県	弘前市	20
青森ワークキャンパス	道友会	八戸市	50
のぞみ園	のぞみ会	八戸市	40
妙光園	豊寿会	八戸市	40
八太郎山療護園	秋葉会	八戸市	40
いちい寮	八戸市社会福祉事業団	八戸市	60
松館療護園	やすらぎ会	八戸市	80
障害者支援施設東幸園	東幸会	八戸市	50
障害者支援施設山郷館くろいし	七峰会	黒石市	30
障害者支援施設栄幸園	愛生会	五所川原市	40
障害者支援施設大東ヶ丘サントピアホーム	叶福祉会	五所川原市	50
障がい者支援施設第二うちがた	内湯療護園	五所川原市	30
障害者支援施設青松園	愛生会	五所川原市	36
障害者支援施設あかまつ園	新生会	十和田市	50
となみ療護園	明和会	むつ市	30
陽幸園	みちのく福祉会	むつ市	50
障害者支援施設しもきた療育園	みちのく福祉会	むつ市	40
月見野園	健誠会	つがる市	40
つがるの里(東京都委託施設)	健誠会	つがる市	70
障害者支援施設旭光園	七峰会	平川市	40
障害者支援施設青葉寮	七峰会	平川市	50
障害者総合福祉センターなつどまり	青森県すこやか福祉事業団	平内町	80
障害者支援施設しらかば寮			
障害者総合福祉センターなつどまり	青森県すこやか福祉事業団	平内町	60

障害者支援施設さつき寮			
障害者支援施設かもめ苑(東京都委託施設)	平舘福社会	外ヶ浜町	80
大鰐療育センター	素樸会	大鰐町	60
障がい者支援施設内潟療護園	内潟療護園	中泊町	30
障害者支援施設あすなろクリーナース	海陽会	野辺地町	24
障害者支援施設あぜりあ苑(東京都委託施設)	つつじ会	七戸町	80
障がい者支援施設一誠園	至誠会	七戸町	120
障害者支援施設からまつ寮	七戸福社会	七戸町	45
上北療護園	新生会	東北町	60
障がい者支援施設けやき寮	恵徳会	東北町	40
公立ぎんなん寮	上北地方教育・福祉事務組合	東北町	40
障害者支援施設かけはし寮	松緑福社会	六ヶ所村	40
障害者支援施設あかしや寮	昭壽会	おいらせ町	40
明幸園	サポートセンター虹	五戸町	35
やまばと寮	サポートセンター虹	五戸町	40
清岳園	清慈会	南部町	40

資料：障がい福祉課

(4) 障害者地域生活支援事業

障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会づくりを促進するため、次の事業を実施している。

第2-5-13表 障害者地域生活支援事業(令和6年度)

事業名	実施主体	実施状況
1. 障がい者社会参加推進センター運営事業	(一財) 青森県身体障害者福祉協会	事業内容：「障がい者110番」運営事業のほか、社会参加促進事業の実施に対する協力等
2. 「障がい者110番」運営事業		事業内容：常設相談窓口を設置(相談員2人配置)、障がい者の権利擁護に係る相談等への対応 相談件数：503件
3. 相談員活動強化事業	①(一財) 青森県身体障害者福祉協会 ②(一財) 青森県手をつなぐ育成会	①身体障害者相談員研修 実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延3回、延32人 ②知的障害者相談員研修 実施地区：青森市、八戸市 実施回数及び参加人員：延2回、延55人
4. スポーツ教室開催事業	(一財) 青森県身体障害者福祉協会	事業内容：各種スポーツ教室 参加人員：計817人
5. スポーツ大会開催事業		青森県障がい者スポーツ大会 令和6年8月30日開催
6. スポーツ指導員養成事業		スポーツ指導員養成研修会 中級2人、上級1人
7. 字幕入りビデオライブラリー貸出事業	(一社) 青森県ろうあ協会	利用登録者数：326人、29団体 貸出件数：290件
8. 指定居宅介護事業者情報提供	(一財) 青森県身体障害者福祉協会	障がい者等が都道府県間を移動する際に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの確保のための調整等を行う。

9. 在宅視覚障がい者点字指導事業		実施なし
10. 視覚障がい者コミュニケーション支援事業	(一社)青森県視覚障害者福祉会	視覚障がい者用機器・用具の利用体験及び各種講習会により視覚障がい者の生活向上を図るとともに、一般の方々に対して点字や福祉機器の体験と通じて視覚障がい者についての理解啓発を図る。
11. 盲女性家庭生活訓練事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	視覚障がい者の女性が日常生活上必要とされる家庭生活に係る学習会等の開催
12. 盲青年等社会生活教室開催事業		視覚障がい者が社会生活上必要な知識等の習得に係る学習会等の開催
13. 手話講習会事業	(一社)青森県ろうあ協会	実施地区：青森市等(全6市1町1村) 実施回数及び参加人員：延50回、延454人
14. オストメイト社会適応訓練事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	実施回数及び参加人員：1回、80人
15. 音声機能障がい者発声訓練事業		実施地区：2地域 実施回数及び参加人員：延68回、延319人
16. 音声機能障がい者指導者養成事業		実施なし
17. 点訳奉仕員養成事業	(一社)青森県視覚障害者福祉会	実施場所：むつ市(全17回)
18. 音訳奉仕員養成事業		実施場所：弘前市(全17回)
19. 要約筆記者養成事業	(一社)青森県ろうあ協会	講座Ⅰ：41時間(全10回)15人修了 講座Ⅱ：43時間(全10回)8人修了
20. 手話奉仕員養成事業		入門課程：35時間(全23回)17人修了 基礎課程：45時間(全23回)9人修了
21. 手話通訳者養成事業		通訳Ⅰ：53時間(全17回)15人修了 通訳Ⅱ：50時間(全15回)5人修了 通訳Ⅲ：16時間(全6回)1人修了
22. 手話通訳設置事業		設置場所：県障がい福祉課(1人) 青森県聴覚障がい者情報センター(2人)
23. 手話通訳者等指導者養成研修		手話指導者研修会：参加者37人 手話通訳士養成指導者研修会：参加者7人 要約筆記者養成指導者研修会：参加者6人
24. サービス提供者情報提供事業		派遣件数 県内：0件
25. 障がい者権利事業	(社福)青森県社会福祉協議会及び(公社)青森県社会福祉士会	障がい者虐待の通報等への対応などを行う障がい者権利擁護センターの運営や困難事例の専門職への相談支援体制の整備を行う。 相談・問合せ等件数：公表なし 障害者虐待防止・権利擁護研修：国が行う研修へ担当職員、研修講師を派遣

資料：障がい福祉課

(5) 障がい者の生涯学習支援事業

特別支援学校卒業生の自立と社会参加を支援し社会性の向上を目指すことを目的として、集団生活や趣味の講座、障がい者スポーツを通して他の卒業生や在校生、地域住民等と交流する機会を提供している。

第2-5-14表 令和6年度「障がい者の生涯学習支援事業」開催状況

①社会参加学習

学校名	回数	時間	参加者数	主な内容
青森第二養護学校	6	16	237名	運動会参加、レクリエーション、ボウリング教室、学習発表会見学、ニュースポーツ体験、会報の発行
青森若葉養護学校	2	8	25名	「開校30周年記念オブジェづくり」、体験を広げる校外学習(入級生、職員、地域の方との交流)
青森第一高等養護学校	1	2.5	56名	めいせい祭参加(在校生、卒業生、保護者、職員との交流)

青森第二高等養護学校	3	12	206名	情報交換、レクリエーション、学校祭参加(展示及び模擬店見学)、同窓生の集い
盲学校	1	4	4名	学校祭参加(発表の観賞、運営の手伝い)
青森聾学校	1	2	55名	家族レクリエーション
浪岡養護学校	2	4	9名	同窓会、二十歳を祝う会
弘前第一養護学校	2	5	60名	ひまわりの会総会参加、高等部祭参観(会員相互の親睦及び将来の会員との交流)
弘前第二養護学校	1	1	40名	二十歳を祝う会
八戸第一養護学校	3	12	70名	二十歳を祝う会、高等部祭見学
八戸第二養護学校	1	4	102名	卒業生スポーツ交流
八戸盲学校	1	4	6名	箏教室
森田養護学校	2	10	58名	社会参加学習、森養祭参加
黒石養護学校	2	6	75名	映画観賞、学習発表会
七戸養護学校	3	10	106名	二十歳を祝う会、同窓会バス旅行
むつ養護学校	4	10	388名	卒業生のお知らせ、卒業生スポーツ交流会
八戸高等支援学校	1	2.5	60名	同窓会
合計	延べ回数 36回 延べ時間 113時間 参加者数合計 1,557名			

②スポーツ体験交流

実施日	開催場所	参加者数	内容
7/7(日)	森田養護学校	23名	ボッチャ教室
7/7(日)	黒石養護学校	40名	レクリエーション的な運動
7/28(日)	青森第一高等養護学校	25名	ボッチャ教室
9/8(日)	八戸盲学校	9名	卓球バレー
9/16(月)	青森聾学校	25名	レクリエーション
10/20(日)	弘前第一養護学校	35名	ボッチャ、フライングディスク
12/14(土)	青森第二養護学校	32名	スポーツ体験会
合計	開催回数7回 参加者数合計189名		

資料：生涯学習課

(6) 精神障がい者の保健福祉

精神障がい者に対する保健福祉は、「入院治療中心から地域ケア、さらには社会復帰へ」という流れに沿って展開されており、地域医療との連携の下に、精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、次の施策を推進している。

- ア 保健所や精神保健福祉センターにおける、医療や社会復帰など精神保健福祉に関する相談指導
- イ 回復途上にある精神障がい者を対象に、保健所における生活指導等
- ウ 通院医療の一環として、精神保健福祉センターや精神科病院における作業指導や生活指導・療養指導等を内容とした精神科デイケア
- エ 精神障がい者の保健福祉の向上を目的として、精神障害者保健福祉手帳の交付事業を実施
- オ 精神障がい者の地域生活の充実、社会生活の適応や就労への移行を推進するため、各種障害福祉サービスや相談支援の利用を促進

第2-5-15表 精神障害者保健福祉手帳の所持状況(各年度末現在)

(単位:人)

等級	年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1級		3,536	3,357	3,150	2,943	2,763
2級		6,868	6,969	7,051	7,129	7,164
3級		1,875	1,985	2,130	2,348	2,564
計		12,279	12,311	12,331	12,420	12,491

資料:障がい福祉課

(7) 慢性疾患を抱える児童や難病患者への支援

ア 難病患者への支援

難病患者について、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、医療費助成を行っている。

第2-5-16表 指定難病医療受給者数(各年度3月31日現在)

(単位:人)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
指定難病医療受給者数	10,378	10,165	10,189	10,552	10,873

資料:がん・生活習慣病対策課

イ 小児慢性特定疾病児童への支援

小児慢性特定疾病は、幼少期から長期にわたり治療が必要な疾病であることから、県では慢性疾患を抱える子どもとその家族に、肉体的、心理的負担に加え、医療費などが大きな経済的負担となることから、医療費の助成を実施している。

また、慢性疾患を抱える子どもや家族の負担軽減や支援のため、保健師による面接相談や電話相談、巡回相談、また相談日を設けた専門医等による療育相談も実施している。令和6年度は、開設相談16件、随時相談68件、訪問指導37件、電話相談83件を実施した。

第2-5-17表 疾患区分別小児慢性特定疾病医療受給者数(各年度3月31日現在)

(単位:人)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
小児慢性特定疾病医療受給者数	727	662	656	585	563

資料:がん・生活習慣病対策課

2 発達障がいのある子ども・若者への支援

発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

発達障がいのある人には、症状の発現後できるだけ早期の発達支援が重要であることから、就学前や学校における発達支援や、発達障がいのある人への就労及び地域生活への支援、家族に対する支援の必要がある。

県では、発達障がい児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児(者)及びその家族からの様々な相談への対応や普及啓発、地域の支援体制の充実を図っている。

ア 相談支援

(ア) 発達支援相談 発達障がいのある人やその家族からの発達支援に関する相談への対応。

その人の特性に応じた療育支援計画の作成や助言

(イ) 就労支援相談 就労を希望する発達障がい児(者)の相談への対応。

公共職業安定所などの労働関係機関との連携による情報提供

第2-5-18表 青森県発達障がい者支援センターにおける相談件数

(単位:件)

	R 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
発達障がいに係る相談	4,325	4,851	5,084	4,783	4,365	3,577

資料:障がい福祉課

イ 普及啓発

発達障がいにより多くの人に理解してもらうための地域住民向けの講演会、発達障がいを支援する保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関職員を対象とする研修の実施

第2-5-19表 青森県発達障がい者支援センター主催研修

(単位：回、人)

	R 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
研修実施回数	37	30	53	31	18	20
参加延べ人数	1,422	637	955	932	651	1,252

資料：障がい福祉課

ウ 地域の支援体制

市町村や保育所等を訪問し、発達障がいについての各種サポート、ペアレントトレーニング等の支援等を実施し、地域の発達障がい者支援体制の充実を促進

第2節 ひきこもりの子ども・若者への支援

1 精神保健・福祉・医療分野での支援

ひきこもり状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的に、相談支援、グループ支援、協議会の開催、研修等普及啓発などを実施している。

(1) 青森県ひきこもり地域支援センター（県立精神保健福祉センター・県民福祉プラザ）

ア 相談支援

本部（県立精神保健福祉センター内）及びサテライト（県民福祉プラザ内）において電話相談、面接相談（要予約）、訪問支援（要相談）等を行っている。近年の実績は、第2-5-20表のとおりである。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業の実施制限等の影響もあり、各相談件数の推移に変動が見られた。過去5年間の面接相談及び電話相談件数は、横ばいである。

イ グループ等支援

対人交流等を通じて社会参加の促進を促す本人グループ（ひきこもり ほっと・ステーション）及び家族が悩みを共有し不安軽減等を図る家族教室（ひきこもり家族教室）を開催している。近年の実績は第2-5-20表のとおりである。（いずれも延べ件数）

第2-5-20表 青森県ひきこもり地域支援センターにおける相談支援状況

(単位：件、人)

年度	電話 (延べ)	面接 (延べ)	訪問 (延べ)	本人グループ 参加者	家族教室 参加者
R 2	87	97	20	74	55
R 3	94	93	5	86	55
R 4	159	95	0	102	51
R 5	131	91	0	98	81
R 6	114	116	2	78	77

資料：障がい福祉課、精神保健福祉センター

ウ 連絡協議会

県内のひきこもりに関する支援について様々な角度から検討するとともに、関係機関・団体相互の連携を構築することを目的に、平成28年度より年1回程度開催している。

エ 教育研修

ひきこもり支援に関する知識と理解を深めることを目的に、ひきこもり支援者研修を実施している。

第2-5-21表 青森県ひきこもり地域支援センターにおける研修実施実績

(単位：人)

年度	年月日	テーマ	講師	受講者
R 2		中止（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）		
R 3	R 4. 2. 28	ひきこもりの多面的理解と具体的支援:家族の支援力を高めて本人支援につなぐコツ【オンライン開催】	九州大学大学院医学研究院精神病態医学准教授 加藤隆弘 氏	87
R 4	R 4. 11. 29	ひきこもりの基礎と回復過程 ほか (全国精神保健福祉センター長会と共催)	鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田豊 氏 ほか	38
R 5	R 5. 10. 6	ひきこもり支援の基礎	鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田豊 氏 ほか	17
R 6	R 6. 7. 31	ひきこもりのメカニズムとCRAFTによる家族支援の基本的な理解と方法	宮崎大学教育学部 教授 境 泉洋 氏	35

オ 普及啓発

青森県ひきこもり地域支援センターのリーフレット及び事業のちらしをホームページに掲載し広く県民に周知するほか、関係機関に対する関連資料の送付等を適宜行っている。

カ 多職種支援チームによる市町村支援

より身近な支援機関となり得る市町村に対し、多職種により構成される専門家チームを派遣し、専門的なアドバイス等を実施することにより、市町村におけるひきこもり支援の充実を図ることを目的に、令和4年10月より実施している。令和6年度は4自治体に対し計4回の支援を行った。

2 社会教育からの支援

(1) 自然体験・交流塾の実施

高等学校に在籍中の不登校経験がある等の困難を抱える高校生及び社会とのつながりへのきっかけを求めている若者（16歳～概ね40歳）を対象に、ボランティア・就労体験や自然体験活動を通して、コミュニケーション力や社会性を育み、社会参加を促進するため、自然体験・交流塾を実施している。

【令和6年度の実績】

○第1回自然体験・交流塾

日時・場所：令和6年7月6日（土）9:00～15:00・県立梵珠少年自然の家（参加者少数のため中止）

令和6年7月20日（土）9:00～15:00・県立種差少年自然の家

参加者：33名（種差会場：33名）

活動内容：アイスブレイク、野外炊事、創作活動など

○第2回自然体験・交流塾

日時・場所：令和6年9月14日（土）9:00～15:00・梵珠少年自然の家（参加者少数のため中止）

令和6年9月28日（土）9:00～15:00・種差少年自然の家

活動内容：自然体験活動、創作活動など

参加者：32名（種差会場：32名）

○第3回自然体験・交流塾

日時・場所：令和7年1月25日（土）9:00～15:00・梵珠少年自然の家

令和7年2月15日（土）9:00～15:00・種差少年自然の家

活動内容：ボランティア・就労体験、創作活動 など

参加者：26名（梵珠会場：6名、種差会場：20名）

第3節 貧困、ヤングケアラーへの対応

1 こどもの貧困対策の推進

未来を担う子どもたちが、貧困の連鎖によって将来が閉ざされることのないよう、適切な支援を行う。

(1) こどもの貧困に対する社会の理解促進

こどもの貧困の背景には、様々な社会的要因があることから、地域社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、市町村、企業・団体等との連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する。

(2) 困難を抱えるこどもの早期発見と支援につなげる体制づくり

地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、市町村要保護児童対策地域協議会や、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して学校と連携し、様々な困難や悩みを抱える子どもや若者を早期に把握・共有し、支援につなげる体制を強化する。

(3) こどもの学びを支える教育環境の整備

家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが夢や希望を持ち、挑戦できるよう、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進める。

(4) 社会的孤立に陥らないための支援

SOSを発信できない子どもや家庭を支援するため、様々な環境にあるこどもが安全で安心できる居場所づくりや生活の安定に資するための支援施策に取り組む。

貧困の状況にあるこどもの資格取得の支援などにより、社会的・職業的自立に向けた取組を促進する。

(5) 保護者の状況に対応したきめ細かな就労支援

保護者の就労支援に当たっては、仕事と両立しながら安心して子どもを育てられる環境の確保と、職業生活の安定と向上のための支援を進めるとともに、保護者が社会から孤立して働けない場合は、自立に向けた働き方を考えられるよう関係機関が連携して保護者の支援施策に取り組む。

2 ヤングケアラーへの対応

令和6年6月の子ども・若者育成支援推進法等の改正により、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記され、ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義された。

(1) 青森県ヤングケアラーチャンネルの運営

県では、ヤングケアラーを早期に発見し、支援していくため、令和5年9月に、支援者団体と連携したSNS相談窓口「青森県ヤングケアラーチャンネル」を開設している。

ヤングケアラーチャンネルは、LINEを活用して、元ヤングケアラーである相談員等が相談者からの質問や悩みにチャットで回答するほか、元ヤングケアラーの体験談などヤングケアラーに関する情報を配信している。

(2) 青森県ヤングケアラー支援センターの設置

法改正によって、県は、市町村と連携して、地域におけるヤングケアラーの把握から支援につなぐ仕組みを構築することが望ましいとされたことを受け、県では、令和7年8月に、青森県ヤングケアラー支援センターを設置し、関係機関と連携した相談支援、関係機関の職員向けの研修の実施、ネットワークの構築、広報啓発活動などを行っている。

第4節 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応

1 いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援

(1) いじめに対する施策

県及び県教育委員会は、本県の児童生徒の尊厳を保持するため、県・市町村・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法(以下、「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、平成26年6月、青森県いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定し、平成29年10月に改定を行った。

この基本方針に基づき、専門的知識を有する外部人材を委員とする県教育委員会の附属機関である「青森県い

じめ防止対策審議会（以下「いじめ防止対策審議会」という。）」を設置し、県立学校におけるいじめ防止等のための調査研究等について、専門的知見からの審議や重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う体制を整備している。また、県は、法 28 条の重大事態に係る再調査を行う知事の附属機関として、「青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会（以下「いじめ調査部会」という。）」を設置している。

さらに、県教育委員会では、「青森県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置し、関係機関、団体及び各市町村教育委員会の参加を得て、いじめ防止等に関する情報共有や相互の取組に対する一層の連携に取り組んでいる。

具体的な施策としては、いじめ防止対策審議会、いじめ調査部会及び連絡協議会の意見等を踏まえ、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実現するため、校内における児童生徒主体のいじめ防止活動を促進するとともに、各学校の組織的な対応力を強化するため、ハートフルリーダー等を対象とした研修を実施した。

また、教育相談体制の拡充を図るため、公立学校へスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣するとともに、資質の向上を図るための研修会を開催している。児童生徒及び保護者等からのいじめ等の相談窓口として「24 時間子供 SOS ダイアル」等の相談専用電話を開設し、助言・支援を行っている。

さらに、携帯端末が関係するいじめや生徒指導上の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、ネット通報窓口サイトを開設するとともに、ソーシャルメディア等監視員を配置し、児童生徒に係る不適切な情報があった場合は、速やかに学校及び関係機関と連携し、学校への支援や情報の削除に努めている。

このほか、いじめ防止に関するポスターの掲出、いじめ防止標語の Web 広告配信、地域の青少年健全育成団体等と協力して、いじめ防止を街頭で呼び掛ける取組等を行い、児童生徒、保護者、県民が一体となったいじめ防止対策に努めている。

○ いじめ防止キャンペーン推進事業

一人一人がいじめをなくす強い意志を持ち、人を思いやる心やいたわる心を培うことを内容とした標語を募集し、その標語を基に制作した動画を Web 広告配信することで、子どもたちをはじめ広く県民のいじめ防止に向けた意識の啓発を図っている。

【令和 7 年度の実績】

① いじめ防止標語コンクール

県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒並びに一般県民を対象として、いじめ防止を訴える標語を募集し、児童・生徒及び県民一人一人が、いじめについて考える機会を創出している。

- ・ 募集期間 6 月～8 月
- ・ 応募作品総数 6,178 作品
- ・ 審査結果 審査会において、6 作品を優秀賞、4 作品を審査員特別賞として選定し、これを表彰した。

② Web 広告配信

いじめ防止標語コンクールの優秀賞作品を活用した動画を制作し Web 広告配信することにより、いじめ防止に向けた一層の意識啓発に努めている。

ア 令和 6 年度いじめ防止標語コンクール優秀賞作品を基に制作した動画を Web 広告配信

- ・ ゴールデンウィーク期間(R7. 5/1～15)
- ・ 夏休み期間(R7. 7/16～8/31)
- ・ 冬休み期間(R6. 12/16～R7. 1/31)

イ 令和 7 年度いじめ防止標語コンクール優秀賞作品を基に制作した動画を Web 広告配信

- ・ 年度末(R8. 3 月下旬)

(2) 不登校に対する施策

県教育委員会では、児童生徒の望ましい人間関係の構築、児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、教育相談に関わる各種研修講座の充実及び少人数学級の実施、公立学校へのスクールカウンセラー配置・派遣等の拡充に努めている。

また、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、医療・福祉等の関係機関と連携しながら、ケース会議や家庭訪問、面談等を行い改善に努めている。

平成 30 年度からは不登校児童生徒の支援に関わる機関・団体が一堂に会する「不登校児童生徒支援連絡協議会」

を開催し、本県の不登校の現状等についての情報交換や事例を検討し、効果的な支援の手立てや対処の仕方等についての研修を行っている。

令和5年度からは「多様な教育機会を活用した教育支援推進事業」を実施し、不登校支援の調査研究を通して得られた知見を踏まえ、不登校児童生徒の学習機会の提供と支援の在り方について検討してきた。

令和6年9月に「不登校児童生徒支援に関する検討会議」より提言を受け、提言内容を市町村教育委員会や学校、関係機関と共有し、それぞれの立場で、できることから取組を進めるよう周知した。

令和7年度からは「校内教育支援センター推進事業」を実施し、校内教育支援センター設置・整備支援と不登校児童生徒支援の充実に向けた取組を進めている。

(3) 暴力行為に対する施策

県教育委員会では、子どもたちの規範意識の醸成や教員と子どもとの信頼関係の構築に向け、教育相談に関わる各種教員研修講座の開設、公立学校へのスクールカウンセラーの派遣及びスクールソーシャルワーカーの派遣等の施策の一層の充実に努めている。

さらに、「地区健全育成推進会議」や「地域生徒指導連絡協議会」等を開催し、暴力行為の実態や具体的な取組についての情報交換や協議を行うなど、学校、家庭、地域社会、関係機関の協体制の強化に努めている。

2 高校中途退学対策と中途退学者への支援

県教育委員会では、中途退学を防止するため学校における生徒の能力・適性や興味・関心などに応じた魅力ある教育活動となるよう様々な取組の支援に努めている。

学業の継続に悩んでいる生徒に対する各学校のガイダンス機能の充実やきめ細かな教育相談体制の整備が重要であることから、各学校の要請に応じてスクールカウンセラーを派遣するとともに、福祉的な支援が必要な場合は、スクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒や保護者等が抱える悩みや状況等の改善に向けた支援に努めている。

第5節 自殺

1 子ども・若者の自殺対策の推進

令和6年3月に策定した「いのち支える青森県自殺対策計画（第2期）」における重点施策の一つとして「こども・若者世代対策」を掲げ、庁内外の関係機関と連携の下、以下の事業を含めた総合的な対策に取り組んでいる。

(1) SOSの出し方教育の推進

児童生徒の自殺予防に向けた心の教育、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方をも身につける教育＝SOSの出し方教育について、既に各市町村単位で取り組みが進められている。

いのち支える青森県自殺対策計画（第2期）の評価指標として、小中学校におけるSOSの出し方教育を掲げ、令和11年度までに、80%以上の実施を目標としていることから、庁内関係部局と連携のうえ、市町村教育委員会や私立学校等を対象に周知している。

(2) SNS相談事業の実施

平成30年度から、県内の中学生、高校生及び大学生等の若年層を対象に、若年層のコミュニケーション手段としてSNSが中心になっていることを踏まえ、SNSによる即応性のある文字情報による相談事業を実施し、若年層の「相談したい気持ち」に対応し、若年層が抱える悩みの早期解消を図っている。

第6節 外国人

1 外国人の子ども・帰国児童生徒の教育支援

県内の小・中・高等学校等及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒が安心して学べるよう、県内関係機関と連携し、日本語指導体制の確保とその充実のための支援を行っている。

具体的な取組として、「日本語指導スタートアップパッケージ」による日本語の支援、中学生・高校生の進学やキャリア支援のための取組、外国人保護者と学校の連携のための取組を進めている。

第6章 安全と問題行動

第1節 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

1 子どもの虐待の防止

県では、子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育、発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすことから、地域全体で子どもを守る包括的な支援体制を強化しており、子ども虐待の防止に関する広報・啓発、関係する職員の専門性向上のための研修など各種事業を実施している。

2 子供・女性110番の家

「子供・女性110番の家（車）」とは、子供や女性が無理な犯罪に遭った又は遭いそうになって助けを求めてきたときに、その子供や女性を安全に保護し、警察や学校等に連絡するなどして、子供や女性の安全を守っていくボランティア活動である。

各地域では、一般家庭や商店、事業所等の協力を得て、「子供・女性110番の家（車）」の設置促進を図り、子供と女性の安全対策を強化している。

第2-6-1表 子供・女性110番の家(車)設置状況 (令和7年3月末現在)

区分	設置状況
子供・女性110番の家(戸)	10,988
子供・女性110番の車(台)	4,888

資料:警察本部生活安全企画課調べ

第2節 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援

1 非行・犯罪防止対策

(1) 少年補導センター

少年補導センターは、警察、教育、児童福祉等の関係機関、団体及びボランティアが、少年の非行防止を図り、あわせて少年の健全育成を期するための合同活動の拠点として、全国に設置されている。

本県においては、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市及び三戸町の9市町に少年補導センター等が設置されている。

少年補導センターの業務は、少年補導委員等による非行少年等の早期発見、早期補導のための街頭巡回を主とし、少年相談の受理、専門機関への通告、補導連絡会の開催、家庭等に対する補導連絡及び補導活動等に必要の情報資料の収集整備、並びにその他少年の非行防止等に関する事項がある。

第2-6-2表 少年補導センターの設置状況(令和7年1月1日現在)

名称	所在地	設置年月日	補導委員(人)	所長
青森市教育委員会指導課少年育成チーム	青森市栄町一丁目10-10	S41. 4. 1	131	教育委員会指導課長
弘前市少年相談センター	弘前市上白銀町1-1	S41. 6. 1	145	健康福祉部こども家庭課長
八戸市少年相談センター	八戸市内丸一丁目1-1	S38. 10. 1	88	教育委員会教育指導課長
黒石市青少年相談センター	黒石市内町24-1	S41. 4. 1	28	教育委員会社会教育課長
五所川原市少年相談センター	五所川原市一ツ谷504-1	H17. 3. 28	28	教育委員会社会教育課長
十和田市民生部まちづくり支援課	十和田市西十二番町6-1	H19. 3. 30	11	民生部まちづくり支援課長
三沢市青少年補導センター	三沢市幸町1-8	S43. 8. 1	17	市民生活部生活安全課長
むつ市健康福祉部総合福祉課	むつ市中央一丁目8-1	S44. 4. 1	41	健康福祉部総合福祉課長
三戸町少年指導センター	三戸町川守田字関根川原55	S40. 12. 10	24	教育委員会教育長

資料:県民活躍推進課

(2) 不正大麻・けし撲滅運動

近年、若年層を中心に広がりを見せており、全国の大麻事犯検挙者数は令和6年において30歳未満の割合が全体の約7割以上を占めるなど、他の薬物事犯に比べ若年層の割合が高く、本県においても大麻事犯の検挙者数は年々増加傾向にある。

県では、自生している大麻による乱用を防止するため、自生大麻の除去作業を実施している。

併せて、あへんの原料となる、植えてはいけないけしが栽培されていないか巡回が実施され、栽培が確認された場合は警告書を交付し除去させている。

また、悪質事例に対しては、麻薬取締員による取締りを実施している。

第2-6-3表 不正大麻・けし除去状況

(単位:本)

区分\年度	H30	R 1	2	3	4	5	6
大麻除去本数	43,041	60,450	50,173	48,239	47,417	947,518	1,157,574
けし除去本数	3,487	4,297	9,401	10,442	2,895	3,095	3,718

資料：医療薬務課

2 立ち直り支援

(1) 警察

ア 少年警察活動の基本

少年警察活動は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動であり、

- ・ 少年の健全育成の精神
- ・ 少年の心理、生理その他少年の特性に関する理解
- ・ 少年の性行及び環境を洞察するなど処遇の個別化
- ・ 少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないようにすることへの配慮
- ・ 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向への配慮

を基本としている。

イ 非行少年を生まない社会づくりの推進

(ア) 少年の立ち直り支援活動の推進

少年相談への対応、非行などの問題を抱えた少年や犯罪被害を受けた少年に対する継続的な支援を強化するため、令和3年4月、これまで警察本部に設置していた少年サポートセンターに加え、青森警察署、八戸警察署、弘前警察署に少年サポートセンターを設置した。

少年問題の専門職員である少年補導職員を同センターに集中配置し、少年及びその保護者と継続的に連絡を取り、指導・助言を行うとともに、少年警察ボランティア、少年警察ボランティア（少年サポートボランティア「picot」）、関係機関・団体と連携し、少年個々の状況に応じた就学・就労などの支援活動を行っている。

(イ) 少年を見守る社会気運の醸成

社会全体で少年を見守る必要性について理解を得るため、地域の非行情勢について、PTA団体、自治会等に対する情報発信活動を推進するとともに、少年警察ボランティアや防犯ボランティアと連携した声掛け・挨拶運動、社会奉仕活動や各種街頭キャンペーンへの参加など、少年が大人と触れ合うことができる機会の確保に努めている。

(ウ) 街頭補導活動の推進

被害少年及び要保護少年を早期に発見して、継続補導等適切な保護措置を図るほか、不良行為少年を早期発見・補導するため、街頭補導活動を推進している。

※要保護少年…児童虐待を受けた児童、保護者のいない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置が必要と認められる少年をいう。

(エ) 相談活動の推進

少年非行、家出、自殺等の兆候の早期発見とその未然防止、いじめ、児童虐待等に係る被害少年及び要保護少年の保護のため、少年サポートセンター設置の相談電話、インターネット利用の「少年サポートメール」などによる相談活動を推進するとともに、関係機関との一層の連携を図っている。

(オ) 少年の規範意識の醸成活動の推進

少年の規範意識の醸成を図るため、非行防止教室等の啓発活動、少年非行防止 JUMP チームのスキルアップと同チームの活動を推進している。

また、県警察本部及び県教育委員会から合同サポートチームを、学校、PTA、その他少年育成団体の研修会に派遣し、少年の非行防止、犯罪被害防止などの取組を支援している。

(カ) 非行防止活動の推進

「万引き」、「自転車盗」などの非行を防止するため、少年警察ボランティア、学校、PTA、関係機関・団体と連携した巡回の強化及び管理者側に対する自主的防犯対策の指導・要請などの集中対策を推進している。

ウ 福祉犯の取締りの強化

児童の性的搾取を含む福祉犯罪は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、取締りを強化している。

特に、低年齢児童を狙ったグループによる事犯、児童ポルノ販売グループによる事犯、ファイル共有ソフト利用事犯などの悪質な児童ポルノ事犯やコミュニティサイトの利用に起因する児童買春については、各種警察活動を通じてその把握に努め、把握した場合には速やかな捜査を行い、検挙の徹底を図っている。

エ 被害少年支援対策の推進

犯罪被害に遭った少年に対しては、二次被害の防止を図るため、心身への影響に配慮しつつ、個々の被害少年の事情に即した適切な助言を行っているほか、必要に応じて、被害少年カウンセリングアドバイザーの専門的助言を受けるなど、少年の特性に配慮した効果的な支援を行っている。

オ 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進

善良な風俗環境を保持するため、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業、児童の性に着目した営業などの実態把握に努め、各種営業者への指導、警告及び取締りを強化し、少年の有害環境への接触の未然防止を図っている。

また、携帯電話販売会社などに対して課せられている保護者へのフィルタリング説明義務、フィルタリング有効化措置義務等が徹底されるよう携帯電話販売会社などに要請するとともに、保護者説明会などの機会を利用した広報啓発活動により、フィルタリングに対する保護者理解の浸透、少年による有害情報の閲覧やインターネットに起因する福祉犯被害の防止を図っている。

カ 児童虐待への対応における取組の強化

児童の安全の確認及び保護を最優先とした児童虐待への迅速な対応、各種活動を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、児童の安全確認及び保護を最優先とした迅速な対応を図っている。

また、児童虐待及び被害児童を認知した際は、速やかに児童相談所へ通告し、関係機関との緊密な連携を保つなど、児童の保護のための措置を講じている。

キ 学校におけるいじめ問題に対する的確な対応

学校におけるいじめ問題に関しては、学校等関係機関と連携を図るとともに、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、迅速・的確な対応を行っている。

(2) 家庭裁判所

家庭裁判所は、離婚や相続などに関する家庭内の紛争及び非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う裁判所として昭和24年1月1日に発足した。

家庭裁判所は、このような夫婦、親子、相続、戸籍、家族の福祉等に関するいろいろな問題の家事事件について審判や調停を行い、また、罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年等に関する少年事件について、審判を行っている。これらは、非公開の手続きで行われる。

○ 少年保護事件

少年法における「少年」とは、20歳未満の者をいい、このうち、18・19歳の者は、成年年齢の引き下げなどにより、重要な権利・自由を認められ、責任ある主体として社会に参加することが期待される立場となっ

たが、なお成長途上にあり、罪を犯した場合にも適切な教育や処遇による更生が期待できることから、「特定少年」とされ、少年法の適用対象とされている。特定少年については、その立場に応じた取扱いをするため、17歳以下の少年とは異なる特例が定められている。

家庭裁判所が、少年保護事件として扱うのは、主に①犯罪少年（罪を犯した14歳以上20歳未満の少年）、②触法少年（刑罰法令に触れる行為をしたが、その行為の時14歳未満であったため、法律上、罪を犯したことにならない少年）、③ぐ犯少年（18歳未満で、保護者の正当な監督に従わないなどの不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある少年）の事件である。

少年保護事件のほとんどは検察官、警察官から送致されてくるが、これら以外の機関（例えば、児童相談所等）や一般の人も、それぞれの立場から、送致又は通告できるようになっている。

事件を受理した家庭裁判所は、少年に対し、心理学、教育学、社会学等の専門的知見を活用した家庭裁判所調査官による調査を行い、さらに、裁判所技官（医師）が医学的知見に基づく助言や指導をすることもあつた。また、詳しい心身鑑別の必要が生じたときには、少年に少年鑑別所の鑑別を受けさせ、その結果を活用している。

少年に対する処分は、非行に陥った少年を保護し、教育することにより健全な市民として更生させることを目的としており、家庭裁判所の教育的措置によって、少年が立ち直ったため、特に処分を必要としない状況にあると認められる場合には、審判不開始又は不処分決定となる。近年は、保護者への指導助言をより強化し、また、万引き等事件について、被害者の立場を考えさせる講習を実施するなど、教育的措置の充実を図っている。

審判が開かれると、裁判官は、単に非行の内容だけでなく、その背後にあるいろいろな事情について詳しく審理し、かつ、少年の更生を十分考えた上で、少年の処分を決定する。また、重大な事件については、検察官が関与し、合議体により審理を行うこともある。少年や家庭の問題に応じて、児童福祉法による措置が適当であれば知事又は児童相談所長に事件を送り、あるいは、保護観察所の指導、監督が必要であれば保護観察決定がされる。在宅での保護が困難な場合には、少年院や児童自立支援施設において指導、訓練を受けさせることもある。

また、家庭裁判所は少年に刑罰を科することが適当と認めた場合には、事件を検察官に送って刑事裁判を受けさせることもある。以上のほかに、中間的な処分として、少年を家庭裁判所調査官の試験観察に付して一定期間生活状況を観察したり、老人福祉施設等で社会奉仕活動に従事させて、その経過を見た上で最終処分を決めることもある。なお、被害者等の意見聴取、審判傍聴、審判結果通知及び記録の閲覧謄写など、被害者等に対する配慮の充実も図られている。

第2-6-4表 青森家庭裁判所全管内少年保護事件新受状況（事件種類別新受人員）

（単位：人）

事件種別	年別				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯	171	147	183	103	108
特別刑法（除く自動車運転死傷処罰法犯及び道路交通保護事件）	28	7	18	37	35
ぐ犯	5	0	2	0	2
その他			1	74	60
一般保護事件計	204	154	204	214	205
道路交通法違反保護事件	32	27	23	43	44
総数	236	181	227	257	249

※令和4年4月から項目の追加あり

出典：司法統計年報

※令和5年以降、自動車運転死傷処罰法犯は「その他」に計上している。

第2-6-5表 青森家庭裁判所全管内少年保護事件終局状況（終局決定別既済人員）

（単位：人）

終局決定別	年別	令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年		
		総数	一般	道交法												
検察官送致	年齢超過	6	5	1	8	8	0	10	8	2	6	4	2	18	8	10
	刑事処分相当	10	3	7	2	0	2	9	2	7	1	0	1	3	1	2
保護処分	保護観察（17歳以下）※	59	40	19	49	29	20	24	17	7	16	13	3	22	17	5
	保護観察（特定少年・収容期間有）							7	6	1	23	16	7	34	19	15
	保護観察（特定少年・収容期間無）							9	5	4	12	5	7	13	4	9
	児童自立支援施設、児童養護施設送致	1	1	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0	1	1	0
	少年院送致（17歳以下）※	7	7	0	13	12	1	2	2	0	6	6	0	5	5	0
少年院送致（特定少年）							2	2	0	3	2	1	4	4	0	
知事・児童相談所長送致		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
不処分		102	100	2	79	79	0	88	88	0	100	98	2	91	88	3
不開始		51	50	1	18	16	2	37	36	1	46	46	0	44	40	4
従たる事件		8	7	1	6	6	0	8	7	1	8	6	2	12	10	2
移送・回付		16	14	2	9	8	1	21	18	3	5	1	4	11	8	3
総数		260	227	33	184	158	26	218	192	26	230	201	29	258	205	53

※ただし、令和4年3月までは18歳、19歳を含む既済人員

出典：司法統計年報

(3) 少年鑑別所（法務少年支援センター）

少年鑑別所は、法務省所管の施設であり、現在は平成27年に施行された少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づき業務を行っている。各都道府県庁所在地など、全国で52か所（本所・支所を含む。）に設置されている。

少年鑑別所の主たる業務は、(ア) 家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(イ) 観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、(ウ) 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことである。

少年鑑別所法により、少年鑑別所視察委員会の設置、救済や苦情の申出制度等、施設運営の透明性を確保するための法体制が整備されている。

ア 鑑別

鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識や技術に基づき、対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するための適切な指針を示すことであり、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行っている。

イ 観護処遇

家庭裁判所により観護の措置が執られて収容された者の収容期間は、おおむね4週間以内である。収容された少年たちが落ち着いた気持ちで審判を受けられるように、明るく静かで規則正しい生活環境を整備するなど配慮している。また、少年たちが成長過程にあることを踏まえ、その健全な育成のため少年一人一人の自主性を尊重しつつ、学習支援や一般教養の付与等の支援を行っている。

なお、年次別の年間収容人員は、第2-6-6表のとおりである。

第2-6-6表 青森少年鑑別所年間収容人員（過去5年）（単位：人）

年別	R 2	3	4	5	6
男	17	18	17	25	16
女	4	3	3	2	4
計	21	21	20	27	20

資料：矯正統計年報

ウ 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）

非行・犯罪に係る専門的知識や技術を活用し、地域社会における非行及び犯罪の防止、青少年の健全育成のために、本人や保護者等の個人及び関係機関や団体（以下、「機関等」という。）の依頼に応じ、次に示す様々な活動を行っている。

- ① 情報の提供
本人・保護者や機関等に対して、非行・犯罪をした者の特性や他の関係機関に関する情報などを提供する。
- ② 助言
本人・保護者や機関等に対して、特定の対象者のために必要な対応策や処遇方針、指導計画等についての助言を行う。
- ③ 各種調査の実施
本人・保護者や機関等の依頼に応じて、知能検査、性格検査、職業適性検査等を実施する。
- ④ 心理的援助
本人・保護者や機関等の依頼に応じて、面接、カウンセリング、各種プログラム等を実施する。
- ⑤ 青少年の健全育成活動の実施、協力
機関等が実施する社会貢献活動や行事等に協力する。
- ⑥ 事例検討会の実施、出席
機関との事例検討会において、対象者の処遇方針等について助言を行う。
- ⑦ 講演・研修
他機関等に対する研修・講演・法教育等を実施する。
なお、地域援助業務として活動する場合には「法務少年支援センター」として業務を行っており、令和6年における地域援助業務実施人員は、**第2-6-7表**のとおりである。

第2-6-7表 地域援助業務実施人員(令和6年)

単位：人（（ ）内は件数）

区分	一般の方からの相談	機関・団体関係の方からの相談				
		合計	個別の対象者に係る援助 ※1	事例検討会	講演・研修 ※2	その他
件数	40	3,623	90	9 (9)	3,522 (29)	2 (1)

資料：矯正統計年報

※1 令和6年に実施した機関等の相談における個別の対象者に係る援助の内容
…心理検査の実施、問題行動がある少年への継続的なカウンセリングの実施等

※2 令和6年に実施した研修・講演の内容
…小中学校及び高等学校等での法教育（いわゆる出前授業（情報モラル教室、薬物乱用防止教室、性教育）、職員研修等への講師派遣等

(4) 保護観察所

保護観察所は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の推進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的に設置された法務省の機関である。

本県においては青森市に青森保護観察所が置かれ、国家公務員である保護観察官とともに民間ボランティアである保護司が協働して、更生保護関係団体等と連携しながら業務に取り組んでいる。

また、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、社会復帰調整官が、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、対象となった者の病状の改善及び同様の行為の再発防止を図っている。

ア 保護観察

保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と保護司が協働して実施する（事案に応じて、複数の保護観察官又は保護司が担当する場合もある。）。保護観察官及び保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示、措置を執るなど指導監督を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の補導援護を行っている。

なお、保護観察の種類及び保護観察期間については、**第2-6-8表**のとおりであり、保護観察事件の年間取扱い

件数は、第2-6-9表のとおりである。

- アセスメントに基づく保護観察の実施（CFP：Case Formulation in Probation/Parole）

理論的かつ実証的な根拠を基盤とし保護観察対象者に係る情報の収集及び分析の方法を構造化したアセスメントツールとしてCFPを定め、再犯又は再非行のリスクの程度に応じた処遇密度（面接の頻度及び方法、指導監督、補導援護その他の処遇による介入の程度等）を踏まえ、保護観察対象者の犯罪又は非行に結びつく要因や過程等に関する適切な仮説に基づく的確かつ最もふさわしい介入方法を選択して保護観察処遇を実施するとともに、保護観察の実施状況に応じアセスメントに基づく各種措置等の判断を適期適切に行うことにより、保護観察の実効性を高めることを目的としている
- 処遇区分

再犯又は再非行のリスクの程度を踏まえた処遇密度の高低を示すものであり、5つの処遇区分がある。保護観察対象者のある一時点における再犯又は再非行のリスクの程度を示す指標としても位置付けられる。
- 類型別処遇

効果的な保護観察のため、保護観察対象者の心理や犯罪又は非行を誘発する要因及び改善更生を促進する要因に焦点を当て、個々の保護観察対象者の特性に適合した方法で、指導監督及び補導援護を実施するものであり、4領域16類型に全体の構造が体系化されている。
- 専門的処遇プログラム

一定の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対して、その犯罪傾向の改善のため、認知行動療法（自己の思考や物事の捉え方のゆがみを自覚させ、行動パターンの変容を促す心理療法の一つ）を理論的基盤として、体系化された手順に基づき行われるもので、性犯罪再犯防止プログラム、暴力防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、飲酒運転防止プログラムの4種類がある。プログラムの受講は遵守事項により義務付けられる場合と保護観察対象者の任意意思で実施する場合がある。いずれのプログラムも中心は全5回のコアプログラムであり、薬物再乱用防止プログラムについてはコアプログラム修了後にステップアッププログラムがある。
- 社会貢献活動

社会貢献活動は、保護観察対象者が地域社会に貢献する活動を行い、社会の役に立つ体験を通じて、人の役に立てるという感情（自己有用感）や社会のルールを守る意識（規範意識）を育むとともに、一緒に活動するボランティア等とのコミュニケーションを通じて社会の一員としての意識（社会性）を高める効果が期待される保護観察処遇の一つである。
- ジョブキャリア学習

特定少年（処分時18・19歳）で、就労意欲が乏しい者、当面就労の見込みが無い者などに対し、望ましい勤労観・職業観の醸成を図り、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むことを目的として実施するものである。ワークブックを用いた学習に加え、就労準備講習会や職場体験講習、職場見学会等の体験学習を実施する。
- 修学支援パッケージ

修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者に対し、個々の対象者の抱える課題や実情等に応じた様々な修学支援を複合的に実施することにより、再犯・再非行を防止し、修学を通じた円滑な社会復帰を図ることを目的として実施するものである。対象者のニーズを踏まえ、学習支援や学校等の関係機関とケース協議を実施するなどの支援を行う。
- 親業を学ぶ会

保護観察対象者や生活環境調整対象者の保護者等に対し、子どもとのより良い意思疎通のあり方や働きかけの改善について学ばせることにより、親子関係の調整を図り、対象者の改善更生に資することを目的として実施するものである。親業訓練インストラクターによる講話等を行っている。

第2-6-8表 保護観察の種類及び保護観察期間

保護観察の対象となる者		保護観察の期間
保護観察処分少年	家庭裁判所の決定により、保護観察に付された者	処分時18歳未満：原則として20歳まで 処分時18・19歳（特定少年）：2年又は6月
少年院仮退院者	地方更生保護委員会の決定により、少年院から仮退院を許された者	少年院仮退院の日から仮退院の期間が満了するまで。 処分時18歳未満：原則として20歳まで 処分時18・19歳（特定少年）：3年以下
仮釈放者	地方更生保護委員会の決定により刑務所等から仮釈放を許された者	仮釈放の日から残刑期間の満了する日まで。
保護観察付執行猶予者	裁判所の判決により、刑の全部の執行を猶予され保護観察に付された者、又は、刑の一部の執行を猶予され保護観察に付された者	刑の全部を猶予された期間、又は刑の一部を猶予された期間で、いずれもその期間が満了するまで。

資料：青森保護観察所

第2-6-9表 青森県内における保護観察事件の年間取扱件数

(単位：件)

号別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保護観察処分少年	104	84	64	79	111
少年院仮退院者	9	8	14	13	12
仮釈放者	92	108	92	101	86
保護観察付執行猶予者	88	79	80	90	81
合計	293	279	250	283	290

資料：青森保護観察所

イ 生活環境の調整

矯正施設に収容されている者の社会復帰に備えて引受人等の引受意思を調査し、釈放後の居住環境の調整を行い、改善更生に最も適した環境を整えておくことである。生活環境の調整は、矯正施設に収容された後速やかに開始し、釈放になるまで計画的・継続的に行われる。

ウ 更生緊急保護

刑務所から満期釈放された人や裁判で執行猶予となった人若しくは検察庁で起訴猶予になった人などが、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、家族や親戚、公共の福祉機関などから自立更生に必要な保護や援助が得られない場合に、本人自身の申出により、当面の宿泊所の提供や食事の供与、就業の援助、社会生活の訓練といった必要な援助を行うものである。

エ 就労支援・居住支援

犯罪や非行をした人が、再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任のある社会生活を送ることが重要である。そのため法務省と厚生労働省が連携し、公共職業安定所において職業相談・職業紹介を行うほか、協力雇用主のもとでの積極的な就労やトライアル雇用や身元保証制度などの就労支援メニューを活用した支援を行うものである。

更生保護施設プラザあすなろ、自立準備ホーム（県内5か所）、居住支援法人等と連携した居住支援を実施している。

オ 地域援助

更生保護関係団体とも連携し、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人などが、地域社会で生きづらさを抱え支援を必要としているときに、必要な支援を円滑かつ継続的に受けられるよう、多様な分野の機関・団体とのネットワーク構築に取り組んでいる。

カ 犯罪被害者等施策

犯罪・非行による被害者等に対して、更生保護においては、仮釈放等について意見等を述べたい被害者等の支

援や、保護観察中の加害者に対する心情を保護観察所がお聴きし、希望する場合は加害者へその心情等を伝える制度、保護観察中の処遇状況等の通知、不安や悩みに対する相談・支援等の制度を設け、被害者等の思いに応えるよう努めるとともに、保護観察対象者の反省や悔悟の情を深めさせることにも資する施策を行っている。

キ 犯罪予防活動

犯罪や非行の予防のため、世論の啓発や社会環境の改善に努める活動として、更生保護における犯罪予防活動の特色は、社会内処遇実施者としての専門的知識や経験を生かしつつ、犯罪を抑止する社会的諸条件の強化促進に焦点をおいている。

さらに、犯罪や非行に陥った人の社会復帰に対する地域社会の関心・理解を深め、地域社会がそれらの人を排斥することなく地域社会の一員として受入れ、その更生を援助することによって、新たな犯罪・非行を防止することを目指している。

毎年7月を強調月間として「社会を明るくする運動」を実施し、青森県では、県知事を推進委員長として、県内各地で、街頭や地域のイベント等における広報活動、座談会、講演会、スポーツ大会等を通じ、犯罪や非行のない明るい社会づくりを呼び掛けている。

ク 保護司

保護司は、社会奉仕の精神をもって、保護観察所の所掌事務に従事する非常勤の国家公務員として、法務大臣が委嘱し、県内を11の区域に分けた「保護区」に配属されている無給のボランティアである。県内の保護司定数は630名で、保護観察や生活環境の調整に従事するほか、保護区ごとに保護司会を組織し、地域の関係機関・団体と、地域における犯罪予防を始めとする様々な活動を行っている。

令和7年10月1日現在、11地区の保護司会が「更生保護サポートセンター」を自治体等の協力を得て公共施設内に設置し、地域の安心・安全の拠点となっている。また、県単位の組織としては青森県保護司会連合会がある。(令和7年10月1日現在 保護区数11 保護司数565人)

近年、保護司の担い手確保が難しくなっており、県内の保護司数が減少傾向にある。そのため、保護司の適任者、特に若手や有職者の保護司の確保に向け、保護司活動インターンシップの実施、ICT化の推進や保護観察対象者との面接場所確保など、保護司活動の環境整備などの取り組みを進めている。

ケ 民間協力組織

関係組織等	主な活動内容
更生保護法人	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体である。更生保護事業には、更生保護施設を設け、被保護者に宿泊所を提供し、特定の犯罪傾向を改善するための援助等の必要な保護を行う宿泊型保護事業、帰住の援助、金品の給貸与、更生保護施設等に通わせ又は訪問する等により生活相談等の保護を行う通所・訪問型保護事業及びこれらの事業等に対する啓発・連絡・調整又は助成、地域の様々な機関・団体との連携協力体制の構築等を行う地域連携・助成事業がある。
更生保護法人 青森県更生保護協会	被保護者に対する通所・訪問型保護事業の他、保護司会や更生保護女性会、BBS会等の更生保護関係団体の活動への助成、更生保護関係者の研修の実施、更生保護に関する世論の啓発、地域の様々な機関・団体との連携協力体制の構築等の地域連携・助成事業を行っている。
更生保護法人 あすなる	更生保護施設プラザあすなるを設置し、保護観察対象者、満期釈放者、執行猶予者及び起訴猶予者等で、適当な住居が無いため更生のための保護を必要としている者を宿泊させ、食事の給与、就職の援助、生活指導その他の保護を行うことを目的としている。
更生保護女性会	女性としての立場から、地域の犯罪や非行を未然に防止するための啓発活動を行うとともに、次代を担う青少年の健全な育成に努め、過ちに陥った人たちの更生に協力することによって、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体である。(令和7年4月1日現在 地区会数19 会員数730人)
BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)	非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年によるボランティア活動である。(令和7年1月1日現在 地区会数5 会員数84人)
協力雇用主	保護観察対象者や更生緊急保護対象者をその前歴にこだわることなく積極的に雇用等し、職業生活の補導の面から更生保護事業に協力している民間篤志事業家である。(令和6年10月1日現在 207事業所)
自立準備ホーム	施設の一部を、生活する場のない保護観察対象者、満期釈放者、執行猶予者及び起訴猶予者等に提供し、宿泊や食事の給与等を行う福祉施設等である。青森県内では5事業所が登録されている。

資料：青森保護観察所

コ 医療観察

医療観察法は、心神喪失等の状態で、重大な他害行為を行った者に対してその適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによつて、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的としている。

社会復帰調整官が指定通院医療機関等の関係機関と連携し、対象者の居住地の選定や医療及び援助の確保のための必要な調整を行っている。また、通院処遇中は、対象者の居住地等を訪問し、通院及び生活状況を確認し、必要な助言や指導等を行っている。

(5) 薬物乱用防止

インターネットやSNS等の普及により、県内においても青少年への薬物汚染の広がりが懸念されており、青少年の薬物情勢は依然として予断を許さない状況にある。

県及び県教育委員会では、青少年による薬物乱用を防止するために、次のような薬物乱用防止対策に取り組んでいる。

ア 青森県薬物乱用対策推進本部

当本部は、県内の関係行政機関（警察、行政機関等）及び関係団体（医業、薬業団体等）の長などで構成されており、当本部にて策定している青森県薬物乱用防止対策実施要綱に基づき、これらの関係機関・団体が連携しながら、県内における対策を総合的かつ効果的に推進している。

県としては、この要綱に基づき、地域における啓発、広報媒体・運動による啓発等を行っている。

イ 青森県薬物乱用防止指導員

覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止を目的として、地域に密着した啓発活動の強力な推進及び講演等での指導・相談活動を行うため、薬剤師、保護司、民生委員などを青森県薬物乱用防止指導員として委嘱している。

また、各県型保健所単位で指導員地区協議会が設置されており、協議会毎に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動期間中に街頭キャンペーンの実施、各種会合における啓発など各指導員の職能等を活かした活動を展開している。

ウ 薬物乱用防止教室の開催

県教育委員会では、心身の健全な発達や健康の保持増進の観点から、児童生徒の発達の段階に応じ、健康を害する行為をしないという態度等を身につけることが重要であることから、各学校に対して、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、薬物乱用による心身の影響、依存症、社会への影響などについて理解するとともに、適切な意思決定と行動選択ができる資質や能力を育成するため、全ての中・高等学校において薬物乱用防止教室を開催するよう指導している。

また、若年層の大麻や覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用が大きな問題となっていることから、教職員等への薬物に対する正しい知識の普及啓発や指導力の向上を図るため、健康教育指導者研修会の中で薬物乱用防止に関する内容を扱うなど、薬物乱用防止教育の充実を図っている。

(6) 性教育

県教育委員会では、性に関する科学的知識と人間関係の築き方などを包括して「性に関する教育」としてとらえ、指導力の向上を図るために教職員・地域保健関係者等を対象とした「性に関するセミナー」や「性に関する教育指導者研修会」を開催している。また、高校生の性（エイズ）に関する教育のさらなる充実を図るため、平成4年度から、県内の県立高等学校に学校医として6名の産婦人科医を配置し、令和4年度からは13名に拡充し、全ての県立学校の児童生徒・教職員及び保護者に対し性に関する保健指導や講演会、健康相談等を実施することとしている。

(7) 性犯罪・性暴力被害者支援

県では、平成29年4月1日から、性犯罪、性暴力被害者からの相談を受け、必要な支援をコーディネートし、関係機関と連携・協力して支援をつなぐワンストップ支援センターとして、あおもり性暴力被害者支援センターを設置している。

性暴力は怪我や他の暴力に比べて外見では気付きにくく、羞恥心などから被害者自身が告白しにくい犯罪である。特に、被害者が子どもの場合は、本人が性暴力と認識できないことも考えられ、また、身近な大人も気付くことができずに、被害が水面下で深刻化、長期化することもある。

このため、若年層に対する性暴力被害への支援が重要と考え、性暴力被害が潜在化しやすい若年層向けの相談先案内カード、通称「りんごっこカード」及び保護者向けチラシを作成し、毎年小学4年生及びその保護者に対し配付している。

また、男女共同参画やデートDV等を解説する啓発パンフレットに、性暴力被害者相談窓口等の情報を掲載して、毎年高校1年生に配付している。

第7章 情報（インターネット）

第1節 インターネット等をめぐる問題対策の推進

1 青森県青少年健全育成条例に基づくインターネット利用環境の整備

インターネット上の有害情報から青少年を保護することを目的に、条例を平成18年10月に改正（規定の新設）し、平成19年4月1日から施行した。

保護者や事業者等は、青少年がトラブルに遭わないよう、フィルタリングソフトの活用や情報提供などに努めなければならないこととされている。

※条例第21条の2の内容

- 保護者や学校の関係者等の青少年の育成に携わる者は、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- インターネットカフェや公共施設等でインターネットを入場者に利用させる者は、フィルタリングソフトの活用等の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- インターネットに接続する端末設備（パソコン等）の販売業者やプロバイダ等のインターネット事業者は、フィルタリングソフトの活用等に係る情報提供により、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。

2 合同サポートチーム（STEPS）の活動

県教育委員会及び県警察本部は、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチーム（STEPS）を結成し、学校や団体の要望に応じた人数を派遣し、少年非行防止、犯罪被害防止などの取組を支援している。

令和6年度中、スマートフォン等を利用したインターネット関連の犯罪被害防止を目的とした派遣が28件あり、その派遣では県内の児童生徒や教職員、保護者に対して県内の現状を説明するとともに、加害者、被害者にならないために心掛けるべき点やトラブルに巻き込まれた際における対応法などについて、最新情報を取り入れ、発達段階に応じて講話を行っている。

3 インターネットに関する情報の監視

県教育委員会では、携帯端末が関係するいじめや生徒指導上の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、ネット通報窓口専用サイトを開設するとともに、平成22年度からインターネット上の児童生徒が関係する情報の監視を実施している。インターネットの監視については、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の普及に対応し、平成26年度からソーシャルメディア等監視員を配置し、児童生徒に關係する不適切な情報があった場合は、速やかに学校及び関係機関と連携を図り情報の削除や学校への支援に努めている。

また、県警察本部では、少年警察ボランティアの中から2人を「サイバーボランティア」として指定、県内の大学生を「サイバー防犯ボランティア」として委嘱し、サイバーパトロールや小学校、中学校、高等学校におけるネット犯罪被害防止講話等を実施している。

4 青少年のネットセーフティ加速化の取組

青少年が安全・安心にネットを利用できるようにするため、家庭のネットルールづくりを推進するとともに、高校生のネット犯罪被害・加害ゼロ対策として、高校生対象の研修会開催や広報啓発活動を実施しているほか、民間事業者との連携強化に取り組んでいる。

【県民活躍推進課】

青少年及びその保護者を対象として、SNS広告配信による注意喚起と、SNS広告から詳細情報につながる「ランディングページ」で青少年のネットセーフティに関する情報発信を行っている。

また、インターネット利用の低年齢化に対応して、未就学児の保護者を対象とした啓発活動や携帯電話等販売事業者への協力要請のほか、行政、民間事業者、関係団体等によるワーキンググループを設置し、今後の取組等について検討をしている。

- (ア) SNS広告配信・ランディングページでの情報発信
- (イ) 家庭のねっとるーるづくり推進の啓発マグネット（9,000個）の作成
- (ウ) 携帯電話等販売事業者に対する協力要請（フィルタリング啓発リーフレット（8,000部）の作成と配布
- (エ) ワーキンググループの設置

【警察本部人身安全対策課】

令和5年度から「高校生のネット犯罪被害・加害ゼロ対策」として、少年非行防止JUMPチーム員（高校生）及び少年警察ボランティア等を対象に、ネットリテラシー向上を目的とした研修会等を実施しており、令和7年度は県内3ブロック（青森・八戸・弘前）から高等学校3校を選出し、最新の情勢を踏まえたミニ研修会開催と、開催校のJUMPチーム員による同世代に向けたSNS広告掲載用CM動画を制作した。

【学校教育課】

学校の要請に応じて、情報モラル教育に関する講演を実施した。

実施実績は、**第2-7-1表**のとおり。

第2-7-1表 情報モラル教室実施実績

	R4	R5	R6	R7※
小学校	12	15	13	8
中学校	16	24	14	9
高等学校	4	5	1	6
特別支援学校	3	6	2	4
計	35	50	30	27

※ R7は令和7年11月30日まで

資料：学校教育課

第8章 環境づくり

第1節 県の取組

1 青少年健全育成条例に基づく対策の推進

青森県青少年健全育成条例（以下この章において「条例」という。）は、明日の青森県を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、昭和54年12月24日に公布（昭和55年4月1日施行）された。本条例の趣旨は、県民総ぐるみの運動を基調とした青少年の健全育成の推進と関係業界の良識ある判断と自粛によって、その目的を達成しようとするものであり、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応した改正（計11回）を重ねながら現在に至っている。

(1) 条例に基づく指定・推奨等の状況

ア 有害図書類の指定状況

条例第12条の規定に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を審議会の答申を受けて有害指定しており、その状況は**第2-8-1表**のとおりである。

第2-8-1表 有害図書類の指定状況(個別指定)

区分 \ 年度	R 1	2	3	4	5	6
総数(冊)	12	16	15	13	18	13
雑誌	3	8	8	5	11	4
単行本	1	—	—	—	7	9
コミック誌	8	8	7	8	—	—
DVD	—	—	—	—	—	—

資料：県民活躍推進課

イ 優良書籍、映画及び団体の行う活動の推奨状況

条例第25条の規定に基づき、青少年の健全な育成に特に有益であると認められる書籍、映画及び団体の行う活動を審議会の答申を受けて推奨しており、その状況は**第2-8-2表**のとおりである。

第2-8-2表 優良書籍、映画及び団体の推奨

区分 \ 年度	R 1	2	3	4	5	6
優良書籍(冊)	2	2	4	2	1	1
優良映画(本)	—	1	—	—	—	—
優良団体	—	1	—	—	—	—

資料：県民活躍推進課

ウ 条例に基づく表彰状況

条例第26条の規定に基づき、青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの又は青少年、青少年団体でその活動等が他の模範となると認められるものに対して知事表彰を行っており、その状況は**第2-8-3表**のとおりである。

第2-8-3表 条例に基づく表彰状況

区分 \ 年度	R 1	2	3	4	5	6
個人	10	12	11	13	13	10
団体	0	1	2	1	2	0

資料：県民活躍推進課

エ 立入調査員の配置及び調査実施状況

条例の遵守状況について調査と指導を行うために、立入調査員を8人（県民活躍推進課）配置し、県内にお

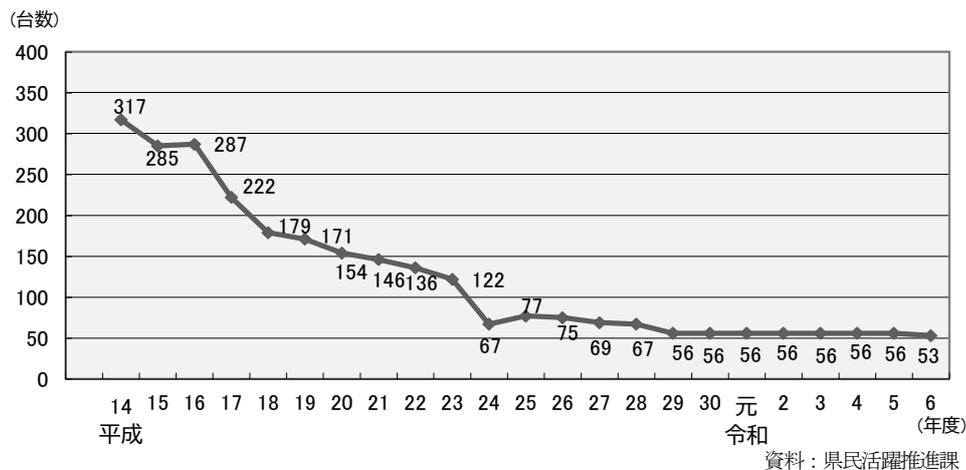
いて立入調査を実施している。

また、県では毎年、立入調査員などによる社会環境浄化一斉調査を行っており、令和5年3月末現在の対象店舗等は、有害図書類等収納自動販売機56、有害図書類取扱書籍販売店55、有害図書類等取扱スーパーマーケット・コンビニエンスストア・一般雑貨店等380、有害DVD取扱店等64、有害コンピュータソフト販売店30、個室カラオケ営業店39となっている。

オ 有害図書類等収納自動販売機の設置状況

本県における有害図書類等収納自動販売機の設置台数は、昭和56年11月以降、年々減少の傾向にあったが、平成6年から増加傾向を示したことから、平成8年の条例改正により、自動販売機等による販売等の状況を把握し、条例の効果的な施行と行政指導が行えるよう、業者に自動販売機等による販売の届出を義務付けている。

本県における平成14年以降の有害図書類等収納自動販売機の設置台数の推移は、**第2-8-1図**のとおりであり、平成16年度以降から減少に転じているが、今後も設置業者などに対する条例の遵守に関する行政指導を行っていく。



第2-8-1図 有害図書類等収納自動販売機設置台数の推移

第2節 困難を有する子ども・若者やその家族に対する支援

1 関係機関等による相談支援体制の強化

ニート、ひきこもり、不登校、発達障害などの困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進するため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの各分野における関係機関等により構築したネットワークにおける相互の連携・協力体制の強化に努めている。

(1) 青森県子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者支援に関わる関係機関の連携・協力体制を強化するため、平成25年度から、子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会として、「青森県子ども・若者支援地域協議会」を設置している。同協議会は、教育、福祉、保健、医療、雇用などの各分野における公的相談機関や行政担当課、民間支援団体、学識経験者など、計29の構成機関で構成されている。

(2) 地域ネットワーク会議の実施

「青森県子ども・若者支援地域協議会」に、地域における関係機関等が連携して支援する体制の強化及び地域の課題解決に向けた協議会の円滑な運営を図るため、令和元年度から県内3地域（津軽、県南、下北）に地域ネットワーク会議を設置している。

また、各地域ネットワーク会議の事務局運営を民間団体に業務委託することにより、会議や研修等の企画運営の試行・実践を通じて連絡調整団体として育成している。

【令和7年度の実施内容】

- 県内3地域（津軽・県南・下北）

令和7年7月～令和8年1月 会議 各2回、研修会 各1回 計 各3回

(3) 「子ども・若者総合案内」の設置・運営

困難を有する子ども・若者やその家族が適切な支援を受けることができるよう、各分野における様々な相談窓口等の周知に努めるとともに、どこに相談したらよいかわからない方などに対して、適切な相談機関を紹介・案内する「子ども・若者総合案内」（専用電話）を平成25年6月から設置している。

2 支援対応能力の向上と支援機関の周知

(1) 合同相談会の開催

地域ネットワーク会議では、支援対応能力の向上のための研修を実施するとともに、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者やその保護者等が地域に構築された総合支援体制につながるができる機会づくりに取り組んでいる。

【令和7年度の実施内容】

多くの相談支援機関が会する合同相談会を県内3地区で各1回開催した。

(2) 「あおもり子ども・若者支援機関マップ」の作成・配布

青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会の構成機関を中心とする子ども・若者支援に関する相談窓口や専門機関を紹介した「あおもり子ども・若者支援機関マップ」を、平成25年度から毎年度作成しており、各相談機関や市町村窓口などを通じて配布するほか、県ホームページに掲載している。

あわせて、地域の相談支援体制の周知を図るため、10代から30代を中心にLINE等SNSを使った広告を配信している。

第3節 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

1 放課後の居場所づくりの推進

○ 放課後児童対策パッケージ2025

地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う「放課後子供教室」は、令和7年4月現在、20市町村で85教室（中核市の八戸市の7教室を含む。）が行われている。

共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて、学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」は、令和6年5月現在、35市町村で277か所（中核市の青森市50クラブ、八戸市の51クラブを含む。）で実施され、16,695人の児童が登録されている。

2 こどもの居場所

○ こどもの未来応援ネットワーク事業

貧困などの様々な課題を抱える子どもや保護者への支援が届くようにするため、関係団体のネットワークを強化し取組を促進させるとともに、こどもの居場所づくり運営団体等への支援を行う

【令和7年度の実施状況】

・ こどもの貧困対策ネットワーク会議の開催

こどもの貧困など課題を抱える子どもや世帯の現状・支援について情報共有し、効果的な支援体制について検討

・ より良いこどもの居場所づくりのためのセミナーの開催

立ち上げたこどもの居場所づくりの活動が継続し、より良い居場所が提供されていくよう、こどもの居場所づくりに取り組む団体等に対し、面接技法や、資金調達、こどもの発達等、こどもの居場所の運営のために必要な情報を研修として実施

○ こどもの居場所づくり促進事業

新規開設団体等に対する立ち上げ経費の支援を行うとともに、社会福祉施設等の団体を対象にこどもの居場所開設に向けた説明会を開催し、こどもの居場所づくりを促進する。

【令和7年度の実施状況】

・ こどもの居場所づくり促進事業費補助

こどもの居場所づくりの新規立ち上げ団体等を対象に、立ち上げに必要となる物品を購入する経費を補助

- ・社会福祉施設等を対象とした説明会
こどもの居場所開設に取り組みやすい環境を有している社会福祉施設、団体・会員を対象として、こどもの居場所開設に向けた説明会を開催

3 子ども・若者のための施設の取組

ア 青森県総合社会教育センター

(ア) 令和7年度の事業の実績

a 青森で生きる未来人財育成事業（高校生地域活動促進事業）

青少年の自己肯定感や主体性を高めることを目的として、高校生を県内各地で行われる地域活動に派遣する。

【令和7年11月30日現在の実績】

(a) オンライン講座の実施

異年齢交流等の多様な体験活動実施のため、様々なボランティア活動について扱う講座を実施する。講義は事前収録し、6月から2月の期間で、オンライン配信する。

	内容・講師	視聴回数
第1講座	テーマ：「ボランティア活動」 日本赤十字社青森県支部 事業推進課 主事 岩井 雄太郎	24回
第2講座	テーマ：「ボランティア活動の実際」 弘前大学人文社会科学部 教授 弘前大学地域創生本部ボランティアセンター長 李 永俊	23回

(b) 対面講座の実施

高校生同士のネットワーク形成や地域における実践活動の体験のため、当該地区及び近隣地区の高校生を対象に、県内3地区で講座を実施する。

	実施日時	内容・講師	受講者数
1	7/13（日） 10:00～12:00	テーマ：「子育て支援ボランティア」 family café あづま〜る 代表 藤林 秀	11名
2	7/19（土） 10:00～12:00	テーマ：「スポーツボランティア」 株式会社ブランデュー弘前 代表取締役 西澤 雄貴	7名
3	7/26（土） 10:00～12:00	テーマ：「地域とともににはぐくむボランティア活動」 十和田NPO子どもセンター・ハピたの 代表理事 中沢 洋子	8名

(c) 地域活動への派遣

ア 対象 市町村及びボランティア団体等

イ 内容 多様な地域活動(学習支援、レクリエーション、イベント補助、異年齢交流等の体験活動等)

ウ 主な派遣先

団体名	活動名及び活動内容	回数/人数
平川市教育委員会	平川市こつこつ教室/小中学生への学習支援	1/1
十和田市健康福祉部 生活福祉課	医療的ケア児交流会 とわだステップ/ステージ発表やブースの運営補助	1/1
青森スポーツクリエイション株式会社	青森ワッツホームゲーム/会場設営・撤去、競技運営	2/3
株式会社ラインメール青森フットボールクラブ	ラインメール青森ホームゲーム/会場設営・撤去、競技運営	2/3
株式会社ブランデュー弘前	ブランデュー弘前ホームゲーム/会場設営・撤去、競技運営	1/1
NPO法人子どもネットワーク・すてっぷ	2025年すてっぷ子ども教室/小学生の活動支援	1/1

b 青森と自分の未来を“カタル”！「キャリアサポ」事業

ふるさとに誇りをもち、主体的に行動できる若者を育成するため、研修によって、一定のスキルを身につけた大学生が高校生等と将来について語り合うワークショップを開催し双方のキャリア形成を図る。

【令和7年11月30日現在の実績】

(a) 内容

○大学生への研修会等の開催

研修名		概要等	参加実人数
基礎研修	基本研修	コミュニケーション、コーチング、ファシリテーション、青森の魅力に関する事項を学ぶ研修	122
	ワークショップ演習	演習を通じ、気持ちや考えを引き出すための方法についての研修	
合同リハーサル研修		ワークショップ運営の一連の流れを確認し、企画のポイントなどを確認する研修 (ワークショップ開催前に実施校ごとに行う)	158
応用研修		ワークショップの企画・運営に必要なマネジメント力や運営ノウハウを学ぶ研修	16
企画運営会議		企画運営委員(大学生の代表者)による、ワークショップの企画内容や運営についての意見交換	14

○ワークショップの開催(参加実人数…高校生等+大学生=1,271人)

- ・高校生対象ワークショップ(高校生…960人)
時期：夏季…8月下旬～9月下旬、冬季…1月下旬～3月下旬
対象：青森県内の高等学校10校(県立・私立を問わない)
- ・中学生対象ワークショップ(高校生…153人)
時期：夏季…8月下旬～9月下旬
対象：中南、西北、三八の各教育事務所から推薦を受けた中学校3校

c 高校生スキルアッププログラム推進事業

学校外学修への積極的な取組とレポート作成によって、高校生の知識や経験の幅を広げるとともに、社会の変化に柔軟に対応し、たくましく生きるための様々なスキルの向上を図ることを目的に事業を実施している。

【令和7年11月30日現在の実績】

(a) 説明会

開催日	会場	参加者	主な内容
5/12(月) 9:30～10:15	オンライン	高校生スキルアッププログラム担当教員、参加希望教員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業説明(概要、昨年度からの主な変更点) ・質疑応答

(b) 参加学校数等（令和7年11月30日現在）

地区	参加学校数	参加生徒数	認定証交付者数	奨励証交付者数
東青	6校	669人	29人	15人
西北	3校	296人	0人	0人
中南	3校	210人	5人	5人
上北	2校	54人	0人	0人
下北	3校	487人	13人	12人
三八	5校	859人	6人	20人
合計	22校	2,575人	53人	52人

d あおもり県民カレッジ運営業務

県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、興味・関心の高いテーマについて体系的・継続的に学習し、その学習成果が社会から適切に評価され、学習成果を生かして社会参加できることを目的として、県民の生涯学習を総合的に支援している。（指定管理者による実施）

【令和7年11月30日現在の実績】

- | | |
|-----------------|-----------|
| (a) 県民カレッジ学生総数 | 28,583人 |
| ・教養学習コース | 26,353人 |
| ・子どもカレッジコース | 2,230人 |
| (b) 県民カレッジ・認定者数 | 累積 9,683人 |
| (c) 連携機関数 | 280機関 |

e 地域学校協働活動推進のための研修

地域学校協働活動の推進に向けて、地域と学校が協働する仕組みづくりに関わる市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進員等の資質向上を図っている。

開催日	会場	主な内容	受講者数
6/6(金) 10:20～15:00	青森県総合社会教育センター	【講義】 「シン・社会教育で、地域と学校の持続可能&幸せな未来をつくろう」 講師 岩手県生涯学習振興協会 事務局長 佐々木 勉	35名

f 家庭教育支援動画等制作普及事業

子育てについて気軽に学べる機会を増やすため、子育てに対する不安や悩みを解決する糸口となる情報を発信し、周知を図ることにより、家庭教育を支援する。

- 家庭教育支援に係るキャラクター等の制作
- 家庭教育支援動画等の制作
- 生涯学習フェアにおけるブース展開
- 普及啓発

g 家庭教育相談事業

子育て中の不安や悩みを軽減することを目的として、乳幼児から高校生の保護者や家族を対象に、電話・メール等による寄り添い型の家庭教育相談を実施している。

【令和7年11月30日現在の実績】

- 電話相談 週3回 月・水・木曜日 13:00～15:00（祝日・年末年始を除く。）
- メール相談(24時間受付)
相談件数：16件（電話相談14件、メール相談2件）

h あおもり家庭教育力向上事業

地域における家庭教育支援体制を整備するため、家庭教育支援者としての理論学習や心構えを学ぶ講座を

開催し、子育てを応援する人材を育成・活用する。

(a) あおもり家庭教育アドバイザー養成講座

- ・参加対象：家庭教育支援者を目指す人及び活動中の人、家庭教育支援に関心のある人、市町村の家庭教育担当者等

実施地区	西北	三八
会 場	つがる市生涯学習交流センター松の館	八戸市総合教育センター
開催回数	全6回（6月～11月の月1回）	全6回（6月～11月の月1回）
受講者数	21人（のべ62人）	31名（のべ128人）

○講座内容

回	期 日・地 区	内 容・講 師
1	6/12(木)・三八	オリエンテーション 講義「家庭教育支援者の役割・心構え」 特定非営利活動法人十和田NPO子どもセンター・ハピタの 代表理事 中沢 洋子
	6/17(金)・西北	
2	7/10(木)・西北	講義「子どもの気持ちを理解するために」 八戸学院大学短期大学部 幼児保育学科 教授 差波 直樹 演習「あおもり親楽プログラムⅠ」 県総合社会教育センター 職 員
	7/16(水)・三八	
3	8/20(水)・三八	講義・演習 家庭教育支援チーム・子育て支援団体等見学 西北地区 学校法人平田学園 認定こども園 育実幼稚園 理事長 平田 昌子 三八地区 特定非営利活動法人はちのへ未来ネットこどもはっち 代表 平間 恵美
	8/27(水)・西北	
4	9/12(金)・西北	講義「気になる子どもの理解と対応」 青森県発達障がい者支援センターDoors センター長 分枝 篤史 演習「あおもり親楽プログラムⅡ」 県総合社会教育センター 職 員
	9/18(木)・三八	
5	10/15(水)・三八	講義「今、親が悩むこと～親子のコミュニケーション～」 岩手大学人文社会科学部 准教授 萩臺 美紀 演習「あおもり親楽プログラムⅢ」 県総合社会教育センター 職 員
	10/31(金)・西北	
6	11/12(水)・三八	演習「あおもり親楽プログラムⅣ」 県総合社会教育センター 職 員
	11/19(水)・西北	

(b) あおもり家庭教育アドバイザースキルアップ研修

開催日時	令和7年9月28日(日) 10:00～12:15
開催方法	講義・あおもり親楽プログラム演習
対 象	あおもり家庭教育アドバイザー
受講者数	9人

(c) あおもり家庭教育アドバイザー派遣

【令和7年11月30日現在の実績】

・派遣件数：13件

・派遣人数：31人

イ 青少年教育施設

青少年教育施設（県立梵珠少年自然の家、県立種差少年自然の家、むつ市下北自然の家、公立小川原湖青年の家）では、施設が自ら企画・実施する主催事業及び学校・各種青少年団体等の計画に基づいて実施する受入事業が行われており、自然環境を生かした自然体験活動やレクリエーションのほか、各種研修が行われている。利用者数は、**第2-8-4表**のとおりである。

第2-8-4表 少年自然の家、青年の家年間延利用者数

(単位：人)

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
県立梵珠少年自然の家		8,549	9,703	13,068	13,679	33,611
県立種差少年自然の家		19,630	18,746	29,628	14,722	36,761
むつ市下北自然の家		3,530	3,619	6,156	6,379	6,043
公立小川原湖青年の家		5,277	5,474	7,754	12,844	14,114

資料：生涯学習課

ウ 公民館

公民館は、地域における青少年の自主グループの育成や学習・レクリエーションの機会と場を提供するなど青少年の地域活動の拠点となっている。このため、県は地域住民と一体となった公民館活動の推進や、その指導体制の充実について指導助言に努めている。

青少年の多様な学習要求への対応や、余暇の健全な活用に資する新たなプログラムの開発、各施設間の連携・協力、学習情報の提供などが積極的に行われることが望まれる。

エ 図書館

県立図書館を含めた県内の公立図書館では、青少年の健全育成を図る上からも、青少年に関する資料の充実やおはなし会の開催、学校への配本など様々な取組みが行われている。

また、県立図書館と市町村立図書館等をオンラインで結ぶ「青森県図書館情報ネットワークシステム」による相互貸借等のサービスも活用されている。

第4節 県民一人ひとりが参画する環境づくり

本県の未来を担う青少年の健全育成に関わる民間活動の中核として、青少年の社会参加の促進・地域社会の環境浄化運動の促進・青少年の非行防止活動などの県民運動を実施している「青少年育成青森県民会議」と協働し、県民一人ひとりが地域の住民としての自覚や愛着に基づいた自主的、自発的な特色ある青少年健全育成運動への取組を促進している。

1 地域活動の支援

(1) 青少年育成県民運動の推進

ア 青少年育成青森県民会議

青少年育成青森県民会議は、県民全ての願いである、青少年の心身ともに健やかな成長を実現するため、県の施策に呼応して、青少年育成関係機関・団体等の支援と協力を得ながら、青少年育成県民運動を推進している民間団体である。(事務局 県民活躍推進課内)

(7) 結成の経緯

昭和40年に、中央青少年問題協議会の青少年非行対策特別委員会で青少年の非行防止と健全育成を進めるために強力な国民運動の推進の必要性が政府に意見具申されるなど、青少年健全育成の一大国民運動の展開の必要性が叫ばれるようになり、昭和41年5月、国民運動の推進母体として青少年育成国民会議が結成された。

本県でも、それと時をほぼ同じくして、国や県の青少年に対する施策と呼応して健全育成のために県民総ぐるみで取り組むことを目的に、昭和41年11月28日、青少年育成青森県民会議が結成されたものである。
(※青少年育成国民会議は平成21年に解散。)

(イ) 組織（令和7年12月末現在）

- ・会長1人、副会長8人、監事2人、委員15人
- ・青少年専門指導員1人
- ・会員（個人 180人、団体 71団体、40市町村）
- ・賛助会員（個人3人、団体 67団体）
- ・事務局10人 事務局長（県民活躍推進課長）
事務局次長（県民活躍推進課長代理）
事務局員8人（うち1人は専任の県民会議主事）

(ロ) 令和7年度事業

重点目標1 健全な家庭づくり運動

- ① 「家庭の日」の普及・啓発

重点目標2 人と人とのつながり、命を大切にする心を育む環境づくり推進活動

- ① あいさつ運動の推進
② 人と人とのつながりを大切にする心を育む活動の推進

重点目標3 青少年の自立と社会参加活動

- ① 青少年の自立と社会参加活動の促進
- 「第47回青森県少年の主張大会」開催
 - ・ 期日…令和7年9月25日（木）
 - ・ 会場…平内町立平内中学校
 - ・ 対象…中学生、青少年育成関係団体等の関係者、PTA関係者、青少年教育関係者等
 - ・ 記録…報告書「青い雲」
- ② 困難を抱える子ども・若者への支援推進

重点目標4 青少年の非行防止とよい環境づくり運動

- ① よい環境づくり運動の推進
- 情報啓発誌「若い芽」の作成・配布
 - ・ 内容…インターネットを安全に利用するための情報、地域活動の様子など
 - ・ 配布先…小学生（4～6年生）及びその保護者、育成関係者、企業など
- ② 非行・事故防止運動への協力
③ 良書の普及推進

重点目標5 県民運動推進体制の整備

- ① 総会、各種会議の開催
- ・ 総会…令和7年6月10日（火）アピオあおもり
 - ・ 委員会…年2回開催（6月、3月）
- ② 地域活動促進事業
③ 青少年育成市町村民会議等への協力
④ 他都道府県民会議との連携
⑤ 表彰
⑥ 広報・啓発活動
⑦ 正会員、賛助会員の加入促進

イ 青少年育成市町村民会議

青少年育成活動を地域社会に十分に浸透させ、より効果的に展開するため、地域住民が進んで参加できるような総合的組織として、全県的に市町村民会議を結成し、青少年育成青森県民会議等と連携しながら、健全育成運動を推進していくことが望まれる。

令和7年4月1日現在の市町村民会議設置状況は、**第2-8-5表**のとおりである。

第2-8-5表 市町村民会議設置状況

既設置 34 (市町村民会議 14 類似の組織 20)

区 分	市町村民会議を設置している市町村	類似の組織を設置している市町村	未設置の市町村
市	青森市、八戸市、十和田市、平川市	弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、つがる市	
町村	東青地域	蓬田村	平内町、今別町、外ヶ浜町
	中南地域		藤崎町、大鰐町、田舎館村
	三八地域	三戸町	田子町、階上町、新郷村
	西北地域	板柳町	深浦町、鶴田町、中泊町
	上北地域	野辺地町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町	横浜町、六ヶ所村
	下北地域	大間町、佐井村	

資料：県民活躍推進課

(2) 「家庭の日」の促進

ア 「家庭の日」の制定

人が生まれ、育てられる最も基礎的な生活の場である家庭は、子どもにとって安心して成長していける場であり、夫婦・親子が愛情と信頼の絆で結ばれ、社会を形成する基礎的な単位である。

「家庭の日」は、県民がそれぞれの地域において、家庭単位で過ごす日として、ぬくもりある家庭づくりを促進し、青少年の健全育成に資することを目的に定められている。

青少年育成青森県民会議では、昭和41年の発足とともに「家庭の日運動」を青少年育成県民運動の重要な柱として推進してきた。

県においても、平成11年9月に「青森県家庭の日及びノー行事日を定める要綱」を制定し、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、家庭づくりについて、家庭内で考え、話し合い、楽しみ合い、協力し合う日としている。また、毎年5月を「家庭の日」普及強化月間とし、その第3日曜日は「ノー行事日」として、県及び公共団体等は原則として行事を開催しないこととしている。

イ 「家庭の日」の具体的なねらい

「家庭の日」を周知するにあたって、具体的には次のようなことを啓発している。

- ・ 家族みんなで話し合おう
- ・ 家族みんなで楽しみ合おう
- ・ 家族みんなで協力し合おう

ウ 「家庭の日」普及啓発の取組状況

県では、「家庭の日」及びノー行事日について、市町村等に対する周知やホームページによる広報活動を行っている。

第5節 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

1 地域の人財育成

(1) 青森県青少年健全育成推進員

「青森県青少年健全育成推進員」の活動状況は、**第2-8-6表**のとおりである。

第2-8-6表 青森県青少年健全育成推進員の活動状況(令和6年度)

活動内容	実施人数(人)
ア 声かけ活動の促進	275
イ 行政機関等との連絡及び協力	208
ウ 研修等への参加及び協力	213
エ 県社会環境浄化一斉調査への協力	208
オ 県青少年健全育成条例の普及啓発	141

資料：県民活躍推進課

(2) 地域活動の向上に向けた人財の育成

- 社会教育を核とする地域ネットワーク活用促進事業（社会教育主事の資質・能力向上と地域課題の解決）
 様々な立場から社会教育活動を支援していく人財を育成し、地域の活性化を図るため、市町村の社会教育主事等の資質・能力向上を図り、首長部局、企業、NPO団体、地域づくり団体等の地域ネットワークを活用した事業の企画・実践に取り組んでいる。
 - ア 地域課題解決スタートアップ研修会の開催
 市町村の社会教育主事を始めとする社会教育関係職員（以下、社会教育主事等）、首長部局、企業、地域住民等が、市町村における地域課題や地域素材等をもとに、地域の活性化を図る取組の方策について考えるワークショップ（熟議）を行い、実施可能な事業について検討する。
 - イ 事業の企画・実践
 社会教育主事等、首長部局、企業、地域住民等で構成される実行委員会が、多面的な視点で、地域に関わる課題を解決したり、地域の良さを生かしたりするための事業を企画・実践する。
 - ウ 地域課題解決フォローアップ研修会の開催
 実行委員会による実践発表及び事業成果を域内の市町村へ波及させるための意見交換を行う。

(3) 少年警察ボランティア

少年警察ボランティアは、少年の非行防止、健全な育成を目指して、街頭補導、少年の社会参加や立ち直り支援、少年非行防止JUMPチームの活動支援、広報啓発などの様々な活動を展開している。

第2-8-7表 少年警察ボランティア内訳

名称	少年補導協力員	少年指導委員	少年サポートボランティア「picot」
任務	地域ぐるみの各種非行防止活動の推進	風俗環境が及ぼす影響から少年を守るための活動を推進	少年により近い目線での立ち直り支援や居場所づくり活動を推進
委嘱者	警察本部長	県公安委員会	警察本部長
任期	1年	2年	1年
人員	県下17警察署 合計 511人	青森、八戸、弘前、五所川原、黒石、十和田、三沢及びむつ警察署管内 合計 64人	青森、八戸、弘前警察署管内 合計 21人（大学生）

注：人員は令和7年10月現在

資料：警察本部人身安全対策課

(4) 少年非行防止（リトル）JUMPチーム

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・高等専門学校の各校で結成されている「少年非行防止（リトル）JUMPチーム」は、規範意識の醸成を図るために非行防止についての呼びかけや、地域のボランティアなどと連携し、「非行防止の輪」を広げる活動を展開している（小学校・義務教育学校前期課程で結成されたものをリトルJUMPチームという）。

- JUMPチームは、
- 万引き防止啓発活動
- 自転車盗難被害防止活動
- いじめ撲滅運動

○情報モラル向上啓発活動
などを学校内外において、それぞれ創意工夫を凝らしながら行っている。

第2-8-8表 令和7年度の(リトル)JUMPチーム員数

区 分	人数 (人)
小学生 (含：義務教育学校前期課程) (リトルJUMPチーム)	2,926
中学生 (含：義務教育学校後期課程)	1,683
高校生	943
高等専門学校学生	6
計	5,558

資料：警察本部人身安全対策課



JUMPチームシンボルマーク

参 考

青森県青少年健全育成条例

昭和54年12月24日青森県条例第34号
改正 昭和59年12月22日条例第49号
改正 平成4年3月25日条例第19号
改正 平成8年10月16日条例第39号
改正 平成10年12月24日条例第60号
改正 平成11年10月18日条例第48号
改正 平成11年12月24日条例第59号
改正 平成14年3月27日条例第48号
改正 平成18年10月16日条例第85号
改正 平成20年10月17日条例第59号
改正 平成28年3月25日条例第25号
改正 令和7年3月28日条例第3号
改正 令和7年7月2日条例第44号

青森県青少年健全育成条例をここに公布する。

青森県青少年健全育成条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 施策（第6条—第10条）
- 第3章 社会環境の浄化（第11条—第21条の2）
- 第4章 行為の規制等（第22条—第24条）
- 第5章 推奨等（第25条—第27条）
- 第6章 雑則（第28条—第29条）
- 第7章 罰則（第30条—第33条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する県及び県民の責務を明らかにし、青少年の健全な育成に関する施策の大綱を定めるとともに、青少年を取り巻く社会環境の浄化及び青少年の健全な育成を阻害する行為の規制等について必要な事項を定めることにより、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

（平11条例59・一部改正）

（適用上の注意）

第2条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用すべきであつて、いやしくも、これを濫用し、自由と権利を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

（県の責務）

第3条 県は、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第4条 削除（平11条例59）

（県民の責務）

第5条 県民は、青少年の健全な育成を助長する社会環境の形成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境から青少年を保護するように努めなければならない。

2 保護者（親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚し、あたたかい環境の中で青少年を監護教育するように努めなければならない。

- 3 家庭を構成する者は、互いに協力し、健全な家庭づくりを進めることによつて、青少年を健全に育成するように努めなければならない。
- 4 学校の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、その職務又は活動を通じて、互いに協力し、青少年を健全に育成するように努めなければならない。
- 5 近隣住民は、互いに協力し、青少年を健全に育成するように努めなければならない。

第2章 施策

(施策の基本)

第6条 青少年の健全な育成を図るための県の施策の策定及びその実施は、県民の自主的な活動を援助し、促進することを基本として、積極的かつ効果的になされなければならない。

(重点施策)

第7条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項を内容とする施策を重点的に推進するものとする。

- (1) 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
- (2) 青少年の健全な育成に関する活動の指導者の養成
- (3) 青少年の健全な育成を図るための施設の整備及びその利用の促進
- (4) 青少年を取り巻く社会環境の浄化活動及び青少年非行防止活動の促進
- (5) 健全な家庭づくりの促進

(推進体制の整備)

第8条 知事は、青少年の健全な育成を図るための施策の推進体制の整備に努めなければならない。

(援助)

第9条 県は、青少年の健全な育成を図るため必要があるときは、市町村、青少年を健全に育成することを目的とする団体、青少年を取り巻く社会環境の浄化のため営業に関して自主規制に努める者の団体等に対し、助成その他の援助の措置を講ずるものとする。

(調査等)

第10条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない。

第3章 社会環境の浄化

(定義)

第11条 この章以下(第5章を除く。)において「青少年」とは、18歳未満の者(婚姻した者を除く。)をいう。

2 この章並びに第28条の2第1項及び第2項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書類 書籍その他の出版物、文書、絵画、写真、映写用フィルム及び映像又は音声が記録されているテープ、音盤、ビデオディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の物品で機器を使用して当該映像又は音声を再生するもの
- (2) 特定がん具類 性に関するがん具及びこれに類する物品(図書類を除く。)
- (3) 危険器具 刃物その他の人に危害を加える器具として使用することができる物
- (4) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物
- (5) 広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの、公衆に頒布されるちらし並びにこれらに類するもの
- (6) 利用カード類 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業(以下「店舗型電話異性紹介営業」という。)又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業(以下「無店舗型電話異性紹介営業」という。)に関して提供される役務に応ずる対価を得る目的で発行される文書その他の物品

3 この章において「青少年立入禁止場所」とは、法第2条第1項に規定する風俗営業(以下「風俗営業」という。)、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業(以下「店舗型性風俗特殊営業」という。)及び店舗型電話異性紹介営

業に係る営業所（同条第1項第5号の営業に係る営業所を除く。）並びに法第31条の2第1項第7号に規定する受付所をいう。

（平4条例19・平8条例39・平10条例60・平14条例48・平18条例85・平20条例59・平28条例25・一部改正）

（指定）

第12条 知事は、図書類、興行及び広告物でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを指定することができる。

- （1）著しく青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
- （2）著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
- 2 知事は、特定がん具類でその形状、構造又は機能が前項第1号に該当するもの及び危険器具でその形状、構造又は機能が同項第2号に該当するものを指定することができる。
- 3 前2項の指定は、告示で行わなければならない。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、青森県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。
- 5 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 6 前3項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の取消しについて準用する。
- 7 何人も、知事に対し、図書類、興行、広告物、特定がん具類又は危険器具について、第1項又は第2項の規定による指定又はその取消しをするよう申し出ることができる。

（平4条例19・平8条例39・平20条例59・一部改正）

（図書類）

第13条 次に掲げる図書類は、前条第1項の規定により指定された図書類とみなす。

- （1）書籍その他の出版物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）が総ページの3分の1以上を占めるもの
- （2）映像又は音声記録されているテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の物品で機器を使用して当該映像又は音声を再生するものであつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものが総場面の3分の1以上を占め、又はその描写の時間が合わせて3分を超えるもの
- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、前条第1項の規定により指定された図書類又は前項の規定により指定された図書類とみなされる図書類（以下「指定図書類等」という。）を青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によつて入手させてはならない。
- 3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等以外の図書類でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によつて入手させないように努めなければならない。
 - （1）青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
 - （2）青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
- 4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等を陳列するときは、他の図書類と区分して屋内の容易に見通すことができる一定の場所に置くとともに、客の見やすい場所に青少年の購入又は借受けを禁止する旨の掲示をするように努めなければならない。
- 5 待合室、集会所その他の施設を管理する者は、当該施設において指定図書類等以外の図書類でその内容が第3項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

（平4条例19・平8条例39・一部改正）

（特定がん具類）

第13条の2 次に掲げる特定がん具類は、第12条第2項の規定により指定された特定がん具類とみなす。

- （1）下着の形状をしたがん具
- （2）使用済みの下着（使用済みと誤認されるものを含む。）
- （3）専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- 2 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、第12条第2項の規定により指定された特定がん具類又は前項の

規定により指定された特定がん具類とみなされる特定がん具類（以下「指定特定がん具類等」という。）を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはならない。

3 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定特定がん具類等以外の特定がん具類でその形状、構造又は機能が前条第3項第1号に該当するものを青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させないように努めなければならない。

4 主として特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、客の見やすい場所に青少年の立入りを禁止する旨の掲示をするとともに、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

(平8条例39・追加)

(自動販売機等への指定図書類等の収納禁止等)

第13条の3 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等又は指定特定がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は特定がん具類について第12条第1項又は第2項の規定による指定があつたときは、当該指定のあつた図書類又は特定がん具類を直ちに撤去しなければならない。

3 知事は、指定図書類等又は指定特定がん具類等が自動販売機等に収納されているときは、当該自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者に対し、当該指定図書類等又は指定特定がん具類等の撤去を命ずることができる。

4 前3項の規定は、青少年立入禁止場所に設置され、かつ、青少年が指定図書類等又は指定特定がん具類等を入手できないように管理されている自動販売機等については、適用しない。

5 自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等以外の図書類でその内容が第13条第3項各号のいずれかに該当するもの又は指定特定がん具類等以外の特定がん具類でその形状、構造若しくは機能が同項第1号に該当するものを自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

(平8条例39・追加)

(自動販売機等による図書類等の販売等の届出)

第13条の4 図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものは、自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 自動販売機等を管理する者の氏名及び住所

(3) 自動販売機等の設置場所並びにその場所を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(4) 自動販売機等の型式及び製造番号

(5) 販売又は貸付けを開始する年月日

(6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち規則で定める事項に変更があつたときは、その日から20日以内に、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る販売又は貸付けを廃止したときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、第1項第1号から第3号までに掲げる事項を当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に表示しなければならない。

(平8条例39・追加)

(危険器具)

第13条の5 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、第12条第2項の規定により指定された危険器具（以下「指定危険器具」という。）を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはならない。

2 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、指定危険器具以外の危険器具でその形状、構造又は機能が第13条第3項第2号に該当するものを青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させないように努めなければならない。

(平20条例59・追加)

(興行)

第14条 興行を行う者は、第12条第1項の規定により指定された興行（以下「指定興行」という。）を青少年に見せ、又は聞かせてはならない。

2 興行を行う者は、指定興行以外の興行でその内容が第13条第3項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないように努めなければならない。

(平4条例19・平8条例39・一部改正)

(広告物)

第15条 広告主又は広告物の管理者は、第12条第1項の規定により指定された広告物（以下「指定広告物」という。）を、青少年の目に触れる場所に掲出し、若しくは表示し、又は青少年に頒布してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反して指定広告物を掲出し、又は表示している広告主又は広告物の管理者に対し、当該指定広告物の撤去その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 広告主又は広告物の管理者は、指定広告物以外の広告物でその内容が第13条第3項各号のいずれかに該当するものを、青少年の目に触れる場所に掲出し、若しくは表示し、又は青少年に頒布しないように努めなければならない。

(平4条例19・平8条例39・一部改正)

(利用カード類の販売等の禁止)

第15条の2 何人も、青少年に対し、利用カード類を販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはならない。

2 何人も、青少年に対し、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業に関して提供される役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならない。

(平8条例39・追加、平14条例48・旧第15条の4繰上・一部改正)

(自動販売機への利用カード類の収納禁止)

第15条の3 利用カード類の販売を業とする者は、利用カード類を自動販売機に収納してはならない。

2 前項の規定は、青少年立入禁止場所に設置され、かつ、青少年が利用カード類を入手できないように管理されている自動販売機については、適用しない。

(平8条例39・追加、平14条例48・旧第15条の5繰上)

(自動販売機による利用カード類の販売の届出)

第15条の4 利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものは、自動販売機ごとに、販売を開始する日の10日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 自動販売機を管理する者の氏名及び住所

(3) 自動販売機の設置場所並びにその場所を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(4) 自動販売機の型式及び製造番号

(5) 販売を開始する年月日

(6) その他公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち公安委員会規則で定める事項に変更があつたときは、その日から20日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その内容を公安委員会に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る販売を廃止したときは、その日から10日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(平8条例39・追加、平14条例48・旧第15条の6繰上・一部改正)

(店舗型電話異性紹介営業等に係る広告物の掲出等の制限)

第15条の5 何人も、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称若しくは所在地若しくは電話番号若しくは無店舗型電話異性紹介営業に係る呼称、事務所の所在地若しくは電話番号又は利用カード類を販売する場所（以下「店舗型電

- 話異性紹介営業に係る営業所の名称等」という。)に係る広告物(公衆に頒布されるちらし及びこれに類するものを除く。以下この項において同じ。)を掲出し、又は表示してはならない。ただし、青少年立入禁止場所に掲出され、又は表示される広告物(青少年の目に触れるおそれがないと認められるものに限る。)については、この限りでない。
- 2 何人も、青少年に対し、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等に係る広告物(公衆に頒布されるちらし及びこれに類するものに限る。)を頒布してはならない。
 - 3 何人も、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等を記載した文書その他の物品を公衆電話機の周囲2メートル以内の場所に置いてはならない。
 - 4 警察官は、前3項の規定に違反して広告物又は文書その他の物品を掲出し、表示し、頒布し、又は置いている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。
- (平8条例39・追加、平14条例48・旧第15条の7繰上・一部改正)

(深夜個室カラオケ営業)

- 第15条の6 個室カラオケ営業(個室を設け、当該個室において客に専用機器により再生される伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業をいう。以下同じ。)を営む者は、深夜(午後11時から翌日の日の出の時までをいう。以下同じ。)において、保護者が同伴する場合を除き、その営業場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。
- (平18条例85・追加)

(古物商等)

- 第15条の7 古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商又は質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合その他正当な理由がある場合を除き、青少年から古物(古物営業法第2条第1項に規定する古物をいう。以下同じ。)を買い受け、若しくは古物の売却の委託を受け、又は物品(有価証券を含む。)を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。
- (平18条例85・追加)

(遊技機営業)

- 第16条 遊技機を設けて客に遊技をさせる営業を営む者は、遊技機の構造及び当該遊技機による遊技の方法からみて、当該遊技機による遊技が青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、青少年に当該遊技機による遊技をさせないように努めなければならない。
- 2 遊技機を設けて客に遊技をさせる営業を営む者は、青少年にその営業場所において遊技機による遊技のため金銭の濫費をさせないように努めなければならない。
- (昭59条例49・一部改正)

(旅館業等)

- 第17条 旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業をいう。)又は設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者は、これらの営業に係る施設が青少年の怠学、怠業又は不純異性交遊の場として利用される等青少年の不健全なたまり場とならないように努めなければならない。
- (昭59条例49・一部改正)

(異性同伴施設)

- 第18条 主として異性を同伴する客に宿泊又は休憩をさせる営業で当該営業に係る施設又は設備が規則で定める要件を満たすものを営む者は、客の見やすい場所に青少年の立入りを禁止する旨の掲示をするとともに、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。
- (平8条例39・一部改正)

(深夜興行等)

- 第19条 興行を行う者又は設備を設けて客に遊技若しくはスポーツをさせる営業(個室カラオケ営業を除く。)を営む者は、深夜において、正当な理由がある場合を除き、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。
- (昭59条例49・平18条例85・一部改正)

(適用除外)

第20条 第13条第2項若しくは第3項、第13条の2第2項若しくは第3項、第14条、第16条又は第17条の規定は、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業（以下「特定遊興飲食店営業」という。）又は設備を設けて客に飲食をさせる営業（風俗営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）を営む者が法第22条第1項第5号（法第31条の23及び第32条第3項において準用する場合を含む。）又は第28条第12項第4号の規定に違反する行為に引き続いてその営業場所において行う青少年に対する指定図書類等の販売等の行為については、適用しない。

2 第13条第2項若しくは第3項、第13条の2第2項から第4項まで、第15条、第15条の6、第18条又は前条の規定は、風俗営業、法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業又は設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者が行う法第16条、第22条第1項第5号（法第31条の23及び第32条第3項において準用する場合を含む。）、第28条第5項若しくは第8項（これらの規定を法第31条の3第1項、第31条の8第1項、第31条の13第1項及び第31条の18第1項において準用する場合を含む。）、第10項（法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）若しくは第12項第4号又は第31条の3第3項第2号の規定に違反する行為については、適用しない。

（昭59条例49・追加、平4条例19・旧第19条の2繰下、平8条例39・平10条例60・平14条例48・平18条例85・平28条例25・一部改正）

（自主規制）

第21条 第13条第3項から第5項まで、第13条の2第3項及び第4項、第13条の3第5項、第13条の5第2項、第14条第2項、第15条第3項並びに第16条から第19条までの規定（以下「自主規制に関する規定」という。）に従って自主規制に努める者は、当該自主規制に当たって互いに協力するように努めなければならない。

2 前項に規定する者の団体は、自主規制についての具体策を定め、その内容を構成員に周知徹底させるとともに、知事に報告するように努めなければならない。

3 知事は、自主規制に関する規定に従った自主規制に努めていない者及びその団体に対し、自主規制に努めるよう要請することができる。

（平4条例19・平8条例39・平20条例59・一部改正）

（インターネットの利用環境の整備）

第21条の2 保護者及び学校の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者は、有害情報（インターネットの利用によつて得られる情報でその内容が第13条第3項各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、有害情報の受信を制限する機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

3 インターネットを利用することができる端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないようにするため必要な情報を提供するように努めなければならない。

（平18条例85・追加、令7条例44・一部改正）

第4章 行為の規制等

（淫行又はわいせつ行為の禁止）

第22条 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。

（場所の提供又は周旋の禁止）

第23条 何人も、青少年が次に掲げる行為をすることを知つてこれらの行為が行われる場所を提供し、又は周旋してはならない。

（1）淫行又はわいせつ行為

（2）大麻の使用

（3）催眠、鎮痛又は鎮咳の作用を有する医薬品をみだりに使用すること。

（4）飲酒又は喫煙

(深夜外出)

第24条 保護者は、深夜において、みだりに青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

(平18条例85・一部改正)

第5章 推奨等

(推奨)

第25条 知事は、書籍、映画、演劇、団体の行う活動等でその内容が青少年の健全な育成にとって特に有益であると認められるものを、審議会の意見を聴いた上、推奨することができる。

(平8条例39・一部改正)

(表彰)

第26条 知事は、次に掲げるものを、審議会の意見を聴いた上、表彰することができる。

- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (2) 青少年又はその団体がその行動又は活動が他の模範になると認められるもの

(推奨等の申出)

第27条 何人も、知事に対し、第25条の規定による推奨又は前条の規定による表彰を行うよう申し出ることができる。

第6章 雑則

(保護)

第28条 何人も、青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれがある事実を発見したときは、保護者、関係機関等に通報する等青少年を保護するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(報告及び立入調査)

第28条の2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、報告若しくは資料の提出をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは営業所若しくは図書類若しくは特定がん具類に係る自動販売機等が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができる。

- (1) 図書類、特定がん具類又は危険器具の販売又は貸付けを業とする者
- (2) 興行を行う者
- (3) 広告主又は広告物の管理者
- (4) 個室カラオケ営業を営む者
- (5) 第15条の7に規定する古物商又は質屋

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード類の販売を業とする者に対し、報告若しくは資料の提出をさせ、又は警察職員に、利用カード類の販売を業とする者の事務所若しくは営業所若しくは利用カード類に係る自動販売機が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査をする職員又は警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平4条例19・追加、平8条例39・平14条例48・平18条例85・平20条例59・一部改正)

(施行事項)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

(平8条例39・一部改正)

第7章 罰則

第30条 第22条第1項の規定に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

2 第22条第2項又は第23条の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第13条第2項、第13条の2第2項、第13条の3第1項、第13条の5第1項、第15条の2、第15条の3第1項又は第15条の6の規定に違反した者
- (2) 第13条の4第1項又は第15条の4第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第15条の5第4項の規定による命令に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第13条の3第3項又は第15条第2項の規定による命令に違反した者
 - (2) 第13条の4第2項若しくは第3項又は第15条の4第2項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (3) 第13条の4第4項、第14条第1項、第15条の7又は第24条第2項の規定に違反した者
 - (4) 第15条第1項の規定に違反して指定広告物を青少年に頒布した者
 - (5) 第28条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくはこれらの規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (平4条例19・平8条例39・平14条例48・平18条例85・平20条例59・令7条例3・一部改正)

第31条 前条第1項及び第2項に規定する者は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができない。ただし、青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。

(平4条例19・平8条例39・平14条例48・一部改正)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第30条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(平8条例39・平14条例48・一部改正)

第33条 第30条又は前条の規定は、第30条の違反行為があつた時に青少年であつた者については、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
(青森県附属機関に関する条例の一部改正)
- 2 青森県附属機関に関する条例(昭和36年1月青森県条例第14号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年9月青森県条例第39号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年9月青森県条例第43号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則(昭和59年条例第49号)
この条例は、昭和60年2月13日から施行する。
附 則(平成4年条例第19号)
この条例は、平成4年5月1日から施行する。
附 則(平成8年条例第39号)
- 1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の青森県青少年健全育成条例第13条第5項の規定によりなされた指定図書類の撤去の命令は、改正後の青森県青少年健全育成条例(以下「改正後の条例」という。)第13条の3第3項の規定によりなされた指定図書類等の撤去の命令とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第11条第2項第1号に規定する図書類(以下「図書類」という。)又は同項第2号に規定する特定がん具類(以下「特定がん具類」という。)の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機又は自動貸出機による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしているものは、改正後の条例第13条の4第1項に規定する図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものとみなして、同項(同項に係る罰則を含む。)の規定を適用する。この場合に

において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の10日前までに」とあるのは「平成9年1月31日までに」と、「次に」とあるのは「第1号から第4号まで及び第6号に」とする。

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から10日を経過する日までに図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機又は自動貸出機による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものに関する改正後の条例第13条の4第1項の規定の適用については、同項中「販売又は貸付けを開始する日の10日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 5 この条例の施行の際現に改正後の条例第11条第2項第5号に規定するテレホンクラブ等営業（以下「テレホンクラブ等営業」という。）を営んでいる者は、改正後の条例第15条の2第1項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項（同項に係る罰則を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の10日前までに」とあるのは「平成9年1月31日までに」と、「次に」とあるのは「第1号から第3号まで、第5号及び第6号に」とする。
- 6 前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第15条の2第1項の規定による届出をした者で改正後の条例第15条の3第1項に規定する区域内でテレホンクラブ等営業を営んでいるものの当該テレホンクラブ等営業については、施行日から2年を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。
- 7 施行日から10日を経過する日までにテレホンクラブ等営業を営もうとする者に関する改正後の条例第15条の2第1項の規定の適用については、同項中「営業を開始する日の10日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 8 この条例の施行の際現に改正後の条例第11条第2項第6号に規定する利用カード類（以下「利用カード類」という。）の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしているものは、改正後の条例第15条の6第1項に規定する利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものとみなして、同項（同項に係る罰則を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の10日前までに」とあるのは「平成9年1月31日までに」と、「次に」とあるのは「第1号から第4号まで及び第6号に」とする。
- 9 前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第15条の6第1項の規定による届出に係る自動販売機については、施行日から3月を経過する日までの間は、改正後の条例第15条の5第1項の規定は、適用しない。
- 10 施行日から10日を経過する日までに利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものに関する改正後の条例第15条の6第1項の規定の適用については、同項中「販売を開始する日の10日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 11 この条例の施行の際現に掲出され、又は表示されている改正後の条例第15条の7第1項に規定するテレホンクラブ等営業所の名称等に係る広告物については、施行日から3月を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。

附 則（平成10年条例第60号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第48号）

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成11年11月1日）

附 則（平成11年条例第59号）抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第48号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第85号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項の改正規定及び第20条の改正規定（「第15条の下に「第15条の6」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第59号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第25号）

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

○刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和七年条例第三号）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第6条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則

に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第7条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年条例第3号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

青森県子ども・若者白書

令和8年2月発行

編集発行 青森県 こども家庭部 県民活躍推進課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

TEL 017-734-9226 FAX 017-734-8050

E-mail katsuyaku@pref.aomori.lg.jp